別添

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)

(案)

2008年12月 総 務 省

1 制度の概要

総務省は、「新競争促進プログラム2010」(06年9月19日)において、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)の有効性について定期的に検証することを目的とする競争セーフガード制度を07年度から運用することとし、これを受け、07年4月、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(以下「運用ガイドライン」という。)を策定・公表した。

また、08年3月27日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(以下「NGN答申」という。)を踏まえ、運用ガイドラインを改定し、本制度に基づく検証対象にアンバンドル機能の対象の妥当性を追加した。

2 今回の検証プロセス

上記1を受け総務省は、08年7月、競争セーフガード制度の運用に関する意見募集を実施し、13件の意見が提出された。さらに、同年8月、当該意見募集結果を公表するとともに再意見(リプライコメント)の募集を行い、11件の意見が提出された(同年10月、再意見募集の結果を公表)。

これらを踏まえ、寄せられた意見(76項目に整理)に対する総務省の考え方(参考資料)を別添のとおり取りまとめたが、これを基に今回の検証結果を以下のとおり整理した。

なお、本文中括弧書きで意見番号が付されているが、これは参考資料の意見番号に対応するものである。

3 検証結果

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。

なお、今回の検証結果において、「注視すべき機能」(運用ガイドライン2(2)イ④ 参照)はないが、事業者間協議では、早期の解決が困難等と考えられる事項については、ブロードバンド市場における公正競争環境の整備等の図る観点から、速やかに情報通信審議会に諮問し、同審議会の審議を経た上で所要の措置を講じることとする。

ア 指定要件に関する検証

(ア) 指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定すべきか、CA TV回線のうち電気通信事業に用いられない回線等をボトルネック性の判断に含めるべきかという論点(意見6~9)について

昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である。

イ 指定の対象に関する検証

(ア) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)、地域IP網及びひかり電話網等を指定の対象から除外すべきかという論点(意見10、11)について

これらの論点に係る設備については、08年3月のNGN答申において、指定の対象とすることが必要との考え方が示されたところであるが、今回の検証時点では、特段の状況の変化はないことから、その考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である。

(イ) イーサネット等のデータ通信網、加入者光ファイバ、局内装置類及び局内光

ファイバについて第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点(意見12~15)について

昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である。

(ウ) 屋内配線を第一種指定電気通信設備に指定すべきという論点(意見17)に ついて

現在、NTT東西と接続事業者との間で屋内配線工事に係る協議が行われており、08年末までにNTT東西から報告が行われる予定であることから、その報告等を踏まえて屋内配線工事のルール化について必要に応じ検討する。

- ウ アンバンドル機能の対象に関する検証
- (ア) NGN、地域IP網及びひかり電話網に係る機能をアンバンドル機能の対象と すべきかという論点(意見19~23)について

これらの論点に係る機能については、08年3月のNGN答申においてアンバンドル機能の対象とすることが必要との考え方が示されたところであり、今回の検証時点では、同答申の考え方を変更すべき状況の変化はないことから、同答申の考え方を踏襲し、引き続きアンバンドル機能の対象とすることが適当である。

(イ) NGNの基本機能(回線認証機能、セッション制御機能、品質制御機能)の一部だけではなく、ISCで規定されるフィルタリング機能を用いてこれら機能を一体的にアンバンドルする方法を検証すべきという論点(意見24)について

まずはNTT東西と接続事業者等との間で協議を行うことが適当であり、当該協議の状況等を踏まえ、アンバンドルの要否など所要の措置を検討する。

(ウ) き線点から利用者宅までの区間をアンバンドルしたドライカッパ接続料を新たに設定すべきという論点(意見26)について

まずは、NTT東西と接続事業者等との間で協議を行うことが適当であり、08年末までに行われる予定の当該協議状況の報告等を踏まえ、アンバンドルの要否を検討する。

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。

(ア) 固定電話と比較して高い水準にある携帯電話の接続料に対する規制を強化すべき、全ての携帯電話会社に同一の接続料を義務付けるべき等、携帯電話の接続料等に関する規制についての論点(意見28~31、65、74、75)について

固定電話と携帯電話は、ネットワーク構成等が異なることから接続料に差異が生じること自体は問題ではなく、また、各携帯事業者において、設備投資やネットワークの維持に係るコスト等が同一でないことにかんがみれば、すべての携帯電話事業者に同一の接続料を義務付けることは適当でない。

しかしながら、近時のトラヒックの増加・相互通信状況等の変化や MVNO の参入など移動通信分野の競争の状況や事業環境の変化を踏まえると、制度の運用面や内容について適時適切な検証を行い、適正な事業環境を整備していくことが必要と認識している。

(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりであり、NTT東西に所要の措置を要請する事項、引き続き注視する事項、その他の事項に区分して列挙する。

ア NTT東西に所要の措置を要請する事項

(ア) NTT東西の116窓口及びウェブサイトにおいて、利用者が加入電話移転転 居の手続を行う際にフレッツ光サービスの営業活動が行われており、累次の 競争ルールに反しているとの指摘(意見48)について

116番への加入電話又はINS64の移転申込みに対し、加入者からの問い

合わせが無いにもかかわらず、活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動を行うことは、累次の活用業務の実施に当たり、NTT東西が電気通信事業の公正な競争を確保するために講じることとした具体的措置の「営業面のファイアーウォール」等に抵触する。

このため、116番への加入電話又はINS64の移転申込みに対し、加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動が行われることのないよう、NTT東西に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用状況について引き続き注視していく。

(イ) NTT東日本の「フレッツ・テレビ」サービスは、放送事業への参入が認められていないNTT東日本の実質的な放送事業への参入であるとの指摘(意見63)について

現行のNTT法においてはNTT東日本が放送事業を営むことは認められておらず、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインにおいても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえ、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスをNTT東日本による放送サービスと誤解することのないよう、NTT東日本は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じる必要がある。

このため、NTT法に基づく業務範囲規制を厳格に運用する観点から、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること等について、NTT東日本に対し、改めてその周知・徹底を要請し、その履行状況について総務省へ報告を求めるとともに、NTT東日本による当該措置の運用状況について引き続き注視していく。

(ウ) NTT東西の県域等子会社(100%子会社)はNTT東西と実質的に一体であるとみなし、禁止行為規制を適用すべきとの指摘(意見37)について

NTT東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等の直接的な対象とならない県域等子会社において徹底されない場合は、結果として公正競争が確保されない可能性がある。この点について、昨年度の検証に基づきNTT東西より県域等子会社における役員兼任の実態について報告を受けたところであるが、NTT東西に対し、当該実態に係る本年度の状況について報告を

求めることとし、NTT東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い、公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していく。

なお、昨年度の検証に基づき、本年2月18日、県域等子会社におけるNTT東西及びNTTドコモグループからそれぞれ受託した業務に係る情報の目的外利用の防止等について、周知・徹底すること等をNTT東西に対し要請し、NTT東西は、当該要請を受けて、適切な措置を講じていると報告したところであるが、NTT東西が当該措置を十分徹底しているかについて引き続き注視し、当該措置の徹底が不十分である等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。

イ 引き続き注視する事項

(ア) NTT東西が接続の業務に関して知り得た情報を自社の営業に利用している という指摘(意見32)について

昨年度の検証に基づき、本年2月18日、NTT東西に対して接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用の防止等について周知・徹底すること等を要請し、NTT東西は、当該要請を受け、適切な措置を講じていると報告したところであるが、NTT東西が当該措置を十分徹底しているかについて引き続き注視し、当該措置の徹底が不十分である等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。

(イ) ドコモショップにおいて、NTTグループ他社商品の取扱いを禁止する措置が 必要との指摘(意見33)について

昨年度の検証結果において、「あくまで販売代理店がNTT東日本との代理店契約によって実施しているものであり、これをもって直ちに排他性があるとは言えず、引き続き注視していく」としたところであり、引き続き注視していく。

(ウ) NTT東西又はNTTドコモによるFMCサービスの提供が自己の関連事業者と一体となった排他的な業務等に当たるとの指摘(意見34)について

本件において指摘されている「ホームU」等の事案は、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い」や「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等に直ちに該当するものとは認められないが、そのサービス提供の態様によっては市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定等に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していく。

(エ) 家電量販店で、NTT東西がOCNを優先的に取り扱っているおそれがあるとの指摘(意見35、44、47)、OCNwith フレッツとNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘(意見36)について

本件について、NTT東西は販売代理店が自ら営業戦略に基づいて選択した結果であるとし、また、NTTコミュニケーションズは家電量販店を通じた営業活動をNTT東西とは独立して実施しているとしており、当該代理店によるOC Nの取扱いがNTT東西による不当な差別的取扱いに該当するとの論拠は十分でないが、本指摘に関連して公正競争確保を阻害する行為が行われていないかについて引き続き注視していく。

NTTドコモは、量販店がNTTドコモの代理店契約とは別に、量販店自らの経営判断でNTT東西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し販売促進施策を実施しているとしており、当該代理店の販売施策が「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するとの論拠は十分でないが、本指摘に関連して公正競争確保を阻害する行為が行われていないかについて引き続き注視していく。

(オ) NTTファイナンスによるNTTグループカードの「おまとめキャッシュバックコース」(以下「特典」という。)が、NTTファイナンスを介したグループ各社の優先的取扱いに該当するとの指摘(意見38)について

当該特典は、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」が禁止されているNTT東西又はNTTドコモにおいて実施されているものではないが、NTTファイナンスにおいて、自社のクレジットカード利用者に対し、NTTグループが提供する電気通信サービスのみを組み合わせた特典の提供が行われているものである。

このような取扱いは現行の法制度上直ちに禁止されるものではないが、当該特典の提供方法(見直しの方向で検討されると聞いている)については、指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していく。

(カ) ドライカッパの新規工事と解除工事における工事設定可能日について公平性を確保すべきとの指摘(意見39)について

NTT東西からは、他事業者の工事もNTT東西自身の工事と同条件としてお

り、差別的な取扱いをしていないとの意見が示されたが、まずは接続事業者と NTT東西との間で協議を行うことが望ましく、当該協議の状況等を踏まえ、総 務省においては必要に応じて所要の措置を検討することとする。

(キ) NTT東西及びNTTドコモの通信レイヤーにおける市場支配力がグループの連携等を活用して上位レイヤーへ不当に行使されていないか適時検証すべきとの指摘(意見41)について

本指摘は「コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉」等に該当する事案を具体的に指摘したものではないが、NTT東西又はNTTドコモが「コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉」を行っていると認められる場合には市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定等に抵触するおそれがあることから、NTT東西及びNTTドコモとコンテンツプロバイダーとの関係について引き続き注視していくとともに、総務省においてもコンテンツプロバイダー等に対する一元的な相談窓口の設置等の施策を検討していく。

(ク) NTT西日本のフレッツ光のウェブサイトには、電話番号から住宅の種別を判別してサービスを案内する機能があり、また、電話帳等で公表していないにもかかわらずNTT西日本の販売代理店からフレッツ光の電話勧誘やDMの送付が行われていることから、NTT西日本が加入電話の顧客情報を利用して営業活動を行っているおそれがあるとの指摘(意見49、50)について

加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動は、累次の活用業務の認可条件である「加入者情報の流用防止」等に抵触することから、NTT西日本の営業活動の適正性について引き続き注視していく。

(ケ) IPv6マルチプレフィクス問題解消のためのNTT東西とISPとの間で行われている協議が公正競争上の問題が生じる結論とならないよう注視が必要との意見(意見52)について

IPv6への移行に伴う諸課題について、NTT東西はISP事業者等と協議を行っているところと承知している。NTT東西が、新たに、都道府県の区域を越えて電気通信役務の提供又は料金設定を行うこととなるISP事業を行う場合には、活用業務の認可申請が必要である。当該申請が行われた場合には、総務省において、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインに基づき、公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの有無について適切に審

査を行う。

(コ) NTTグループの実質的な一体経営を防止する観点から、NTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要との指摘(意見53)について

NTT東西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施しているとしており、引き続き注視していく。

(サ) NTTグループの法人営業の集約により、NTT東西とNTTコミュニケーション ズが共同で営業活動を行っているように見えるという等の指摘(意見55)につ いて

NTT東西は、両社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や、NTTコミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものと同一であるとしているが、当該措置の運用が徹底されない場合には、公正競争を阻害するおそれがあるため、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していく。

(シ) NGNに係る活用業務が認可されたことにより、NTT東西の業務範囲が拡大し、NTT東西の一体化が進行しており、公正競争環境確保の観点からは、現状の措置のみでは不十分ではないかとの指摘(意見57、58)について

「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」等に係る認可に際しては、「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」を履行すること及び8項目の認可条件を条件として付して認可したものであり、NTT東西による当該措置の運用状況及び当該条件の遵守の状況について注視していく。なお、総務省では、公正競争の確保を阻害する問題が現に生じている場合には、競争セーフガード制度に基づく意見募集の時期に限らず、随時意見を受け付けている。

NTTの組織問題については、「ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る」(「通信・放送の在り方に関する政府・与党合意」(06年6月20日)とされている。

(ス) NTT東西の加入電話の移行をてこにしたひかり電話の営業行為は、公正競

争上問題であるとの指摘(意見67)について

本件について、加入電話からNTT西日本のひかり電話への移行が公的施策であるかのような誤解を招きかねない広告物が配布されている不適切な事案があった。

NTT東西は08年6月に設置した広告物の審査組織において、すべての広告物の事前チェックを行うなど広告物の適正化を推進している等としており、NTT東西の宣伝・広告手法の適正化の状況について引き続き注視していく。

(セ) NTT西日本がキャンペーンと称して平成17年から開始した「光ぐっと割引」は、恒常的に提供されているため、適正コストを下回る料金設定になっていないかとの指摘(意見69)について

競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等、競争阻害的な行為がなされていないかどうか引き続き 注視していく。

ウ その他の事項

(ア) NTT東西がフレッツ光の単独設置を条件として棟内光ファイバを無償で提供する営業活動は、公正競争の排除につながるため問題との指摘(意見62)について

本件については、FTTHの屋内(棟内)配線に係るものであるが、事業者変更に伴い、既存配線の撤去・新規配線の敷設が必要になることで、既存事業者による顧客のロックイン効果が大きくなる場合には、公正競争確保の観点から問題となる可能性はあるが、この判断に際しては、例えば、屋内配線の転用を円滑に行うことができない状況が存在しているかなど、FTTH市場における競争環境の状況を考慮することが必要になると考えられる。

なお、屋内配線工事については、現在、NTT東西と接続事業者との間で協議が行われているところであり、O8年末までのNTT東西からの報告等を踏まえ、必要に応じてルール化の要否を検討する考えである。

(イ) NTTドコモ等をNTT東西の特定関係事業者に追加すべきという指摘(意見4 5、46)について 電気通信事業法第31条第1項及び第2項の特定関係事業者に関する規制は、同法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものである。

昨年度の検証結果では、まずは競争セーフガード制度の運用を通じ、電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものであるか否かを検証することが適当であり、当該検証の積み重ねを踏まえ、所要の措置を講じることの適否について改めて検討していくとしたところであり、現時点においては、昨年度の検証結果を変更する特段の事情は認められない。

なお、昨年度の検証に基づきNTT東西に対して要請した事項については、NTT東西による取組が進められているところであるが、今後の競争セーフガード制度の運用等を通じた検証において引き続き注視し、NTT東西の取組が不十分なため市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定等に違反している等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。

総論

| 総論 | | | |
|---------------------------|------|-----|---------------------------|
| 意見 | 再 | 意 見 | 考え方 |
| 意見1 昨年度指摘された懸念事項に対する踏み込 | 再意見1 | | 考え方1 |
| んだ検証や追加的措置とともに、行政指導を踏まえ | | | |
| 講じられたNTT東西の措置を客観的に検証できる | | | |
| 仕組みが必要。また、現行制度の枠組みでは、NT | | | |
| Tグループの市場支配力排除に限界があるため、 | | | |
| 見直しに向けた議論を早急に開始すべき。 | | | |
| ■ 競争セーフガード制度の目的は、「公正競争要件の | | | ■ 本競争セーフガード制度は、PSTN(回線交換 |
| 有効性を定期的に検証すること」とされていますが、 | | | 網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場 |
| 本来「セーフガード」は問題を未然に防ぐための安全 | | | 統合の進展が見込まれる中、電気通信事業法に |
| 装置・保護装置です。昨年度の検証において、所要 | | | 基づく指定電気通信設備制度及び日本電信電話 |
| の措置を要請するに至らず「注視する」とされた事項 | | | 株式会社等に関する法律(以下「NTT法」という。) |
| がありますが、「注視する」のみでは既に発生してい | | | に関連したNTTグループに係る累次の公正競争 |
| る問題の悪化を招きかねません。したがって、昨年度 | | | 要件の有効性・適正性を確保するため、これらを |
| 指摘された懸念事項については、より踏み込んだ検 | | | 定期的に検証する仕組みとして運用するものであ |
| 証を行い、追加的措置をとることが必要です。 | | | ් |
| また、行政指導を踏まえて講じられたNTT東・西に | | | 総務省としては、当該検証の結果を踏まえ、必 |
| よる措置については、単にNTT東・西から報告が行 | | | 要に応じて、指定電気通信設備の対象やNTT等 |
| われたのみであり、当該措置が適切にとられたかど | | | に係る公正競争要件の見直し等の所要の措置を |
| うか、検証が行われていない状況です。競争セーフ | | | 速やかに講じることとなるが、これらについては、 |
| ガード制度の実効性を担保するためには、NTT東・ | | | 市場実態等に応じて、従来の公正競争要件等を |
| 西による自己申告に頼るだけでなく、NTT東・西が公 | | | 緩和・撤廃するだけでなく、追加的措置等を講じる |
| 正競争を担保するために必要な措置を適切にとり、 | | | こともあり得るところであり、個別の事例・事案ごと |
| 正しく運用されているかを、客観的に検証できる仕組 | | | に必要な措置を判断することになると考えている。 |
| みが必要です。 | | | |
| 現行制度の枠組みでは、NTTグループの市場支 | | | ■ 総務省では、「競争セーフガード制度に基づく検 |
| 配力を排除することに限界があるため、現行の公正 | | | 証結果(2007年度)」(以下「昨年度の検証」とい |
| 競争ルールそのものを見直し、抜本的な措置に向け | | | う。)に基づき講じるべき措置について、電気通信 |
| た議論を早急に開始すべきです。アクセスの問題、 | | | 事業の公正な競争を確保するため、本年2月18 |
| 持株体制を基盤としたグループドミナンスの問題を | | | 日、NTT東西に対して要請を行い、同年3月31日 |
| 抜本的に解決しないまま、NTT東・西の事業領域の | | | にその講じた措置について報告を受けたところで |

| 拡大やNTTグループ内連携(ISP、FMC、放送等のサービス)を容認すべきではないと考えます。 (KDDI) | | ある。 また、当該報告については、本年7月24日の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2008年度)」において、NTT東西による措置の状況として公表しているところである。 昨年度の検証に基づきNTT東西に対して要請した事項については、NTT東西による取組が進められているところであるが、今後の競争セーフガード制度の運用を通じた検証において引き続き注視し、NTT東西の取組が不十分なため市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定に違反している等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意見2 本年度の本制度の運用に当たっては、NTT グループ各社の行為を個別に判断するだけでなく、 個別事案が集積した結果、総体として生じる効果も 考慮の上、検証・評価することを要望。 | 再意見2 | 考え方2 |
| ■ 競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)を 通じ、NTT グループによる多様な競争上の問題事例 が網羅的・体系的に収集・検証される機会が得られる ことは非常に有意義であり、昨年度における本制度 の検証の結果、NTT グループに対して 6 項目の措置 が要請されたことは、一定の成果として評価できま す。 ・ 昨年度の本制度の運用を通じ、NTT グループの | ード制度の運用に関するガイドラインにあるとおり、PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、電気通信市場における公正競争環境確保の観点から講じられてきた各種の競争セーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映し | (考え方1に同じ。) |

公正競争上の問題点については、部分的に改善が見受けられた箇所もありますが、依然として、本意見書の各論にて詳述するような「接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用」や「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等に係る問題が残置されており、本年度についてはより厳格に検証並びに指導がなされることが期待されるところです。

- また、昨今、東日本電信電話株式会社(以下、 「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式 会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、「NTT 東日本」と「NTT 西日本」をあわせて「NTT 東西」と いう。)と、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、 「NTTドコモ」という。) 殿による FMC 連携の強化や、 エヌ・ティ・ティ レゾナント株式会社(以下、「NTT レ ゾナント」という。)殿への NTT ドコモ殿の出資等、 市場において支配的地位を有する事業者を中心と したグループ連携が強まっており、接続事業者等が 公平な環境下で競争することは年々困難になってし いる状況です。これら新規の事案に加え、従前から の日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」とい う。) 殿を中心とした NTT グループの定常的な人事 交流や県域等子会社等を通じた一体的営業等は、 個別事案毎に競争環境へ影響を及ぼしているのは 勿論のこと、それら個別事案が集積した結果、総体 として、市場に与える効果がある点を無視すること はできません。
- ・ 昨年度の本制度の運用においても、NTT のブラン・ドカや、グループ会社・代理店等を通じたグループ 連携行為について、「引き続き注視」との評価にとど まっているものがありますが、個別事案における違 法性について「疑義がある」とのレベルにとどまって いる場合や、公正競争上、「ただちに問題がある」と 断定することが困難な場合でも、グループ会社や代 理店が用いている NTT ブランドの活用や市場支配

- この目的に鑑みると、本制度を運用するにあたり、現行の電気通信事業法等の法令及び各種ガイドライン等が遵守されているか否かを検証するのみでは不十分であり、そもそもこれらの規制措置が「公正競争環境確保」という大目的を達成するために十分なものなのか否かという観点での検証が不可欠です。
- 例えば、FTTH 市場においては東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)般(合わせて以下、「NTT東西」という。)が70%以上のシェアを有し、現在もそのシェアを伸ばし続けているという事実があります。これを、現行のルールを遵守し競争を行った結果であれば問題ないと結論付けるのは誤りであり、競争セーフガード制度の趣旨からは、このような事実から現行のルールの不十分さを疑い、ルール自体の変更を行うことが求められるべきものであると考えます。
- また、本制度の適切な運用のためには、詳細な実態調査が必要とされますが、意見募集等を通じて競争事業者側から立証が可能な範囲は自ずと限られてしまうため、総務省殿における積極的な調査が不可欠と考えます。従って、本年度については、事業法第 166 条(報告及び検査)の規定を活用する等により、NTT グループ各社や代理店等を含め、昨年度以上により充実した調査を実施して頂きたいと考えます。
- なお、本制度の運用に関し、NTT 東西殿からは、規制の最小化を図り、原則として各事業者の自由な事業展開に委ね、IP ブロードバンド分野の発展・拡大につなげることが重要との旨の主張がなされていますが、本格的な IP 化時代を迎えるにあたり、少なくともボトルネックである光アクセス網の真の開放がなされていない状況で NTT 東西殿に対して自由な事業展開を許容することは、FTTH

カの有する事業者グループの営業力等が有機的 に作用し、総体的に公正競争にマイナスの作用を 生じ得る点にも着目しなければ、本質的な評価を見 誤るものと考えます。弊社共としましては、各論にて 詳述する NTT グループ各社の行為を積み上げ、全 体を捉えた場合、それらが総体として公正競争環境 是正が必要であると考えます。

以上の点を踏まえ、本年度の本制度の運用にあ たっては、NTT グループ各社の行為を個別に判断 するのみならず、個別事案が集積した結果、総体と して生じる効果も考慮の上、検証・評価して頂くこと を要望します(別添資料1を参照願います)。(省略) なお、現行の法規制の枠組みをベースとして、 NTT グループへの是正を求めることだけでは、抜本 的な解決を図るには明らかに不十分であると考えま す。これまで、電気通信分野における公正競争確保 のために、電気通信事業法(以下、「事業法」とい う。)及び日本電信電話株式会社等に関する法律 (以下、「NTT 法」という。)に基づく各種の競争セー フガード措置が講じられてきたところですが、そもそ も、これら現状の枠組みでは、NTT グループと競争 事業者間の同等性が担保されているとは言い難く、 公正競争を実現する上での問題が数多く存在して います。昨年度の本制度の運用において、NTT グ ループに対する数多くの問題事例が接続事業者等 より提示され、前述のとおり、評価の結果、一部事 案において行政指導が出されたことは、現行のル ールでは公正競争環境を確保することに限界があ ること、あるいは当該ルールが形骸化していること を如実に表しています。従って、公正競争上の問題 を抜本的に解決するためには、NTT の組織の在り 方に踏み込んだ議論、対処が不可欠であると考え ます。本制度が、「新競争促進プログラム 2010」(電 気诵信分野において2010年代初頭までに実施する

市場を中心に再度強まりつつある独占を容認する ことに他ならず、競争の終焉を意味します。

すなわち、NTT 東西殿に対する義務を軽減すべ きか否かという論点は、NTT の在り方の見直しの 中で始めて俎上に載せるべきものであり、現状で は検討に値しないことは言うまでもありません。 に悪影響を及ぼしていることは明白であり、早急に「(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク

モバイル)

| 公正競争ルールの整備等のためのロードマップ)の | | |
|------------------------------|------|---------------------------|
| 一項目であることも踏まえ、検証の結果、得られた | | |
| 成果については、2010年より予定されている NTT | | |
| 組織の見直し議論につなげることが重要と考えま | | |
| す。現状の不健全とも言える市場環境が今後も常 | | |
| 態化し続けた場合、最終的にはサービス面や料金 | | |
| 面をはじめ、消費者の利益を著しく阻害する結果を | | |
| 引き起こすことは明白であることから、総務省殿に | | |
| おかれましても、より一層の真摯な取組みを行って | | |
| 頂くことを要望します。 | | |
| (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ | | |
| バイル) | | |
| 意見3 本制度による検証を行う上で、①PSTNからI | 再意見3 | 考え方3 |
| P網への移行期における NTT のフレッツサービスの | | |
| 営業施策、②モバイル市場に対するドミナント規制 | | |
| の重要性、③NTTグループに係る公正競争要件の | | |
| 見直し、の3つの観点が重要。 | | |
| ■ 当社としましては、2008年度の競争セーフガード制 | _ | ■ 競争セーフガード制度による検証は、PSTNから |
| 度の検証を行う上で、以下に述べる3つの観点が特 | | IP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進 |
| に重要と考えおり、この3つの観点をふまえ、各検証 | | 展が見込まれる中、これまで公正競争確保の観点 |
| 項目について意見を述べさせて頂きます。 | | から講じてきたセーフガード措置の有効性・適正性 |
| ①PSTNからIP網への移行期におけるNTTのフレッツ | | を確保し、市場実態を的確に反映したものとするこ |
| サービスの営業施策 | | とが必要との観点から行われるものである。 |
| 2008年度は、NTT東西殿が「光ユーザ数を2010 | | このため、本制度による検証に際しては、最近 |
| 年度で2,000万加入を達成」とする目標を公表して | | の市場実態や競争状況等を踏まえることが必要で |
| いるとおり、通信サービスの基盤となるネットワーク | | あり、ご指摘の観点も参考としつつ、セーフガード |
| の移行が行われている過渡期にあるといえます。 | | 措置の有効性・適正性を確保するように取り組む |
| その一方で、以下に掲げた状況からも分かるよう | | ことが必要と考えている。 |
| に、PSTNからIP網への移行計画は依然として不透 | | |
| 明な状況であり、IP網におけるアンバンドル施策に | | |
| ついても検討中の段階にあると認識しています。 | | |
| ・ IP網への移行計画は「2010年度に概括的展 | | |
| 望を公表」(※1)とされている。 | | |
| ・提供するサービスにおいても、従来の固定電 | | |

話に代替するIP電話単独のサービスの計画 はたっていない。(※2)

- ・平成20年3月から開始しているNGNサービス「フレッツ光ネクスト」の接続料については、検討中の段階にある。
- ・シェアドアクセスについては、接続事業者が NTT東西殿のサービスと対抗できるアンバンド ルメニューがない。

このような将来的な見通しが不透明な状況の中でも、NTT東西殿においては、フレッツサービスの拡販が継続して行われてきており、やや過大とも思われる2000万加入の目標も影響していると思われますが、昨今、競争セーフガード等の取組みで積み重ねてきたアクセス回線及び固定電話市場でのドミナント性に起因した累次のルールに反する行為が行われる蓋然性が更に高まっていると見ています。

これでは、ブロードバンド市場における公正競争は著しく損なわれることになり、NTT東西殿のFTTHサービスシェア(72.2%※3)はさらに拡大し、市場の独占化は避けられなくなることを強く懸念します。なお、競争ルールに反するフレッツサービスの拡販は、結果的に利用者の利益も損なう結果になることから、NTT東西殿におけるフレッツサービスの営業施策に対し、競争セーフガード制度の中で、改めて重点的に検証が行われるべきと考えます。

参照:

- ※1 平成20年5月13日 NTT決算資料「サービス創造グレープを目指して」
- ※2 総務省殿におけるユニバーサルサービス委員会 等の検討状況から
- ※3 平成20年6月 総務省資料「電気通信事業分野の 競争状況に関する四半期データ」

②モバイル市場に対するドミナント規制の重要性

当社では、モバイル市場に対して、以下で挙げたような基本的な認識を有しているため、更に競争を促進し利用者利便性の向上を図る取組みが必要と考えます。

- ・ モバイル市場は、その契約者数が1 億(※4)を超え、利用者の需要も固定サービスからシフトしており、それに対応して利用者の利便性に与える影響、及び競争施策の有する意義は、固定サービスと比較しても相対的に大きくなっている。
- ・ モバイル市場における競争状態については、各社 から様々な割引サービスが提供されているものの 自社利用者間もしくはグループ内通信に特化され る場合が多く、部分的に行われている傾向にある。
- ・ さらに、割引サービスの形態が横並びの傾向にある。(この点については「新規の競争の相互牽制の 表れと考えることも可能であることは留意が必要」 (※5)との指摘。)
- ・ 番号ポータビリティ制度導入以降、事業者間乗換えが以前より容易になっているものの、メールアドレスが変更できない等の理由により、それに因る顕著な競争の促進を見ることは難しい。

これらの状況を勘案しながら、競争セーフガード制度の取組みの中で、第二種指定電気通信設備制度の運用の適正性が検証され、その結果が今後における第二種指定電気通信設備制度の在り方の検討につながる契機となることを期待します。

参照:

- ※4 平成20年6月 総務省資料「電気通信事業分野の 競争状況に関する四半期データ」
- ※5 平成20年6月 総務省資料「電気通信事業分野に おける競争状況の評価2007(案)」

③NTTグループに係る公正競争要件の見直し

2010年に予定されているNTT組織問題の検討(※6)を見据え、現在のNTTグループに係る各公正競争要

件が現在の市場実態に沿ったものであるかの検証 は、2008年度においても重要な観点であると考えま す。

特に、NTT東西殿と県域等子会社との関係、さらに モバイル市場において約50%の市場シェアをもち支 配力を有するとともにNTTグループを実質的に牽引す るNTTドコモ殿との関係については、特に注視し検証 を行うことが必要であると考えます。

参照:

っています。

|※6 平成18年6月20日 「通信・放送の在り方に関する| 政府与党合意」

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見4 情報通信市場を取り巻く環境は、大きく変化 しており、過去に導入された公正競争要件を緩和・ 撤廃する方向で抜本的に検証・見直しを行い、各事 業者が自由に事業展開を行うことができる環境を 整備すべき。

■ 情報通信市場では、IP化の進展により、県内/県 間等の区分のないシームレスで多彩な新サービスが 続々と提供されるとともに、固定・携帯事業の統合を はじめとする事業者の合従連衡が進展しています。 NTTグループ以外の他事業者は、現に一社で固定・ 携帯事業を提供しており、更には固定・携帯サービ スを同一のネットワークに載せる計画を公表する等、 更なる融合化を進めようとしています。このように、 情報通信市場を取り巻く環境は、指定電気通信設備 制度が導入されたり、NTTグループに係る累次の公

指定電気通信設備制度が導入されたり、NTTグ ループに係る累次の公正競争要件が設定された当 時は、新規参入事業者が当社と同等のメタル回線や PSTN網を自ら構築し、市場に参入することは実質 的に不可能であったため、当社の設備を開放し、接

正競争要件が設定された当時と比べると大きく変わ

再意見4

は自社の契約者である加入電話とISDNを併せて 5000 万契約以上を持っており、その上で光ファイ バー事業を進めている。これは、加入電話契約に よる安定的な収入があっての事であり、FTTHに関 わる設備構築や事業推進に、加入電話利用料に よる収入が割当てられてのことである。

加入電話のみ契約してFTTHを必要としない契 約者にとっては、その利用料金がFTTHサービス の為に使われるのは到底納得出来るものでは無 く、FTTH事業は採算分離されるべきであります。

加入電話の利用料金は加入電話事業の維持管 理のために使い、コスト削減を図った上でその契 約者に利用料金値下げ等で還元するべきでありま

少なくとも、早急にFTTH事業と加入電話事業に ついて、それぞれ独立採算とした場合の収支内容 考え方4

■ 西日本電信電話会社と東日本電信電話会社で ■ 競争セーフガード制度は、PSTN からIP 網へのネ ットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込ま れる中、電気通信事業法に基づく指定電気通信設 備制度及びNTT法に関連したNTTグループに係 る累次の公正競争要件の有効性・適正性を確保 するため、これらを定期的に検証する仕組みとして 運用するものである。

> 総務省としては、当該検証の結果を踏まえ、必 要に応じて、指定電気通信設備の対象や NTT 等 に係る公正競争要件の見直し等の措置を速やか に講じることとなるが、これらについては、市場実 態等に応じて、従来の公正競争要件等を緩和・撤 廃するだけでなく、追加的措置等を講じることもあ り得るところであり、個別の事例・事案ごとに必要 な措置を判断することになる。

続条件を整備することが、競争を促進するための唯一の方法でしたが、光ブロードバンドサービスやWi MAXに代表される広帯域無線サービス等がこれから本格的に展開されようとしているIPブロードバンド時代においては、それらサービスにふさわしいインフラ整備、技術開発の面で、既存事業者も新規参入事業者も同じスタートラインに立っており、今後のIPブロードバンド市場の発展は各事業者の創意工夫や努力如何にかかっているところです。

このような環境下において、なお、従来の競争政策(ボトルネック設備を指定し、その設備を公定料金で内外無差別に貸し出しさせる仕組み)を継続した場合、自ら努力して設備を造るよりも、他人が努力して造った設備を借りた方が有利となることから、本来行われるべき「設備競争」は進展せず、特定の事業者の設備独占の上にサービス競争のみが展開される構造を変化させることはできません。

これから本格的にIPブロードバンドサービスが展開されようとしている時期であるからこそ、ここは従来の発想を転換して、21世紀のIPブロードバンド時代にふさわしい競争政策(あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づく事前規制をかけず、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹する政策)に思い切って舵を切り、各事業者が自らのリスクで設備を設置し、技術を開発し、それぞれの創意工夫によりお客様のニーズに即したサービスを提供するよう促す競争環境を整備することで、お客様利便の向上、ICT産業の成長・拡大、ひいては我が国全体の経済の活性化、国際競争力の維持・向上を図るべきです。

したがって、競争セーフガード制度の運用にあたっ ・ ては、過去に導入された指定電気通信設備制度やN TTグループに係る累次の公正競争要件を緩和・撤 廃する方向で抜本的に検証・見直しを行って頂き、各

を分かり易く国民や契約者に公表するべきであり ます。

(個人)

- NTT 東西殿は、公社時代から独占的に線路設置基盤を有しており、また、一定のルールは設けられているものの、これらの基盤の利用において依然として競争事業者と比べて手続面・費用面で有利である等、NTT 東西殿は設備構築において競争事業者と比べて圧倒的に優位な状況にあることは明らかです。
- ・ このような状況において、設備競争が「本来行われるべき」競争であるといった主張は全く受け入れられないものであり、そもそも、競争事業者が市場に参入するにあたり、新たに設備を構築するか、他社の設備を借りるかという判断は、事業者が経済合理性等に基づいて選択するものであるべきです。
- ・ なお、NTT 西日本殿は、「他人が努力して作った 設備を借りた方が有利」と主張されていますが、接 続事業者は接続料という形で適正報酬も含む対価 を支払っており、当該主張は適切でないと考えま す。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

- 本意見において、「公定料金」という用語が「各社と比較し常に最も安価な接続料金」との趣旨で使用されているのであれば、現状の接続料金算定の各スキーム(LRIC、実際費用原価、等)の目的に則していない内容であると考えます。
- ・ また「自ら努力して設備を造るよりも、他人が努力して造った設備を借りた方が有利」との意見がありますが、NTT西殿においてもNTT東殿のエリアでNTT東殿など他社の設備を借りてサービス競

| , | | , |
|-----------------------------|-----------------------------------------|---------------------------|
| 事業者が自由に事業展開を行うことができる環境を | 争を行い市場を活性化させることが可能となって | |
| 整備して頂きたいと考えます。 | おりますが、そのような競争は現状行われておりま | |
| (NTT西日本) | せん。 | |
| | (イー・アクセス、イー・モバイル) | |
| 意見5 設備ベースの競争の進展により、市場環境・ | 再意見5 | 考え方5 |
| 競争状況は大きく変化しているため、現時点におけ | | |
| る市場環境・競争環境を十分検討した上で、「不可 | | |
| 欠性」のない設備については、早急に指定電気通 | | |
| 信設備の対象から除外すべき。 | | |
| ■ 現行の指定電気通信設備制度は、従来の電話のメ | | |
| タル回線やネットワークを前提に、当社以外に設備を | | 度による運用を通じて毎年度検証することとしてお |
| 構築する事業者がなく、他事業者は当社が設置した | | り、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライ |
| 設備を利用せざるを得ないといった状況を念頭に導 | | ン」に規定する指定の対象の妥当性に関する考え方 |
| 入されてきたものですが、その後、我が国では、世界 | | に基づき、その妥当性・適正性の確保に努めてまい |
| で最もオープン化が進展しており、ブロードバンド市 | | りたい。 |
| 場においては、FTTH、ADSL、CATV及び高速無線 | ら設置し当社の局内装置を利用するケースはほと | |
| アクセス等、他事業者による多種多様なアクセスライ | んどない等、現実に設備ベースの競争が進展して | |
| ンが提供されるとともに、ルータ等の局内装置につい | おり、その市場環境・競争状況は大きく変化してお | |
| ては他事業者が自ら設置し当社の局内装置を利用 | ります。」との意見について、「設備を利用していな | |
| するケースはほとんどない等、現実に設備ベースの | いから競争が進展している」と判断することは十分 | |
| 競争が進展しており、その市場環境・競争状況は大 | な根拠がない意見と考えます。 | |
| きく変化しております。 | 利用実績がないという理由のみでアンバンドル | |
| また、指定電気通信設備の範囲は、あくまで設備 | 機能の対象から除外すべきではないと考えます。 | |
| の「不可欠性」の有無により判断すべきであり、指定 | 特に、FTTH サービス利用者が年々増加している | |
| とする場合は、規制する立場にある行政が十分な説 | にもかかわらず、加入者光ファイバのアンバンドル | |
| 明責任を果たすべきであると考えますが、昨年度の | 機能が利用され他事業者の参入が見込まれない | |
| 検証における指定を解除しない理由は、いずれも「不 | のは、シェアドアクセスの1分岐単位接続に係る問 | |
| 可欠性」があることについて具体性を欠くものであり、 | 題にも見られるように、他事業者の参入意欲があ | |
| 合理的な理由とはなっておりません。 | ってもその接続形態や接続料金など利用条件が | |
| したがって、今年度の検証にあたっては、現時点 | 競争を活性化し且つ他事業者の利用を促進するよ | |
| における市場環境・競争環境を十分検討した上で指 | うなものとなっていない可能性があり、むしろこの | |
| 定電気通信設備の棚卸しを行い、「不可欠性」のな | 競争セーフガードで特に重点的に検証しなければ | |
| い以下の設備については、早急に指定電気通信設 | ならない項目であるとも考えられます。 | |
| 備の対象から除外していただきたいと考えます。 | ・ 先般、新たに指定の対象に加えられた NGN にお | |

| (NTT東日本) | いても、今後、競争による新たなサービスの進展と 需要の拡大が期待されるところです。また NGN の インフラとなる光ファイバはボトルネック設備であ り、NGN は光ファイバと一体として設置され、接続 に不可欠な設備であるため現状の指定対象を維 持すべきと考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル) | |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

1 指定電気通信設備制度に関する検証

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

| 意見6 第一種指定電気通信設備の指定について |
|---------------------------|
| は、①「指定しない設備を具体的に列挙する方式 |
| (ネガティブリスト方式)」を採用する、②端末系伝送 |
| 路設備の種別(メタル・光)を区別せずに行うという |
| 現行の考え方は継続されるべき。 |

|■ 指定要件については現行維持が適切

- ・ 現行の指定要件については、これに基づきADSL サービス等国際的にも競争力のあるサービスが 実現され日本の通信市場における競争施策の根 幹をなしているものであり、引き続きの維持が必 要と考えます。
- ・また、現行の指定要件の維持は、NWのIP化及び 次世代ネットワークの進展の中で、物理レイヤで の市場支配力を梃子にした上位レイヤへの市場 支配力の行使に対しても有効であると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ 指定要件について、昨年度の本制度の検証におい て以下の考え方が示されているところです。

再意見6

当社の財産権を制限する面を有しており、このよう な私権を制限する対象となる設備は、規制する立 場にある行政当局が個別に不可欠性を挙証でき た必要最小限のものに限定すべきであると考えま す。

また、昨年度の検証を引用し、「ネガティブリスト 方式の採用は第一種指定電気通信設備制度の 趣旨に照らして妥当」との意見が示されております が、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバ ンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、 サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正 等の行政手続きが必要となること、また事実上、 認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要と

考え方6

|■ 先般の当社意見で述べたとおり、接続ルールは|■ 07年3月付答申「コロケーションルールの見直し 等に係る接続ルールの整備について」(以下「3月 答申」という。)において示されたとおり、伝送路設 備及び交換等設備に対する指定方法をネガティブ リスト方式(指定しない設備を具体的に列挙する方 式)からポジティブリスト方式(指定する設備を具体 的に列挙する方式)に変更した場合、ボトルネック 性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指 定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の 健全な発達が損なわれる可能性がある。

> また、現時点においても、ネガティブリスト方式 の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等 に対し重大な支障となっているという事実は認めら れないし、NTT東西が指摘するような「NTT東西を

- ポジティブリスト方式はボトルネック性を有す る設備であるにもかかわらず一定期間指定さ れない場合が生じ得るリスクがあり、ネガティ ブリスト方式の採用がNTT東西による迅速な サービス提供に対し重大な支障となっている という事実や、NTT東西を競争上不利な状況 に置く又はお客様利便を損ねている等の状況 も認められないことから、ネガティブリスト方式 の採用は第一種指定電気通信設備制度の趣 旨に照らして妥当。
- メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用 者から見て代替性の高いブロードバンドサー ビスの提供に用いられていること、②既存の 電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に メタル回線を光ファイバ回線に更新する際の コスト・手続の両面において優位性を有してい ることから端末系伝送路設備の種別(メタル・ 光)を区別せずに第一種指定電気通信設備 の指定を行うことには合理性がある。

今年度においても、上記の考え方に変更を加える べき状況の変化は認められないことから、ネガティブ リスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタ ル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指 定を行うといった現行の考え方は継続されるべきと 考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ バイル)

なることは、当社を競争上極めて不利な立場に置 くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や 料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著 しく損ねていると考えます。

したがって、行政当局においては、現行の指定 告示の規定方法である「指定しない設備を具体的 に列挙する方法 」を「指定する設備を具体的に列 挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設 ■ また、端末系伝送路設備について、メタル・光の 備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その 対象設備は、規制する立場にある行政当局が個 別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のも のに限定すべきであると考えます。

(NTT東日本)

敷設されていること、③実態としてNTT東西は ■ 「ネガティブリスト方式の採用は第一種電気通信 設備制度の趣旨に照らして妥当」といった現行の 考え方を継続すべき理由として、昨年度の本制度 の検証結果に示されたとおり、「ネガティブリスト方 式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供 に対し重大な支障となっているという事実や、NTT 東西を競争上不利な状況に置く又はお客様利便 を損ねている等の状況も認められないこと」が挙 げられていますが、殆ど全ての県内設備に事前規 制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指 定方法を継続した場合、熾烈な競争が繰り広げら れているブロードバンド通信市場においても、サー ビス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の 行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事 前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様 に対する新サービスの提供や料金値下げを遅ら せる原因となり、当社を他事業者との競争上極め て不利な立場に置くことになるだけでなく、今から 花開こうとしているブロードバンド通信市場でのイ ンフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことに よって、お客様の利便の向上を妨げることになると 競争上不利な状況に置く」又は「お客様利便を損 ねている」等の状況も認められない。

したがって、現行の指定方法は、「必要以上の 設備を指定電気通信設備として指定することは回 避されなければならない」とする3月答申の趣旨に 反しているものではなく、第一種指定電気通信設 備制度の趣旨に照らして妥当である。

種別を区別せずに第一種指定電気通信設備とし て指定することについては、①共に利用者から見 て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に 用いられていること、②既存の電柱・管路等の共 通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、 ③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ 回線に更新する際のコスト・手続の両面において 優位性を有していること等にかんがみれば、合理 性があると認められる旨、昨年度の検証結果に おいて考え方を示したところである。

現時点において、この考え方を変更すべき特段 の事情は認められないことから、引き続きメタル・ 光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備 として指定することが適当である。

| | 考えます。 したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」から「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにして頂きたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定して頂きたいと考えます。 (NTT西日本) 「ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路 | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| | 設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった現行の考え方は継続されるべき」の意見について賛成します。 ・ NW の IP 化及び次世代ネットワークの進展の中で、ボトルネック設備であるメタル回線と光回線を両方保有するNTT東西殿が、事業者間取引市場及び加入電話市場での市場支配力を梃子に上位レイヤ及び隣接市場で市場支配力を行使することが競争評価でも非常に懸念されていることから、現行の指定要件の維持は公正競争確保に有効であると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル) | |
| | ■ソフトバンク・再意見7に同じ ■NTT東日本・再意見8に同じ ■NTT西日本・再意見8に同じ | |
| 意見7 第一種指定電気通信設備の指定については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」から「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直すとともに、その対象設備は、指定電気通信設備 | 再意見7 | 考え方7 |

とする具体的な基準を明らかにした上で、必要最小 限のものに限定すべき。

- 【現行の指定方法の見直しについて】
- 殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の 第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場 合、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド 通信市場においても、サービス開始前に接続約款の 認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、ま た、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要 となるため、お客様に対する新サービスの提供や料 金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者と の競争上極めて不利な立場に置くことになるだけで なく、今から花開こうとしているブロードバンド通信市 (KDDI) 場でのインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘む ことによって、お客様の利便の向上を妨げることにな ■ 現在、指定されているNTT東西の第一種指定電 ると考えます。
- したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法 については、「指定しない設備を具体的に列挙する 方式 」から「指定する設備を具体的に列挙する方 (ケイ・オプティコム) 式」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象と する具体的な基準を明らかにして頂きたいと考えま | ■ 【第一種指定電気通信設備に関する検証、指定 す。その上で、第一種指定電気通信設備について「要件に関する検証】 は、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できたし 必要最小限のものに限定して頂きたいと考えます。 (NTT西日本)
- 【現行の指定告示を「指定する設備を具体的に列挙 する方式」に見直し】

現行制度の下においては、DSL装置を除き、NTT 東西のほぼ全ての県内電気通信設備が対象となっ ております。これは実際の運用(指定告示に基づく指 定行為)が、端末系伝送路設備(加入者回線)と一体 として設置されるルータ等の設備が、ボトルネック性 の有無についての十分な検証がされないままに、ボト

■ 情報通信審議会答申「コロケーションルールの見|■ 考え方6で示したとおり、ネガティブリスト方式を 直し等に係る接続ルールの整備について(平成1 9年3月30日)」で整理されたとおり、NTT東・西と 競争事業者との間に情報の非対称性が存在して いるため、ポジティブリスト方式に変更した場合、 ボトルネック設備でありながら一定期間指定されな い事態が生じかねません。この場合、電気通信市 場の健全な発達が損なわれる可能性があることか ら、現行のネガティブリスト方式による指定が適当 であると考えます。

気通信設備は、今だボトルネック性を有していると 考えられることから、少なくとも現行の指定範囲・ 指定要件等を維持することが適当と考えます。

競争セーフガード制度の運用に関する意見募集 (2008 年度)に対する弊社意見書(以下、「弊社意 見書」という。) (平成20年8月25日)でも述べたと おり、ポジティブリスト方式はボトルネック性を有す る設備であるにもかかわらず、一定期間指定され ない場合が生じ得る可能性があるとともに、ネガテ ィブリスト方式の採用がNTT東西殿による迅速な サービス提供に対し重大な支障となっているという 事実や、NTT 東西殿を競争上不利な状況に置く又 はお客様利便を損ねている等の状況も認められな いことから、ネガティブリスト方式の採用は第一種 指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当と

採用することは、第一種指定電気通信設備制度の 趣旨に照らして妥当である。

なお、NTT東日本の主張する財産権を制限する 面を有しているという点については、本制度が不 可欠性を有する電気通信設備を設置する事業者 に対して公正競争確保の観点から一定の規律を 適用するという競争政策上の要請に基づくもので あることから制度としては妥当と考えるが、引き続 き公正かつ透明な手続により本制度を運用するこ ととする。

ルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、 原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブ・ リスト方式によっていることに原因があると考えます。

しかしながら、接続ルールは当社の財産権を制限 する面を有しており、このような私権を制限する対象 となる設備は、規制する立場にある行政当局が個別 に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定す べきであると考えます。(こうした必要最小限のものに)・ 規制を限定するという考えは、累次の規制緩和・規制 改革論議の中で繰り返し確認されてきた原則です。)

また、新たに導入する設備が不可欠性を有するこ とになるかどうかは、導入当初では判断できないはず であり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装 置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利 用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれし ば、不可欠性を有すことになる蓋然性は極めて低い と考えます。

それにもかかわらず、新たに導入する設備をすべ て指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法 は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指 定することは回避されなければならない」とする「コロ ケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整 備について」答申(2007年3月30日)の趣旨にも反し(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク ていると考えます。

加えて、熾烈な競争が繰り広げられているブロード バンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、 ■イー・アクセス・再意見5に同じ サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等 の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申 請前にも事前説明に一定の時間が必要となること は、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでな く、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げ が遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねている と考えます。

したがって、行政当局においては、現行の指定告 示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列

考えます。

- また、第一種指定電気通信設備においては、 NTT 東西の端末系伝送路がメタル・光ファイバを 問わず独占的に設置された線路敷設基盤を用い て整備されてきたことを考慮すると、メタル・光ファ イバを一体として回線シェアを計るという現行の方 式は極めて適切であると考えます。
- 従って、今年度においても、現行の考え方に変 更を加えるべき状況の変化は認められないことか ら、KDDI 殿とイー・アクセス殿の意見書にもあると おり、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路 設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定 電気通信設備の指定を行うといった現行の考え方 は継続されるべきと考えます。
- なお、第一種指定電気通信設備の判断にあたっ ては、代替性が存在するか不明確でかつボトルネ ック性のない高速無線アクセス回線は含めるべき でないと考えます。また、CATV回線については、 現行の「固定端末系伝送路設備設置状況報告」に おける集計方法のとおり、放送目的のみのものを 含めないことが適切なことは言うまでもありませ λ_{α}

モバイル)

挙する方法 |を「指定する設備を具体的に列挙する方 法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とす る具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、規 制する立場にある行政当局が個別にボトルネック性 を挙証できた必要最小限のものに限定すべきである と考えます。 (NTT東日本)

意見8 端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別 せず指定を行うという現行の考え方を維持すべき。

■ 端末系伝送路設備の種別

指定電気通信設備制度における指定要件につい て、「端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せ ずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには 合理性があると認められる」との現行の考え方を維持 すべきと考えます。

(KDDI)

再意見8

- 先般の当社意見で述べたとおり、加入者光ファ (考え方6に同じ) イバについては、はじめから競争下で構築されて きており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線 とは市場環境や競争状況等が異なっていることか ら、メタル回線と区別し、指定電気通信設備の対 象から除外していただきたいと考えます。
- また、メタルと光を区別せずに指定を行う論拠と して、「メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利 用者から見て代替性の高いブロードバンドサービ スの提供に用いられていること、②既存の電柱・ 管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されて いること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光 ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面に おいて優位性を有していること」との昨年度検証の 考え方を引用されておりますが、以下のとおり、メ タルと光を区別せずに指定を行う論拠として希薄 であり、光ファイバを指定電気通信設備とする合 理的な理由とはならないと考えます。
- メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サー ビス)との間でサービスの代替性があることと、設 備のボトルネック性とは直接関係がないこと
- · 電柱·管路等の線路敷設基盤は、徹底したオー プン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、 光ファイバを自前敷設することが可能であること

考え方8

・ 当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと、また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続き面での優位性はないこと

(NTT東日本)

- 端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。
- ・ 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と熾烈な設備競争を展開していますし、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去6年間で契約数を1.5倍の2,875万世帯(平成19年3月末。再送信のみを含む)に増加させています。

(別添1、2参照)(省略)

・ したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバ等については諸外国での規制の状況を踏まえ指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。

- ・「端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別 せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うこ とには合理性がある」とする考え方を継続すべき 理由として、昨年度の本制度の検証結果に示され た理由が列挙されていますが、何れも、以下のと おり、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区 別せずに指定を行うことに合理性があることの根 拠にはならないと考えます。
- ① 設備のボトルネック性については、他事業者が代替設備を自前構築できる環境が整っているか否かによって判断すべきであり、DSLサービスとFTTHサービスとの間でサービスの代替性があることは、メタル回線と光ファイバを区別して指定する理由にはならないと考えます。

むしろ、CATVブロードバンドサービスとDSLサービスやFTTHサービスとの間でサービスの代替性があるにもかかわらず、現にブロードバンドサービスに使用されていないCATV回線を光ファイバと区別して取り扱いながら、現にブロードバンドサービスに使用されていないメタル回線を光ファイバと一体的に取り扱うとしている点で、現行制度には不整合が存在しています。

- ② 当社の光ファイバはメタル回線と同様、電力会社や当社の線路敷設基盤を利用して敷設されていますが、当該線路敷設基盤は既に開放済であるため、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整っていることから、既に敷設済のメタル回線の場合と異なり、構築意欲さえあれば、他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前敷設することが可能ですし、現に光ファイバ等の自前敷設を行っています。
- 他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能であるため、当社に競争上の優位性をもたらす手続き

| | 面での優位性はありません。また、当社はメタル 回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、 メタル回線を保有していることで他事業者よりも安 く光ファイバを敷設できる訳ではないため、当社に コスト面での優位性もないと考えます。 (NTT西日本) ■ソフトバンク・再意見7に同じ ■イー・アクセス・再意見6に同じ | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意見9 CATV回線や高速無線アクセス回線のうち固 定通信事業に用いられない回線について、ボトルネ ックの判断に含めるのは適当ではないという現状の 考え方を維持すべき。 | 再意見9 | 考え方9 |
| ■ ブロードバンドアクセス網のボトルネック性の判断 ブロードバンドアクセス網のボトルネック性の判断に 当たり、「CATV回線のうち電気通信事業に用いられ ない回線や高速無線アクセス回線のうち固定通信事 業に用いられない回線について、加入者回線のボトル ネック性の判断に含めるのは適当ではない」との考え 方を維持すべきと考えます。 (KDDI) | | ■ 第一種指定電気通信設備制度は、電気通信事業分野の公正競争を図る観点から、固定通信事業において加入者回線総数の50%を超える加入者回線を有する者に対し、当該設備をボトルネック設備に指定した上で各種の接続関連規制を課すものである。 したがって、CATV回線のうち電気通信事業に用いられない回線や高速無線アクセス回線のうち固定通信事業に用いられない回線について、加入者回線のボトルネック性の判断に含めるのは適当ではないと考える。 |

イ 指定の対象に関する検証

| 意見10 次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電 | 再意見10 | 考え方10 |
|----------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 話網については、第一種指定電気通信設備の対象 | | |
| から除外すべき。 | | |
| ■【次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網 | ■ 提出意見では、ブロードバンドサービスでは西日 | ■ NGNについては、情報通信審議会答申「次世代 |
| について】 | 本電信電話は49%のシェアであり、一部ではCAT | ネットワークに係る接続ルールの在り方について」 |
| · 当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電 | V事業者のシェアが上回っていると主張されてい | (平成20年3月27日情審通第53号。以下「NGN |

話網については、以下の観点においてボトルネック 性がないことは明らかであることから、第一種指定電 気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えま す。

- (1) 他事業者がIPネットワークを自前で構築する際 の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含 め、世界的に最もアンバンドリング/オープン化 が進展しており、また、IPネットワークの自前構 築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で 調達することが可能であるため、意欲ある事業 者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様の ネットワークを自前構築することは十分可能とな っている。
- ② 現に、他事業者は独自のIPネットワークを構築 (個人) し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得 している。

ブロードバンドサービスについて、FTTH・CAT Vブロードバンドサービス市場で見た場合、当社 シェアは西日本マクロで 49.0%(平成 20 年 3 月 末)に止まり、30 府県中 17 府県で当社シェアが 50%を下回り、うち 6 県ではCATV事業者殿のシ ェアが当社シェアを上回っている。三重、富山、 福井、山口のCATV事業者殿のシェアは、65%、 59%、55%、50%(同上)と、当社のシェアを遥かに 凌いでいる状況にある。 →別添1(省略)

また、ひかり電話サービスについて、加入電話 と代替的なサービス市場で見た場合、直収電 (個人) 話、OAB~J IP電話、CATV電話、O50 IP電 (平成20年3月末)、更に、携帯電話も含めたシ ェアで見れば4%程度(同上)に過ぎない状況にあ る。 →別添2(省略)

③ 地域IP網の接続料として、平成13年より、接続 約款に「ルーティング伝送機能」を規定していた (KDDI) ものの、他事業者による利用実績はなかった。

ますが、総務省の統計データと全く違った自社に 都合の良い誤ったデータの提示であり、パブコメ 閲覧者にも誤認を与えるようなこととなっておりま す。シェアについての正しいデータを再提示頂くと 共に、ボトルネック性の無いことについての根拠と は言えないことから、第一種指定電気通信設備の 対象から除外すべきではありません。

ブロードバンドのシェアはFTTH. ADSLが多く、 総務省の9月17日発表のブロードバンド契約数に よるとCATVのシェアは全国で395万契約13% であり、西日本電信電話により県名の挙げられて いる三重、富山、福井、山口についても 27%~ 45%程度です。

■ ひかり電話サービスのシェアについて、自社の 契約者である加入電話を除いたシェア比較を行っ ており、さらに比較対象にはレジデンシャルサービ スではないパーソナルサービスである携帯電話ま で同じ1件として換算しています。

自社に都合の良い誤ったデータの提示であり、 パブコメ閲覧者にも誤認を与えるようなこととなっ ております。シェアについての正しいデータを再提 示頂くと共に、ボトルネック性の無いことについて の根拠とは言えないことから、第一種指定電気通 信設備の対象から除外すべきではありません。

話の合計に占めるNTT東西のシェアは 24%程度 ■ 情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係 る接続ルールの在り方について」(平成20年3月 27日。以下「NGN接続ルール答申」といいます。)で 整理されたとおり、NGN、地域IP網、ひかり電話 網の指定は適当であると考えます。

答申」という。)において示されたとおり、NGN はシ ェア70%超を占めるFTTH サービスやシェア75% 超を占めるひかり電話等に利用されるネットワーク であり、他事業者の構築したネットワークを利用し てサービス提供を行うビジネスモデルを採用する 事業者(FVNO)や固定電話網・IP網などネットワ 一クを自ら構築し保有している事業者(FNO)にと って利用の公平性が確保された形で、自網とNGN を接続可能であることがその事業展開上不可欠で あり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠 であると考えられること等から、NGNを第一種指 定雷気通信設備に指定することとされたものであ る。

また、NTT東西のFTTHユーザは、NGNの収容 ルータに収容されると、現時点ではコア網として他 事業者網を選択できないことから、NGNは、メタル 回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業 者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高 まるという特性を有しており、これらの状況は現段 階においても変わりはないことから、引き続き第一 種指定電気通信設備に指定することが必要と考え られる。

■ 地域IP網については、NGN 答申において示され たとおり、少なくとも2010年度時点を見据えた場 合、NGNと当面並存する状況の中で、現在よりも その規模を拡大することが想定されており、NTT 東西のFTTHサービスが、FTTH 市場のシェアの7 0%を超える状況の中で新規契約数では約80% を占める状況にあることを踏まえれば、FTTHサー ビス等を提供するネットワークとしてその重要性は 高まりこそすれ、低くなるとは直ちに判断すること はできないと考えられる。

また、現にNTT東西合計で160社のISP事業者 が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、

は、オープン化により遮断されており、他事業者「て】 はアクセス回線からの影響を受けることなくネッ・ トワークを構築可能であるため、当社のアクセス 回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネッ トワーク、地域IP網及びひかり電話網自体のボト ルネック性の有無の判断にあたって直接関係が ない。

(NTT西日本)

■ 【NGN、地域IP網及びひかり電話網】

当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP 通信網については、以下の観点から、指定電気通信 設備の対象から除外していただきたいと考えます。

- (1)世界的に最も徹底したオープン化を図ってきた 結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP 通信網を構築できる環境が十分整っており、現に 他事業者は独自のIP通信網を既に構築しているこ とから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボ トルネック性はないこと。
 - ・他事業者が自前の設備を使って独自のIP通 信網を構築できるよう、当社は中継ダークファ イバや局舎コロケーションといった「素材」を最 大限提供しております。(中継ダークファイバ)(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク の提供実績: 164事業者、3.408区間、約5 モバイル) 万芯(2008 年 3 月末)。局舎コロケーションの 提供実績: 127事業者、1,884ビル、約4.5 ■ 諸外国では光ファイバは日本ほど普及しておら 万架(2007年3月末)。)
 - ・また、年々多様化する他事業者からの新しい 要望等にお応えするため、新たな貸出し形態 の実現や手続きの迅速化などを通じて、市場 拡大・サービス競争の促進に寄与しておりま す。
- (2)競争が進展しているブロードバンド市場におい て、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理

アクセス回線のボトルネック性に起因する影響 I■【NGN、地域 IP 網及びひかり電話網の指定につい

NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、 「NTT-NGN」という。)、ひかり電話網(光IP電話用ル ータ)については、今年度より新たに第一種指定 電気通信設備の指定対象とされたばかりであり、 現時点で見直しを行う必要は全くないと考えます。

また、地域 IP 網については、昨年度の検証に おいて「一部の事業者が同様のネットワークを自□ひかり電話網については、固定電話事業者や携 前構築することができることをもって直ちにボトル ネック性がないと判断することはできず、①NTT 東 西同士が互いの地域 IP 網を相互接続して利用し ていること、②ISP 事業者が加入者回線及び地域I P網を足回り回線として利用しており、地域IP網と の接続ができなければ事業展開上大きな支障が 生じること、③本年度下期に本格商用サービスを 予定している次世代ネットワークとの関係が必ず しも明確でないこと等を総合的に勘案すれば、現 時点において指定を解除することは適当ではな い。」とされていますが、現在も依然としてこれらの 状況に何ら変わりはないため、今後も継続して第 一種指定電気通信設備として指定されることが当 然であると考えます。

ず、NGNも本格的な商用化段階にないため、日 本のようにNGNを含むIP網の接続に係るルール 整備が必要な状況に至っていないものと考えま す。

なお、NGNについてのルールは未整備ではあ りますが、EUでは、ボトルネック設備に係る問題 への対策として会計分離等の措置では十分でな い場合に、当該設備を保有する既存事業者に対し 地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事 業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観 点から不可欠である状況に変わりはないと考えら

このため、地域IP網は、引き続き第一種指定 電気通信設備に指定することが当面必要と考え られる。

帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユ 一ザに対する着信サービスを提供することは、そ の事業展開上不可欠であり、また、OAB~JIP 電 話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重 要性が高まると考えられる中で、同市場における シェアは、2.008 年 6 月時点で 72%(番号ベース) であることから、NGN 答申において、第一種指定 電気通信設備に指定することが必要とされた時 点と比べて状況に変わりはないと考えられる。

このため、ひかり電話網は、引き続き第一種指 定電気通信設備に指定することが必要と考えら れる。

由はないこと。

· IP通信網を用いた当社のブロードバンドサー ビスシェアは、東日本エリアで49%、特に首都 圏では43%と熾烈な競争が展開されています (2008年3月末)。

その結果、この5年間でユーザ料金も大幅に廉 化してきており、諸外国と比べても最も低廉な|■ シェアの算出が不適切であると考えます。 光インターネットの料金となっています。

- ・ ひかり電話についても、加入電話と代替的な サービスとされる直収電話、OAB~J IP電 話、CATV電話、050 IP電話の合計に占める NTT東西のシェアは24%(東西計:2008 年 3) 月末)、更に、携帯電話も含めたシェアで見れ ば4%(同上)に過ぎません。
- (3)諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制し ている例はないこと。
 - 世界的にみても、IP-IP網間はピアリング/ト ランジットといった形態で取り引きしており、我 が国のNGNだけ画一的な接続料を設定する ことは、日本独自のルールを作ることになり、 世界のIP網の中で孤立化を招き、国際的な競 争から取り残されるおそれがあります。

なお、昨年度の検証では、地域IP網について、「一 部の事業者が同様のネットワークを自前構築するこ とができることをもって直ちにボトルネック性がないと 判断することはできず、①NTT東西同士が互いの地 域IP網を相互接続して利用していること、②ISP事業 者が加入者回線及び地域IP網を足回り回線として利 用しており、地域IP網との接続ができなければ事業 展開上大きな支障が生じること等を総合的に勘案す (KDDI) れば、現時点において直ちに指定を解除することは 適当ではない」とされておりますが、以下のとおり、地■ NGN接続ルール答申で整理されている通り、IS 域IP網を指定電気通信設備とする論拠としては希薄 であり、合理的な理由にはならないと考えます。

(1) 指定の要否は、当該設備に不可欠性があると

てアクセス部門の機能分離を実施する義務を課す 権限を加盟国の規制当局に対して与える方向で 議論が進んでいることに留意する必要がありま す。

(KDDI)

設備のボトルネック性は、サービスベースのシェア で判断するべきではなく、現行の指定電気通信設 備制度での算出の方法が適切であり、同種の固 定端末系伝送路設備ベース(メタル・光ファイバ 等)で算出すべきです。この場合、NTT東・西のシ ェアは、91.0%となります。

仮に「ブロードバンドシェア」としてサービスベー スでシェアを考える場合でも、競争評価で緻密に 分析を行っているとおり、FTTH(戸建て、集合住 宅等)市場として分析すべきであり、この場合、NT T東・西のシェアは、78.5%(H20 年 6 月末)となり ます。

また、ひかり電話をサービスベースで考える場 合、競争評価ではNTT東・西加入電話、直収電 話、OABJ-IP電話、CATV電話を一体として市場 画定しており、その際の全体に占めるNTT東・西 のシェアは 86.3%(H20 年 6 月末)です。

なお、IP電話市場として考えた場合、NTT東・西 がサービスを提供しているOAB~J番号市場でのN TT東・西のシェアは 72.4%(H20 年 6 月末)であ り、第一種指定雷気通信設備の対象とする論拠 は十分あると考えられます。

P事業者は、ボトルネック設備である加入者回線と 一体として構築されているNTT東・西の地域IP網 を足回り回線として利用しており、これと接続でき

| 認められるかどうかで判断されるべきであり、1 社でも接続事業者が存在すれば指定を解除できないとするのは不合理であること。むしろ、2001 年より、接続約款に地域IP網の接続料(ルーティング伝送機能)を規定していたにも関わらず、2006 年に開始されたNTT東西間接続以外に利用実績がなかったことに着目すべきこと。 (2) 他社が自前の設備(OLT、ルータ等)を使って独自のIP通信網を構築できるよう、ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供してきており、他事業者は当社と同等のIP網を現に構築していること。その結果、当社のブロードバンドシェアは49%に過ぎないことから当社の地域IP網を利用することがISP事業者の事業展開上不可欠ではないこと。また、当社の場合、地域IP網について、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISPと公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであるため、地域IP網の指定を解除しても、ISP事業者の事業展開に支障が生じないこと。 | 仮に指定から外された場合は、接続協議等はビジネスベースでの個別協議となり、競争事業者は、優位な立場にあるNTT東・西の希望通りの接続条件で合意せざるを得なくなるため、接続までの期間の長期化・接続料の高騰・NTT東・西の利害を優先した接続条件及び運用方法の決定等が懸念されます。また、情報の非対称性の問題があるため、指定の対象とならない理由等をNTT東・西が説明すべきです。 (KDDI) ■イー・アクセス・再意見5に同じ | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 意見11 NTT東西の地域IP網については、引き続き 第一種指定電気通信設備の指定を継続することが 適当。 | 再意見11 | 考え方11 |
| ■ NTT東・西の地域IP網 NTT東・西の地域IP網については、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(2008年3月。以下「答申」と言います。)の通り、第一種指定電気通信設備の指定を継続することが適当と考えます。(KDDI) | | (考え方10に同じ) |

意見12 イーサネットサービス等のデータ通信網につ いては、競争が十分に進展していることから、第一 種指定電気通信設備の対象から除外すべき。

- ■【イーサネットサービス等のデータ通信網について】■ NTT東・西は、独占時代に国民負担で敷設した イーサネットサービス等のデータ通信網について ・ 当社のイーサネットサービス等のデータ通信網に ついては、以下の観点においてボトルネック性がな いことは明らかであることから、第一種指定電気通 信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。
 - ① 他事業者は、当社又は電力系事業者殿から光フ ァイバを借り、1台あたり百万円~数百万円程度 に過ぎないイーサネットスイッチを調達し、当社ビ ル等に設置することによって、当社と同等のイー サネットサービスを提供することが可能となってい る。
 - ② 現に、電力系事業者殿をはじめ多くの事業者が 参入し、熾烈なユーザ獲得競争を繰り広げてい る。

イーサネットサービス市場において、当社のシェアが 13.1% (平成 19 年 9 月末)、NTT東日本のシェアが 16.5%(同上)であるのに対し、KDDI 殿のシェアが 23.2%(同上)となっている等、競争は十分に進展して いる。

(NTT西日本)

■ 【イーサ系サービス等のデータ通信網】

イーサネット系サービス等のデータ通信網について は、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から 除外していただきたいと考えます。

- (1) イーサネットサービスの市場における当社のシ ェアは、16.5%であり(2007年9月末)、競争は 十分に進展していること。
- (2) また、イーサ装置の価格は1台当たり百万円か ら数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等 から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等に

再意見12

線路敷設基盤(局舎・管路・とう道・電柱等)を保有 しています。これらは雷気诵信事業に必要不可欠 なボトルネック設備です。NTT東・西のNGN自体 もまた、ボトルネック設備である固定系加入者回線 と一体として構築されます。従って、NGN接続ル ール答申P. 12のとおり、「NGNは、(略)、第一種 指定電気通信設備に指定することが必要」です。 イーサネット系サービスのデータ通信網についても 同様に指定を継続することが必要です。

なお、NTT西は「イーサネットサービス市場にお いて、NTT西日本のシェアが13.1%、NTT東日本の シェアが 16.5%であるのに対し、KDDIのシェアが 23.2%(H19.9 末時点)となっている等、競争は十分 に進展している」と述べていますが、これはイーサ ネットサービス全体における、県内・県間両方のサ ービスを提供しているKDDIのシェアと、県内サー ビスのみ提供している(県間サービスにまだ本格 進出していない状態の)NTT東・西のシェアの比較 です。

仮に、市場シェアを県内エリアに限定すれば、N TT東・西は70%程度のシェアを持つものと推定さ れます(KDDI 試算による)。イーサネットサービス には、お客様のネットワーク全体を単一の事業者 が一括で提供することが、お客様にとって理想的 であるという特性があります。ボトルネック設備を 保有し、県内で70%もの圧倒的なシェアを持つN TT東·西が指定を外れ、県間サービスにも進出す れば、県内サービスのシェアが県間サービス、ひ いてはイーサネットサービス全体のシェアに波及 するものと想定されます。

考え方12

は、現状では、その他の専用線等と伝送路を共用 しており、設備のボトルネック性という意味におい ては他の専用線に用いられている設備と異なるも のではない。

また、イーサネットスイッチはネットワークの一部 に過ぎず、これが市場において容易に調達可能で あることや、一部の事業者がネットワークを自前構 築できることをもって直ちにボトルネック性がないと 判断することはできない。

以上を踏まえれば、イーサネットサービス等のデ 一タ通信網について、現時点において指定の対象 外とすることは適当ではない。

コロケーションすれば、他事業者は同等のサービ (KDDI) ス提供が可能となっており、現にそれらを利用して サービスを提供していること。

(NTT東日本)

■ 【イーサ系サービス等のデータ通信網の指定に ついて】

イーサネットサービス等のデータ通信網につい ては、その他の専用線等と伝送路を共用してお り、設備のボトルネック性という意味においては他 の専用線に用いられている設備と異なるものでな いこと、イーサ装置はネットワークの一部に過ぎ ず、これが市場において容易に調達可能であるこ とや、競争事業者が自前で装置を NTT 東西殿の ビル等にコロケーションすることで同等のサービス を提供できることをもって直ちにボトルネック性が ないと判断することはできないと考えます。また、 依然として信頼性向上のために端末回線を異キャ リアで構成したいというユーザニーズが存在するこ とも踏まえれば、現時点において第一種指定電気 通信設備の指定を解除することは認められないも のと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

■イー・アクセス・再意見5に同じ

意見13 加入者光ファイバについては、第一種 再意見13 指定電気通信設備の対象から除外すべき。

■ 【加入者光ファイバについて】

- ・現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末 系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の 50%以 上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一 体として設置される電気通信設備を指定電気通信設 備として規制する仕組みとなっています。
- ・ しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネッ ク規制)の根幹となる端末系伝送路設備について

■ 西日本電信電話会社と東日本電信電話会社で ■ 現時点でも、NTT東西は、電柱や管路等の線路 シェアを持っております。

提出された意見ではCATV事業者の契約数が 6

考え方13

は自社の契約者である加入電話とISDNを併せて 敷設基盤や、全加入者回線の9割以上の回線を有 5000 万契約以上を持っており、更に端末系の光フ しており、競争事業者にとって、NTT東西の光ファイ ァイバーはこれを置き換えるように契約数を伸ばし バを利用することが欠かせないという状況に変わり ており、設備についても従来と変わらず大変多くの はないことから、加入光ファイバを引き続き第一種 指定電気通信設備に指定することが適当である。

なお、端末系伝送路設備について光ファイバとメ 年間で 1.5 倍とのことですが、これは 1 年当たりに タル回線を区別して指定を行うべきとの意見、及び

は、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオー プン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続き の簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線 を敷設するための環境が整備された結果、他事業者 の参入機会の均等性は確保されており、IPブロード バンド市場においては、アクセス区間においても現に 「設備ベースの競争」が進展しています。

現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の 約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相 当量の設備を保有する等、当社と熾烈な設備競争を 展開していますし、CATV事業者殿も、通信と放送の 融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用し て自前アクセス回線を敷設し、過去 6 年間で契約 数を1.5倍の 2.875万世帯(平成19 年3月末。再送 信のみを含む)に増加させています。→別添3(省 略) 別添4(省略)

したがって、端末系伝送路設備については、既に 敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光 |■ メタル回線であれ光ファイバであれ、NTTグルー ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光 ファイバ等については諸外国での規制の状況を踏ま え指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと 考えます。

また、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の 判断にあたっては、設備競争における競争中立性を 確保する観点から、通信・放送の融合等を踏まえ、C ATV回線(現にブロードバンド通信に使用されていな (KDDI) いものを含む)や、今後新たな技術革新が期待され る高速無線アクセス等を含めるよう見直すことにつ ■ 電力会社の電柱等を利用する場合、当社を含め いて検討して頂きたいと考えます。

更に、現行のシェア基準値(50%超)による規制 は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合で も、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差 が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確 保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対 する規制の同等性を確保するよう見直すことについ

間 300 万以上増加(総務省 9 月 17 日発表データ) す。

従来から保持する巨大なシェアに加えて、同じ 課金契約者からさらにシェアを伸ばそうとしている す。

その上で、他事業者が電柱を今以上に簡素な 電信電話会社が光ファイバーを契約した時の自社
市場環境は様々である。 の電柱利用手続きについての手順、費用、期間を であります。

(個人)

プが公社から引継いだ局舎、電柱、管路、とう道な どの線路敷設基盤の上に構築される固定系加入 者回線にはボトルネック性があります。

従って、お客様の選択肢を拡大して需要を喚起 し、ブロードバンドサービスの普及を促進するため には、加入者光ファイバについて今後も指定を維 持することが必要です。

各事業者は、NTT東・西と同様に手続きが必要で あり、有利ではありません。むしろ、公社時代に添 架手続きが完了しているNTT東・西の方が有利で す。

また、当社や電力系事業者も光ファイバを保有 しておりますが、NTT東・西は、これを遥かに超え る量の光ファイバを保有しています。FTTH卸可能

換算すると 153 万程度の増加であり、FTTHが年 現にブロードバンド通信に使用されていないCATV 回線等も含めてボトルネック性を判断すべきとの意 していることと比べると半分にも満たない実態で 見については、それぞれ考え方6及び9のとおりで ある。

また、諸外国の例を踏まえ、我が国でも加入光フ ァイバを第一種指定電気通信設備の指定対象外と 現状では、従来どおり加入者光ファイバについて すべきとの意見については、例えば、米国のブロー も指定電気通信設備として規制する必要がありまドバンド市場では、通信事業者とCATV事業者間の 設備競争が進展しており、むしろCATV事業者が大 きなシェアを占めている状況にあり、また欧州では、 手続きで公平な期間で利用できるように、西日本 ほとんど光ファイバが普及していないなど、各国の

したがって、諸外国の例に基づき、直ちに我が国 公表して他事業者での利用公平性を担保すべきの加入光ファイバを第一種指定電気通信設備の対 象外とすることは適当ではなく、事業者間の公正競 争を確保する観点から、我が国の市場環境に応じ た競争ルールを整備することが重要と考えている。

て検討して頂きたいと考えます。 (NTT西日本)

■ 【加入者光ファイバの非指定設備化】

回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送路設 備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合に は、これと一体として設置される電気通信設備を指定 電気通信設備として規制する仕組みとなっておりまし す。

しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネッ ク規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入 者光ファイバについては、はじめから競争下で構築さ れてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回 線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっ ていることから、メタル回線と競争下で敷設される光 ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバにつ いては指定電気通信設備の対象から除外していただけ きたいと考えます。

- (1) 光ファイバは、電力系事業者等との熾烈な設 **備競争の下、新たに敷設していくものであること。**
- (2) 光ファイバについては電力会社が東西の約2 倍の電柱を保有し、KDDI殿や電力系事業者は相 当量の設備を保有していること。
- (3) 線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者 が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備・ され、現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用し て光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供して いること。また、電柱については、より使い易い高 さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なも のに見直してきており、他事業者が光ファイバを自lO メタル回線であれ光ファイバであれ、NTTグルー 前設置できる環境は更に整備されてきていること。
- (4) 線路敷設基盤を有していないCATV事業者も、 当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して、2.8 75万世帯(東西エリア計:2007年3月末。再送信

回線数のNTT東・西シェアは、78.9%です(平成 19年度競争評価)。

(KDDI)

現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタル ■ 光ファイバの敷設にあたり、NTT東・西自身が、 公社時代から引継いだ線路敷設基盤を使用する 際、競争事業者よりも手続き面・費用面で優位性 を持っています。

■手続き面

例えば、NTT東・西は、競争事業者の場合に必 要となるNTT東・西への工事申込・着工打合せ・局 舎や管路等の鍵の授受・入局手続き・施行前後の 検査・工事立会い等が不要です。(このためNTT 東・西は、例えば自身が管路を利用する場合にお いては、少なくとも5営業日程度、競争事業者より も期間を短縮できるものと考えられます。)

■費用面

- 例えば、NTT東・西は、共同収容区間(一般区 間)の管路を競争事業者に貸与する際、簿価ベー スではなく再調達価格にて算定した料金を適用し ています。(NTT東・西が公表されている「電柱・管 路等の利用申込み及び契約条件等について」によ れば、共同収容区間の管路の料金は、義務的区 間の料金(接続約款に記載されている簿価ベース の料金)の約4~5倍です。)
- 競争事業者がNTT東・西局舎内で工事等を実施 する場合、基本的にNTT東・西による立会い費用 (実費)等が発生します。一方、NTT東・西自身は、 自社局舎内での工事等の実施となるため、立会い 費用等は発生しません。
- プが公社時代から引継いだ局舎、電柱、管路、とう 道などの線路敷設基盤の上に構築される固定系 加入者回線にはボトルネック性があります。従っ て、指定を維持することが必要です。

のみを含む)に自前のCATV回線を敷設している (KDDI) こと。

- (5) KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力(営業 電気通信設備のボトルネック性を判断するにあ 収益、営業利益は当社を上回り、設備投資額は当 社と同規模)、顧客基盤(携帯電話、ADSL事業な どを通じ膨大な顧客基盤を構築済)を用いれば、 光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分 可能であること。
- (6) 光ファイバについては、諸外国においても非規 制になっていること。

なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイバ 回線を区別しない理由として、「共に利用者から見て」■ NTT東·西が保有する線路敷設基盤は、国営・ 代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用い られていること」が掲げられておりますが、メタル回線 (DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間で サービスの代替性があることと、設備のボトルネック 性とは直接関係がないと考えます。

バ回線に更新する際のコスト・手続の両面において 優位性を有していること等に鑑みれば、端末系伝送 路設備の種別(メタル/光)を区別せずに第一種指 定電気通信設備の指定を行うことには合理性があ る」とされておりますが、他事業者も計画的に光ファイ バを敷設することにより、個々のお客様からの申込み (KDDI) に対して当社と同等の期間でサービス提供すること は可能となっており、当社に手続き面での優位性は ■イー・アクセス・再意見5に同じ なく、また、当社はメタル回線とは別に光ファイバを重 骨的に敷設しており、メタル回線を保有していることで 他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけでは ないため、当社にコスト面での優位性もないことか ら、メタルと光を区別せずに指定を行う論拠として希 薄であり、光ファイバを指定設備とする合理的な理由 にはならないと考えます。

(NTT東日本)

たり、放送事業を目的として敷設したCATV回線を 同列に扱うのは、適切ではありません。

主に難視聴対策として設置され、電気通信事業 用としてNTT東・西との競争下で敷設したものでは ないCATVを比較対象とすることは適切ではあり ません。

(KDDI)

- 公社時代を通じて100年以上かけ、電信電話債 権・施設設置負担金・独占時代の基本料収入等を 財源として構築されてきたものです。同等の設備を 私企業が構築することは、構築に要する期間・財 務力から考えて、事実上不可能です。
- また、「実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイ|O NTT東・西の顧客基盤である固定電話の加入者 は、もともと国営・公社時代に100%市場を独占し て得た顧客です。通信自由化以降に競争環境下 でゼロから構築した顧客基盤・収益基盤を、独占 時代から引き継がれたものと同列に扱うべきでは ないと考えます。

意見14 局内装置類及び局内光ファイバについては、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。

再意見14

考え方14

■ 【局内装置及び局内光ファイバについて】

- ・メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタ等の装置類についても、当該装置類等が誰でも容易に調達・設置可能である等、参入機会の均等性が確保されていること、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置しており、当社が接続料を設定したものの利用実績は皆無であることに鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであるため、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。
- ・局内光ファイバについては、他事業者による自前 敷設が可能であり、当社の加入者光ファイバと一体 で利用する局内光ファイバの場合、その74%が他事 業者による自前敷設となっている(平成18年11月末 時点の東西合計値。局内光ファイバ総265千芯のう ち他事業者による自前敷設が196千芯)ことに加え、 他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行う ことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等 期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設 できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象 から除外して頂きたいと考えます。

(NTT西日本)

■ 【局内装置類及び局内光ファイバ】

メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置 類や局内光ファイバについては、以下の観点から、 指定電気通信設備の対象から除外していただきたい と考えます。

(1) メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内 装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現 に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら

■ NGN接続ルール答申で整理されたとおり、指定 は適当であると考えます。 ■ メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内 光ファイバについては、加入光ファイバと一体とし

NTT東・西が、公社時代から保有する線路敷設基盤(電柱・管路・とう道)を利用して敷設する光ファイバは、メタル回線同様、指定電気通信設備としての指定が必要です。線路敷設基盤の利用について、一定のルールは整備されているものの、NTT東・西自身と競争事業者との手続面や費用面での同等性に課題があります。真の同等性が担保されない限り、ドライカッパ、ダークファイバの開放が必要です。

アクセス回線のボトルネック性が完全に解消されない限り、ボトルネック設備と一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等も接続ルールの対象とすべきです。

また、シェアドアクセスについては、1分岐回線 単位の接続料が設定されておらず、配線ブロック の大きさに問題がある等、加入者光ファイバのア ンバンドルについての措置が不十分であると考え ます。

(KDDI)

- 【局内装置類及び局内光ファイバの指定について】
- ・加入ダークファイバと一体として設置・機能するメディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類については、昨年度の検証結果にもあるとおり、それらが市場において容易に調達可能であること、また、事業者が自前敷設することができることをもって、直ちにボトルネック性がないと判断することはできないため、指定が継続される必要が

■ メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内 光ファイバについては、加入光ファイバと一体とし て設置・機能するものであり、加入光ファイバのボ トルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出し て、その市場調達性や一部事業者における自前 設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断 することは適当ではない。

また、NTT東西からは、接続事業者が自前敷設した芯線数の割合が高いとの意見が示されているが、これについては、接続事業者が局内光ファイバを自前敷設するのは主として一回の工事により大きな需要に対応できる場合であることを踏まえる必要があり、「他事業者も計画的に所定の手続、自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能」との意見については、実態を十分に考慮した上で、更に検証することが必要である。

以上の点を踏まえれば、現時点において、局内 装置類及び局内光ファイバについて指定の対象外 とすることは適当ではない。 設置(例. OLTは延べ920ビルに設置(2008 年 3 月末))していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。

(2) 局内光ファイバについては、光ファイバの提供開始当初(2001年)から他事業者による自前敷設を可能としており、2003年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放を実施する等環境整備に努めてきた結果、74%が他事業者による自前敷設となっていること(東西計:2006年11月末。局内光ファイバ総数265千芯のうち他事業者による自前敷設が196千芯)。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。

なお、昨年度の検証では、「ネットワークの一部に過ぎず、加入ダークファイバと一体として設置・機能するものであり、当該局内装置類のみを切り出して、市場での調達容易性や一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することは適当でない」とされておりますが、加入者光ファイバにボトルネック性はなく、仮に、ボトルネック性があるとしたとしても、加入者光ファイバは既にアンバンドルされているため、アクセス回線のボトルネック性に起因する影響はオープン化によって遮断され、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であることから、当該装置類の指定判断を行うにあたって加入者光ファイバを関係づけることは適当でないと考えます。

(NTT東日本)

意見15 メディアコンバータ、OLT、スプリッタ等の装置類については、引き続き第一種指定電気通信設備の指定を継続すべき。

■ メディアコンバータ、OLT、スプリッタ等

あると考えます。

局内光ファイバについては、昨年度の検証において「NTT東西からは、接続事業者が自前敷設した芯線数の割合が高いとの意見が示されているが、これについては、接続事業者が局内光ファイバを自前敷設するのは主として一回の工事により大きな需要に対応できる場合であることを踏まえる必要がある。また、「他事業者も計画的に所定の手続、自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能」との意見については、実態を十分に考慮した上で、更に検証することが必要である。以上の点を踏まえれば、現時点において、局内光ファイバについて指定を解除することは適当ではない。」とされており、現在も依然としてこうした状況に何ら変わりはないため、今後も継続して第一種指定電気通信設備として指定されるべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

■イー・アクセス・再意見5に同じ

再意見15

考え方15

■ 先般の当社意見で述べたとおり、メディアコンバ (考え方14に同じ)

メディアコンバータ、OLT、スプリッタ等の装置類に ついては、答申の通り、第一種指定電気通信設備の 指定を継続することが適当と考えます。

また、NGN及びひかり電話網が、答申における「第 一種指定電気通信設備に指定することが必要 との考し え方を踏まえ、指定されたことは適当と考えます。 (KDDI)

ータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光 ファイバについては、ボトルネック性はなく、早急に 指定電気通信設備の対象から除外していただきた いと考えます。

(NTT東日本)

■ メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、局 内スプリッタ等の装置類についても、当該装置類 等が誰でも容易に調達・設置可能である等、参入 機会の均等性が確保されていること、現に他事業 者は局舎コロケーションを利用して自ら設置してお り、当社が接続料を設定したものの利用実績は皆 無であることに鑑みれば、ボトルネック性がないこ とは明らかであるため、第一種指定電気通信設備 の対象から除外して頂きたいと考えます。 (NTT西日本)

意見16 現在指定を受けている第一種指定電気通 信設備については、指定の継続が必要不可欠。

■ 指定の対象については現行維持が適切

PSTNにおいて設備のアンバンドル化が積極的に行 われた結果、競争が促進されADSLのように国際的に も安価で利用者利便性の高いサービスが生まれたこ とからも自明なように、NTTグループの組織問題が未 検討の時期においては、アンバンドル施策が、通信 市場において公正競争を確保するためには最も有効 な方法であると考えるため、現行の指定対象につい ては、引き続きの維持が必要であり、かつ厳格に運 用されるべきものと考えます。

また、先般、新たに指定の対象に加えられたNGNに おいても、今後、競争による新たなサービスの進展が 期待されるためには、引き続き指定の対象とすべきと 考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

再意見16

■ 当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひか (考え方10~14に同じ) り電話網については、以下の観点においてボトル ネック性がないことは明らかであることから、第一 種指定電気通信設備の対象から除外して頂きた いと考えます。

- ① 他事業者がIPネットワークを自前で構築す る際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤 を含め、世界的に最もアンバンドリング/オー プン化が進展しており、また、IPネットワークの 自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は 市中で調達することが可能であるため、意欲あ る事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と 同様のネットワークを自前構築することは十分 可能となっています。
- ② 現に、他事業者は独自のIPネットワークを構

考え方16

- 現在指定を受けている第一種指定電気通信設備に関しては、NTT 東西がそのボトルネック性が失われたことを挙証しない限り、それと一体として設置される電気通信設備も含め指定が継続されることが必要不可欠です。
- 特に地域IP網、光アクセス回線については、依然 として他事業者にとって実質的に代替性の無いボト ルネック設備であるという状況に何ら変わりはない ため、当然指定は継続されるべきです。

また、NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)、光IP電話用ルータについては、今年度より新たに指定対象とされたばかりであり、現時点で見直しを行う必要は全くないと考えます。
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを 獲得しています。ブロードバンドサービスについ て、FTTH・CATVブロードバンドサービス市場 で見た場合、当社シェアは西日本マクロで50.1% (平成20年6月末)に止まり、30府県中16府 県で当社シェアが50%を下回り、うち6県ではC ATV事業者殿のシェアが当社シェアを上回って おり、三重、富山、福井、山口のCATV事業者 殿のシェアは、63%、57%、53%、48%(同上)と、当 社のシェアを遥かに凌いでいる状況にありま す。(別添3参照)(省略)

また、ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB~J IP電話、CATV電話、O50 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは 26%程度(平成 20 年 6 月末)、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば 5%程度(同上)に過ぎない状況にあります。(別添4参照)(省略)

- ③ 地域IP網の接続料として、平成 13 年より、 接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定して いたものの、他事業者による利用実績はありませんでした。
- ④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がありません。

(NTT西日本)

- ■NTT東日本・再意見8に同じ
- ■NTT西日本・再意見8に同じ

| 意見17 | 屋内光ファイバを第一種指定電気通信設 |
|------|--------------------|
| 備として | ご開放するルールを整備すべき。 |

再意見17

考え方17

■ 屋内光ファイバの指定設備化

NTT東・西が敷設する屋内光ファイバは、戸建て 住宅・集合住宅向けのいずれについてもボトルネック 設備である加入者回線(加入ダーク)と一体で設置さ れ、お客様に提供されるものです。FTTH市場におけ る競争を促進し、お客様の選択肢が確保されるよう NTT東・西が敷設する屋内光ファイバを指定設備と して開放するルールを整備すべきと考えます。 (KDDI)

■ 光屋内配線は工事を実施する工事会社が多数 ■ 屋内配線工事については、NTT東西は、接続 存在し、当社のダークファイバを利用している他事 業者も光屋内配線の工事は自ら工事会社に発注 し実施しています。このように不可欠性がなく、他 事業者やお客様が自由に工事できる設備にまで 指定電気通信設備の対象を拡大する必要はない と考えます。

KDDI殿については、自ら工事会社に発注し実 施していた光屋内配線工事を当社にも実施して欲 しいと要望があったことから、当社とKDDI殿とで 工事条件等の協議を行い、ビジネスベースで工事 を実施することとしたものです。

なお、当社がビジネスベースで実施する光屋内 配線工事の提供条件は各事業者を一律に取り扱 うこととしております。

(NTT東日本)

■ 屋内配線は、他事業者やお客様自身が自由に 設置可能な設備であり、不可欠性のある設備では ありません。実際、屋内配線の工事を実施する工 事会社は多数あり、当社のダークファイバやドライ カッパを利用されている他事業者も、屋内配線の 工事は自ら工事会社に発注し実施されています。 このように不可欠性がなく他事業者が自由に工事 できる設備にまで指定電気通信設備規制を拡大 する必要はないと考えます。

光屋内配線についても、他事業者が自由にエ 事できる環境にありますが、他事業者から要望が あれば、当社はビジネスベースで工事を実施する こととしており、ご要望頂いた接続事業者とビジネ スベースでの工事実施に向けた協議を進めている ところです。なお、当社がビジネスベースで実施す 事業者からの要望があれば、ビジネスベースで 工事を実施することとしており、一部の接続事業 者とNTT東西の間では、既に協議が行われてい る状況にある。

当該協議の状況については、「コロケーション ルールの見直し等に係る措置報告に対する検証 結果」を踏まえた要請(平成20年8月29日総基 料第216号)に基づき、08年末までにNTT東西 から報告が行われる予定であることから、総務省 においては、当該報告等を踏まえ、屋内配線工 事のルール化が、第一種指定電気通信設備との 接続を円滑に行うために必要な事項か否か等に ついて必要に応じて検討することとしている。

| | 1 | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | る光屋内配線工事の提供条件については各事業者を一律に取り扱うこととしています。 (NTT西日本) | |
| 意見18 今後新規に提供される上位レイヤサービス 及びNTT東西が実質的に仕様を握っているユーザ 宅内機器ついても、第一種指定電気通信設備への 指定の検討対象として注視する必要がある。 | 再意見18 | 考え方18 |
| ■ NGNにおける宅内機器、新規サービス等に対する注視が必要 NGNについては、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成 20 年 3 月 総務省殿)において概ね考え方が示されたものの、今後新規に提供される上位レイヤサービス、及び NTT 東西殿が実質的に仕様を握っているユーザ宅内機器に対しても、その機能性や独占性の観点から、指定の検討対象として注視する必要があると考えます。(イー・アクセス、イー・モバイル) | ■ 先般の当社意見で述べたとおり、当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、ボトルネック性がないことから、早急におけっては、ボトルネック性がないことから、早急にとれては、通信設備の対象から除外していただきたいとでで、当社でものである」との意見が示されて自身であり、ボールネック性はないと考えます。 なお、「ユーザ宅内機器を指定の検討対象として注視する必要がある」との意見が示されて自身であり、ボールネック性はないと考えます。 (NTT東日本) ■ 上位レイヤサービスやユーザ宅内機器についたがとがとますが、当社の次世代ネットワーケを提供される事業者に自っていると表したインタフェースを参当社としているもないのとおり、様々なプレイヤーの創意よう取りに表す。 以上のとおり、様々なプレイヤーの創意によっています。 以上のとおり、様々なプレイヤーの創意にときままた。 以上のとおり、様々なプレイヤーの創意によっています。 以上のとおり、様々なプレイヤーの創意によった。 以上のとおり、様々なプレイヤーの創意によっている上位レイヤサービス等に独占性が認めている上位レイヤサービス等に独占性がであることから、当社のとは明らかであることから、当社のとおり、当社のとおり、場合にはよりにはいているとは明らかであることから、当社のとおり、当社の内容にはいます。 はいまにはいます。 はいまにはいます。 はいまにはいまれたとは、当社の内容があるによれたといるとはいますがないます。 はいまにはいまれたとは、当社の内容があるによれたとは、当社の内容がある。 はいまにはいまれたとはいいますがないますがないますがないますがないますがないますがないますがないますが | ■ NGNは、08年7月に関係省令等が改正され、 帯域制御等の機能を有するSIPサーバを含めて、 第一種指定電気通信設備に指定されたところでレイヤ」的なサービスを提供している設備は「存在したいが、NGNが今後段階的に発展する中で、とれば、レイヤサービスを提供する設備が生じ、それは、一種指定電気通信設備に指定することが必要になると考えられる。 なお、ユーザ宅内機器については、これおり、の大況は認められないため、第一種指定電気通信設備の指定である等現時点では、この扱いを変更する必要はないと考えられる。 |

を指定の検討対象として注視する必要はないと考 えます。

(NTT西日本)

■ NGNサービスの提供に必要なホームゲートウェ イ等のユーザ宅内機器が、指定電気通信設備で あるルータ等の各種設備と同様に、ボトルネック設 備と一体として機能するものであるかどうかも含 め、競争に及ぼす影響を注視していくことが必要 であると考えます。

(KDDI)

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

意見19 NGN等に係る機能については、アンバンド ルの対象から除外すべき。

■ 【NGN等に係る機能のアンバンドル】

先述のとおり、当社のIP通信網(NGNを含む)に ボトルネック性はないため、指定電気通信設備の対 象とすべきではないと考えますが、仮に指定電気通 信設備の対象として継続する場合であっても、少なく とも実需や他事業者による利用実績がない機能につ(KDDI) いては、早急にアンバンドル機能の対象から除外し ていただきたいと考えます。

「次世代ネットワークの接続ルールの在り方につ・ いて | 答申(2008 年 3 月 28 日)においても、「アンバン ドルとは、他事業者による多様な接続形態を実現す るためのものであり、相互接続や競争の促進に資す るものであることから、他事業者の要望があり、技術 的に可能な場合はアンバンドルして提供しなければ ならない。ただし、アンバンドルが技術的に可能であ っても、オペレーションシステム等の改修に多大なコ

再意見19

機能については、NTT東·西が市場を独占する等 の問題が起きてから対処するのでは遅いと考えま す。あらかじめアンバンドル等の接続ルールを整 備しておくことが必要です。

■【アンバンドル機能の対象に関する検証】

NTT 東西殿は現時点で接続事業者からの接続 要望がないことをもって一部機能をアンバンドルの 対象外とすることを求めていますが、接続事業者 が希望した時点で接続が開始可能な状況にして おくことこそ、NTT 東西殿利用部門と接続事業者 相互間での同等性を確保するものであることか ら、現時点で可能な限りの機能についてアンバン ドルを行っておくことが必要と考えます。

考え方19

■ ボトルネック設備と一体で提供されるNGN等の ■ アンバンドルは、NTT東西に過度の経済的負 担を与えることとならないように留意しつつ、他事 業者からの要望があり、技術的に可能な場合 は、アンバンドルして提供しなければならないの が基本的考え方であるが、NGN答申では、これ に加えて、PSTN とは異なるIP網の特性を踏まえ つつ、既存サービスの継続的な提供及び将来出 現するサービスの芽を摘むことがないように配意 して検討が行われた結果、収容局接続機能、IG S接続機能、中継局接続機能、イーサネット接続 機能の4機能をアンバンドルすることが必要とさ れた。

> 各機能をアンバンドルする必要性は、考え方2 0から23のとおりである。

> なお、IGS接続機能について、NTT東西は、相 対で接続料設定を求める意見を示しているが、こ

ストを要する場合もあることから、他事業者の具体的 な要望を踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負 担を与えることとならないように留意することも必要で ある。」とされており、アンバンドルは他事業者の具体 的な接続要望を踏まえて検討するものであると考え ます。

したがって、現時点、他事業者から当社に対し具 体的な接続要望がない下記機能については、アンバ ンドル対象から除外していただきたいと考えます。

- 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能
- 特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能
- 一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能
- 特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能
- イーサネットフレーム伝送機能

また、関門交換機接続ルーティング伝送機能にモバイル) ついては、以下の理由から、事業者間の協議により 相対で接続料を設定することを認めていただきたい ■ NTT東・西が、ボトルネック設備と一体で構築さ と考えます。

- (1) 現行のひかり電話の接続料は、「接続相手方 の事業者が設定する接続料水準に合せて設定」し ており、当社が任意に接続料を設定しているもの ではないため、公正競争上の問題はないこと。
- (2) ひかり電話の接続料を事業者均一とした場 合、接続事業者の接続料が当該均一接続料を上 回って設定されることも想定されますが、お互いの (KDDI) ネットワークを利用しあうにもかかわらずこうした費 用負担のバランスが崩れることは、競争中立的で ■ 現行のアンバンドル機能の指定の対象は、ボト ないこと。

仮に、当社のみ事業者均一の接続料を設定する 場合は、事業者間の公平性が損なわれないよう、例 えば、①米国における市内電話会社間での相互補 償料金のように接続事業者の接続料と同額とする、 ②接続事業者の接続料が当社の接続料よりも著しく 高い場合は、「接続請求を拒むことに正当な理由が ある」ものとして取り扱う、といったことを可能としてい

また、NTT 東西殿は、ひかり電話の関門交換機 接続ルーティング伝送機能について、相対で接続 事業者と同水準の接続料を適用する現状の接続 料設定において特段の問題が生じていないと主張 し、第一種指定電気通信設備化後も引き続き相対 での接続料設定を継続することを求めています が、第一種指定電気通信設備について均一の接 続料を設定し、接続約款にて同等の条件を NTT 東西殿利用部門も含めた接続事業者に対して適 用することは、接続の公平性を担保するための必 須条件であり、第一種指定電気通信設備の相対 接続料設定は認められるものではないと考えま す。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク

れるNGN設備の接続料を相対で設定すること は、市場支配力を背景に特定の事業者を優遇す ることが可能となり、公平性を担保できなくなるた め、認められるべきではありません。

現時点で公平性を欠くおそれのある相対取引を ベースにした費用負担のバランスを基準とするこ とは適切ではないと考えます。

ルネック性を要件として公正競争確保のために有 効に機能しており、また、現在の通信市場におけ る競争推進施策の根幹を成しており、引き続き対 象の維持が必要であると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

れは、第一種指定電気通信設備の接続料がコス トに適正利潤を加えた事業者間均一接続料とさ れている趣旨等にかんがみれば、適当ではない と考えられる。

ただし、NTT東西が事業間均一接続料しか請 求できないことを奇貨として、接続事業者が、NT T東西の接続料と自らの接続料の差額で利益を 稼ぐことを目的にNTT東西と接続して不当に高額 な接続料を請求することは、NTT東西の利益を 不当に害し、電気通信事業法第32条に定める接 続の拒否事由に該当する可能性があると考えら れる。

なお、「不当に高額な接続料」の設定に関する 申出等があった場合には、総務省において、事 業者ごとの個別事情等を踏まえた上で、速やか にその適正性を検証し必要に応じ所要の措置を 講じる。

| ただきたいと考えます。 (NTT東日本) ■ 当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網、イーサネット等のデータ通信網、局内装置、局内光ファイバ及び加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂く必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外して頂く等の対応を行って頂きたいと考えます。 (NTT西日本) | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意見20 フレッツサービスに係る機能(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能)については、アンバンドルの対象から除外すべき。 | 再意見20 | 考え方20 |
| ■【フレッツサービスに係る機能のアンバンドルについて】 ・フレッツサービスに係る機能のアンバンドル等については、地域IP網において、ルーティング伝送機能の接続料を設定したものの、平成13年から現在に至るまで7年以上、他事業者による利用実績はありませんでした。 ・また、当社の次世代ネットワークにおいても、「他事業者から、収容局接続について速やかにアンバンドル提供するよう要望されている」こと等を理由にアンバンドルがなされましたが、要望事業者はパブリックコメントとして意見提出されていたものの、当該要望事業者から具体的なルーティング伝送機能の利用要望は頂いていませんし、そもそも、前述のとおり、当該要望事業者は独自のIPネット | ■ソフトバンク・再意見19に同じ ■イー・アクセス・再意見19に同じ | ■ NGN答申において示されたとおり、①競争事業者からはアンバンドルして提供することが求められていること、②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を収容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること、③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた収容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられ |

| ワークを構築し、現に、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得されています。 ・ 以上のとおり、他事業者にルーティング伝送機能の利用要望が真にあるとは考えられないことから、フレッツサービスに係る機能(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能)はアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。 (NTT西日本) | | ることから、フレッツサービスに係る機能のアンバンドルは当面必要とされたところである。 このため、フレッツサービスに係る機能(収容局接続機能)については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意見21 中継局接続に係る機能については、アン バンドルの対象から除外すべき。 | 再意見21 | 考え方21 |
| ■ 【中継局接続に係る機能のアンバンドルについて ・ 中継局接続に係る機能のアンバンドルについて は、他事業者のネットワークの詳細がそもそも明確 でありませんし、更に、他事業者から具体的な機能 の利用要望も頂いていないことから、当該機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)はアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。 (NTT西日本) | ■ソフトバンク・意見19に同じ ■イー・アクセス・再意見19に同じ | ■ NGN答申において示されたとおり、既に地域IP網では、中継局接続に該当していたIPv6サービスはアンバンドルされた機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス提供をしており、またNTT東西のNGN間のIP電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われている。更に今後PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS接続は減少し中継局接続が増えていくことが想定される。このため、中継局接続に係る機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。 |
| 意見22 IP電話サービスに係る機能については、アンバンドルの対象から除外すべき。 | 再意見22 | 考え方22 |
| ■【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】 ・ 現在のひかり電話の接続料は、接続相手方の事業者が設定する接続料と同水準とすることを基本に、各事業者と相対で決定しているに過ぎず、当社が任意に接続料を設定しているものではなく、公正競争上の問題は生じていないことから、現在の | ■KDDI・再意見19と同じ ■ソフトバンク・再意見19と同じ ■イー・アクセス・再意見19に同じ | ■ NGN答申において示されたとおり、IP電話サービスに係る機能については、①他事業者からは、NGNやひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定した上で、接続料設定を求める意見が示されていること、②また、現在、相対料金とは言え、ひかり電話網では、IGS接続の接続料が設定されており、当該接続料設定が技術的に実現不可能と |

| 接続料の決定方法に拠ることで、公正競争上の問題が具体的に明らかになるまでの間は、現状の運用(相対)を継続することとし、IP電話サービスに係る機能(関門交換機接続ルーティング伝送機能)はアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。 (NTT西日本) | | は言えないこと、③更に、当該接続料は相対取引で決まっているため、相手側事業者によって接続料水準が異なっており、公正競争上大きな問題となっているとの意見が示されていること等を踏まえれば、IP電話サービスに係る機能をアンバンドルすることは必要と考えられる。 このため、IP電話サービスに係る機能(IGS接続機能)については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意見23 イーサネットサービスに係る機能について は、アンバンドルの対象から除外すべき。 | 再意見23 | 考え方23 |
| ■【イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルについて】 ・ 以下の理由により、イーサネットサービスに係る機能(イーサネットフレーム伝送機能)をアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。 ① 他事業者は、当社又は電力系事業者殿から光ファイバを借り、1台あたり百万円~数百万円程度に過ぎないイーサネットスイッチを調達し、当社ビル等に設置することによって、当社と同等のイーサネットサービスを提供することが可能となっている。 ② 現に、電力系事業者殿をはじめ多くの事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を繰り広げている。 イーサネットサービスの市場で見た場合、当社のシェアが13.1%(平成19年9月末)、NTT東日本のシェアが16.5%(同上)であるのに対し、KDDI殿のシェアが23.2%(同上)となっている等、競争が十分に進展している。 ③ イーササービス市場には、電力系事業者殿をはじめ多数の事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を展開している中、当社だけがイーササービス | ■ソフトバンク・再意見19に同じ ■イー・アクセス・再意見19に同じ | ■ NGN答申において示されたとおり、イーサネットサービスは、ユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があり、また今後イーサネットサービスに係る需要が高速化することが想定されることにかんがみると、NTT東西が、従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であることから、競争事業者からの具体的な接続要望等を見極めた上で、イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをすることが必要と考えられる。このため、イーサネットサービスに係る機能(イーサネット接続機能)については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。 |

- の接続料設定を強いられ、サービス原価を他事業者にオープンにするよう強いられた場合、当社は 競争上著しい不利益を被ることになる。
- ④ イーササービスのアンバンドルを要望されている KDDI殿は、需要密度が高い都市部エリアを中心 に既にサービスを自前提供されており、実際、お 客様からKDDI殿に対し、IP-VPN等の足回り回線としてイーササービスを提供してほしいとの実需 要があれば、KDDI殿がイーササービスを自前提供されるケースも少なくないと考えられるため、需 要が疎で自前設備を構築するよりも当社設備を借りる方が得なエリアのみで、当社設備を借りてサービス提供されることになることも考えられる(クリームスキミングが生じる。)。
- ⑤ オペレーションシステム等改造費用をかければ、PVCメニューを提供して接続料を設定することも技術的には可能になるが、多額の費用をかけて開発等しても、PVCメニューの利用が需要が疎のエリアに止まれば、低廉なネットワーク構築に支障を来たす可能性が高い。
- ⑥ 当社のイーササービスの提供形態は通常の企業ネットワークの形態であるP-MP通信を念頭に置いたものとなっており、相互接続通信のためにPVCメニューを設けた場合、
 - ・ P-MP通信の場合はネットワーク全体で1ユーザごとに1のVLAN ID利用で足りたものが、P VCメニューでは1回線ごとに1のVLAN IDを消費することになり、VLAN IDが枯渇しやすくなる。
 - ・ P-MP通信の場合はイーサ網内において最適経路で通信可能なものが、PVCメニューを用いた相互接続通信が増えると、相互接続点を折り返す通信が増加することになるため、イーサ網内を流通するトラヒックが増加すること等によってイーサ網の設備増強が頻繁に必要になる等、コスト増や追加構築したイーサ網への既存ユーザの収容

| 替え等によるお客様の利便性低下に繋がることも |
|---------------------------|
| 考えられるため、PVCメニューの提供によって、当 |
| 社のイーササービスの提供が不効率になると懸念 |
| される。 |
| (NTT西日本) |
| |
| 意見24 サービスプラットフォームとサービス制御機 |

能のインターフェースであるISCがオープン化され ないと、回線設備を持たない事業者は、サービスプ ラットフォーム機能を自身の役務として提供できな い。基本機能(回線認証機能、セッション制御機能、 品質制御機能)の一部だけではなく、ISCで規定さ れるフィルタリング機能を用いてこれら機能を一体 的にアンバンドルする方法について検証してもらい

再意見24

考え方24

|■ プラットフォーム機能に係る検証(ガイドラインの|■ 当社のNGNについては、インタフェース条件を|■ NGN答申では、回線認証機能やセッション制御 注1)においては、以下の点を留意いただきたくお願 いします。

たい。

- 本年4月に採択されたITU-T 勧告 Y.2012 に対す る Amendment 1 において、SVI(NTT の次世代ネッ (NTT東日本) トワークの SNI に相当)は、コンテンツ生成機能をも つ End-User Function の一種であり、垂直レイヤー ■ 当社の次世代ネットワークについては、技術的 間のインタフェースである ANI とは別のものである ことが明確化された。
- SVI は大容量通信ユーザ向けのインタフェース (基本的には UNI)であり、インターネットと同様、誰 でもこのインタフェースを用いてプラットフォーム機 能を構築することができる。この点、当該設備に関(NTT西日本) するボトルネック性はないと考える。
- ANI はアプリケーションが End-User Function 間 の通信を制御するためのインタフェースであり、 ITU-T 勧告では ANI をサポートするサービスプラッ トフォームを NGN 内部の機能として位置付けてお り、サービスプラットフォームの構築に必要なサー

全てオープン化し、接続申込みの窓口も公表して おりますので、具体的なご要望があれば、協議を していく考えです。

に接続可能なポイントを開放し、インタフェース条 件を全て開示する等、他事業者のIPネットワーク との相互接続性の確保に努めており、接続申込み の窓口も公表していますので、具体的なご要望が あれば、協議する考えです。

機能等については、競争事業者の具体的な利用 形態が明確でなく技術的な実現可能性を含めた アンバンドルの要否を判断できないため、その要 否の検討は時期尚早とされたところである。

他方、これらの機能は、今後サービス競争上 重要性を増していくことも考えられることから、SN Iの外にある機能か、それともNGNに実装する機 能であるかを検証した上で、NGNが実装する機 能であれば、適時適切にアンバンドルの要否を 検討することが必要とされていたところである。

この点、テレコムサービス協会の意見に対し、 NTT東西は、具体的な要望があれば協議をする 考えを示していることから、まずは、同協会にお いて、具体的な利用形態等を明らかにした上で、 当該機能のアンバンドルに関する問題について NTT東西との間で協議を行うことが適当であり、 総務省としては、当該協議の状況等を踏まえ、ア ンバンドルの要否など所要の措置を検討すること ビス制御機能とのインタフェースとしてISCを規定している。この点、アクセス回線と一体として設置されるサービス制御機能についてはボトルネック性があり、サービスプラットフォームとサービス制御機能のインタフェースである ISC がオープン化されない限り、回線設備を持たない競争事業者はサービスプラットフォーム機能を自身の役務として提供することができない。

④ ISC のオープン化(帯域制御機能のアンバンドル)については、情報通信審議会の「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」の答申において、「現時点でアンバンドルの要否を判断するのは時期尚早である。ただし、今後サービス競争上重要性を増していくと考えられることから、SNI の外に

- ④ ISC のオープン化(帯域制御機能のアンバンドル)については、情報通信審議会の「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」の答申において、「現時点でアンバンドルの要否を判断するのは時期尚早である。ただし、今後サービス競争上重要性を増していくと考えられることから、SNI の外にある機能か、それとも NGN が実装する機能であるかについて検証した上で、NGN が実装する機能であれば、適時適切にアンバンドルの要否を検討することが必要である」とされている。この点、上記①の明確化に伴い、「SNI」を「ISC」に読み替え、検証すべき対象を ISC の中にある機能とすることが必要と考えます。
- ⑤ また上記④に関連して、NTT 東西からは「NGN の SIP サーバは、回線認証機能、セッション制御機能、品質制御機能を実装しているが、現時点で実装している機能はプラットフォーム機能に該当するものではなく、通信制御機能と一体として提供されるものであり、一部機能だけをアンバンドルして提供することは困難である」ことが指摘されています。この点、これら機能は NGN に実装されているが、技術的にアンバンドルして提供できないとの立場と理解されます。
- ⑥ 当協会としては、これら基本機能(回線認証機能、セッション制御機能、品質制御機能)の一部機能だけをアンバンドリングして提供する方法ではなく、ISC で規定されるフィルタリング機能(SIP 信号)

とする。

のトリガー)を用い、これら機能を一体的にアンバ ンドルする方法について検証いただきたく、要望し ます。

(テレコムサービス協会)

意見25 帯域制御機能や認証・課金機能等について は、詳細な情報開示を行うべきであり、また将来的 なアンバンドル化を前提として検討を進めるべき。

- また、NTT-NGN については、帯域制御機能、認 証・課金機能や中継局接続機能のアンバンドルにつ いて、接続事業者から要望を行っているところです が、NGN 接続ルール答申において、どのように利用 するかが明確でないため、アンバンドルの要否の判 断は時期尚早とされ、「NTT 東西においては、他事 業者がNGNを活用したサービス提供を行うために必 要な情報は、他事業者の要望を踏まえ、できる限り 開示するように努めることが適当である」(「次世代ネ ットワークに係る接続ルールの在り方について」答申 (案)への意見及びそれに対する考え方(平成20年 3月27日)考え方28)とされたところです。
 - しかしながら、接続事業者がこれらの機能を使って どのようなサービスを実現するか具体的な検討をす る上で必要となる NTT 東西殿による情報開示は依 然として行われていない状況であり、NTT 東西殿に おいては、早急に帯域制御機能、認証・課金機能や 中継局接続機能の詳細について情報開示を行うべ きと考えます。
 - ・ なお、これらの機能は接続事業者が NTT-NGN と の接続により多様なサービスを提供するにあたりア ンバンドルが不可欠な機能と考えるため、将来的な アンバンドル化を前提として検討を進めることが必要 と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ バイル)

再意見25

機能や中継局接続機能について、「接続事業者が これらの機能を使ってどのようなサービスを実現 するか具体的な検討をする上で必要となるNTT東 西殿による情報開示は依然として行われていない 状況」との意見が示されておりますが、当社のNG Nは、技術的に可能な接続ポイントを開放し、イン タフェース条件を全て開示しており、他事業者のIP ネットワークとの相互接続性の確保に努めてきた ところであり、指摘は事実に反すると考えます。

また、本年3月の「次世代ネットワークに係る接 続ルールの在り方について」答申において、「帯域 制御機能、認証・課金機能についてアンバンドル を求める意見は示されているものの、例えば、NG Nの転送機能と切り離して、帯域制御機能等をど のように利用してサービス提供することを想定して いるのかが明確ではない」、「未だ具体的なサービ ス提供形態や接続ニーズ等が明確でない段階で アンバンドルの要否を判断することは、将来現れ るサービスの芽を事前に摘むことになりかねない ので抑制的に対応することが必要である」といった 指摘がなされていますが、現時点に至っても、他 事業者から具体的な要望は寄せられておりませ

なお、次世代ネットワークを含むIP通信網にお いては、通信事業者がお互いにインタフェースを 考え方25

■ ソフトバンク殿から、帯域制御機能、認証・課金 ■ ソフトバンクグループの意見では、NTT東西に 対して帯域制御機能等に関する詳細な情報開示 を求めているが、他方、NTT東西の意見では、N GNのインタフェース条件はすべて開示していると 回答していること、他事業者からも、NTT東西の 開示レベルが不十分との意見は示されてないこ と、また具体的にNTT東西に対し開示を求める情 報の内容も明確ではないことから、現時点で更な る情報開示を行う必要性は認められない。

> ただし、NGNは、今後段階的に発展していくネ ットワークであり、今後段階的な機能追加も想定 されることから、他事業者が新たな機能を利用し たサービスを遅滞なく提供できるように、情報開 示告示等に基づき、必要な情報提供を行うことが 必要である。

> なお、帯域制御機能等のアンバンドルについて は、要望する事業者が、具体的な利用形態を明 確にした上で、当該機能のアンバンドルに関する 問題について、NTT東西との間で協議を行うこと が適当であり、総務省としては、当該協議の状況 等を踏まえ、その要否を検討することとする。

オープンにし、円滑に相互接続が行えるようにしていくことが必要であり、そのためには、当社のみならず、ソフトバンクテレコム殿やKDDI殿を含む他事業者も自らのIP通信網のインタフェース条件等を自主的に公表することが必要であると考えます。

(NTT東日本)

- ソフトバンク殿から、「接続事業者が帯域制御機能、認証・課金機能や中継局接続機能を使ってどのようなサービスを実現するか具体的な検討をする上で必要となる当社の情報開示は依然として行われていない状況であり、当社は、早急に帯域制御機能、認証・課金機能や中継局接続機能の詳細について情報開示を行うべき」との意見が示されていますが、当社の次世代ネットワークでは、大術的に接続可能なポイントを開放し、インタフェース条件を全て開示する等、他事業者のIPネットワークとの相互接続性の確保に努めてきたところであるため、当該意見は事実に反すると考えます。
- ・また、平成 20 年 3 月 27 日の情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」において、「帯域制御機能、認証・課金機能についてアンバンドルを求める意見は示されているものの、例えば、NGNの転送機能と切り離して、帯域制御機能等をどのように利用してサービス提供することを想定しているのかが明確はない。」、「未だ具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない段階でアンバンドルの要否を判断することは、将来現れるサービスの芽を事前に摘むことになりかねないので抑制的に対応することが必要である。」といった指摘がなされていますが、現時点に至っても、他事業者から具体的な要望は寄せられておらず、答申で指摘された状況には変わりがありません。

なお、次世代ネットワークを含むIP通信網においては、通信事業者がお互いにインタフェースをオープンにし、円滑に相互接続が行えるようにしていくことが必要であり、そのためには、当社のみならず、ソフトバンクテレコム殿やKDDI殿を含む他事業者も自らのIP通信網のインタフェース条件等を自主的に公表することが重要であると考えます。

(NTT西日本)

■ 今後アンバンドル化の機能を検討していくうえでは、接続条件の設定が、自社サービスの利用者料金等の設定よりも遅れることは公正競争条件確保の観点から非常に問題があると考えます。本件の考え方については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」において以下の通り示されているところです。

※参照

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成 20 年 8 月 公正取引委員会、総務省) II、第 1、3、(2)、イ 接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合

- 「① 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信 事業者が接続約款に記載されていない機能を用い て新たなサービスを開始する以前、あるいはほぼ同 時期に、当該機能に係る接続条件を接続約款に規 定していない場合。」
- ・ また、その接続料については、現行の第一種 指定電気通信設備制度に係る「接続料と利用者 料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関 するガイドライン」(平成20年2月改定。以下「ス タックテストガイドライン」という。)において具体 的な実施方法について規定されているところであ

り、NGN においても同様に不適正な料金設定と ならないようスタックテストガイドラインで検証して いくことが必要であると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見26 き線点~利用者宅までの区間をアンバンドルしたドライカッパ接続料を新たに設定すべき。

- ・ 弊社共で提供している FTTR サービスは、局舎 ~ き線点まで(上部)の区間は光ファイバ回線を利用し、き線点 ~ 利用者宅まで(下部)の区間はメタル回線を利用する設備構成をとっています。一方、現在、NTT 東西殿が提供しているドライカッパ接続料は、局舎 ~ 利用者宅の区間として設定されており、FTTR サービスで利用しない局舎 ~ き線点までの上部区間のコストも負担している状況にあります。このため、FTTR サービスの設備構成に合わせ、き線点~利用者宅までの区間をアンバンドルしたドライカッパ接続料(下部区間)を新たに設定すべきです。
- ・ このドライカッパ接続料における下部区間のアン バンドルが実現されると、コスト負担の適正化が図 られることになり、利用者に負担していただくコスト の低減化が可能ものと考えます。
- ・ 本要望の詳細については、弊社共が「コロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する検証結果(案)」に関して提出した意見書(平成20年7月11日)及び再意見書(平成20年7月30日)を参照願います。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

再意見26

■ ソフトバンク殿は、き線点〜利用者宅までの区間 (下部区間)をアンバンドルした新たなドライカッパ 接続料の設定を要望していますが、下部区間のメ タル回線だけを利用する場合でも、当社局舎〜き 線点までの区間(上部区間)のメタル回線を利用し て当社局舎内からメタル回線の遠隔保守を行う必 要があり、故障対応を行うために、当社は上部区 間のメタル回線を使用しています。

また、接続事業者が下部区間のメタル回線のみを利用している間は、設備管理運営上、それに対応する上部区間のメタル回線は他に転用できないことから、上部区間のメタル回線のコストは下部区間のメタル回線を利用する接続事業者に負担いただく必要があると考えています。

なお、上記の考え方については、従前より接続 事業者との協議において説明してきたところです。 (NTT東日本)

■ ソフトバンク殿は、き線点~利用者宅までの区間 (下部区間)をアンバンドルした新たなドライカッパ 接続料の設定を要望されていますが、下部区間 のメタル回線だけを利用されようとした場合であっ ても、当社局舎~き線点までの区間(上部区間)の メタル回線を利用して当社局舎内からメタル回線 の遠隔保守を行う必要があり、故障対応を行うた めに、当社は上部区間のメタル回線を使用してい ます。

考え方26

■ 接続事業者からの、き線点〜利用者宅までの 区間(下部区間)をアンバンドルしたドライカッパ 接続料を新たに設定すべきとの意見に対して、N TT東西からは、下部区間の保守には上部区間 が必要であること及び設備管理運営上、上部区 間は他に転用できない設備となることから、下部 区間のアンバンドルは困難であるとの意見が示さ れている。

第一種指定電気通信設備については、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、NTT東西に過度の経済的負担が生じない限り、アンバンドルして提供することが基本的考え方であり、下部区間をアンバンドルしたドライカッパ接続料の設定についても、この考え方に基づき、その要否を判断することとなるが、「コロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する検証結果」における考え方(08年8月29日)において示したとおり、まずは接続事業者とNTT東西との間で協議を行い、議論を深めることが必要である。

08年末までに、NTT東西から当該協議状況の報告が行われることとなっており、総務省においては、当該報告等を踏まえ、下部区間のアンバンドルの要否について検討することとする。

また、仮に下部区間のみのメタル回線を用いて 保守を行う方法があったとしても、接続事業者が 下部区間のメタル回線のみを利用している間は、 設備管理運営上、それに対応する上部区間のメタ ル回線は他に転用できないことから、上部区間の メタル回線のコストは下部区間のメタル回線を利 用される接続事業者に負担頂く必要があると考え ています。

なお、上記の考え方については、従前より接続 事業者との協議において説明してきたところです。 (NTT两日本)

意見27 早急にFTTH市場の活性化のために必要 な措置が講じられるべきであり、分岐端末回線に ついては、配線ブロックの対象世帯数の拡大等の 適正化を図るべき。

再意見27

考え方27

■ 分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の設定 ■ 分岐端末回線単位での接続料設定は、FTTHに ■ 加入光ファイバについては、08年3月の情報通 分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の設 定については、平成18年度に行われた「コロケーシ ョンルールの見直し等に係る接続ルールの整備につ いて」の議論において、早急な対処が必要と競争事 業者が要望したにもかかわらず、答申において「NG N接続ルールと併せて議論することが必要」と結論 が先送りされた経緯があります。

これを踏まえたNGN接続ルールの議論を経ても、 答申で「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接 続料の設定については、今後、市場環境や分岐に 係る技術等の変化を確認の上、改めて検討すること が適当し、再び先送りとされました。

これは、接続料設定と併せて議論された加入光フ ァイバの"競争事業者間におけるOSU共用"の取組 みを念頭において「FTTH市場における事業者間競 争の進展状況を注視することが必要」とされたもので すが、「競争事業者のみでの共用」では、NTT東・西

おける設備競争やサービス競争を阻害し、また設 備構築事業者に比してより一層接続事業者だけを 有利にするものであるため、実施すべきでないと 考えます。

なお、FTTH市場におけるNTT東西のシェアの 高まりに対しては、NTT東西をはじめとしたNTTグ ループ全体に対する行為規制等の強化、ひいて は2010年に予定されるNTT再々編議論によって 対処すべきであると考えます。

(ケイ・オプティコム)

- ■【分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の 設定】
- 平成 20 年 3 月 27 日に行われた NGN 接続ルー ル答申後も NTT 東西殿の光サービスシェアの拡 大は継続(72.2%(平成 20 年 3 月末)→72.9%(平 成 20 年 6 月末))しており、KDDI 殿の主張通り、

信審議会答申に基づき、08年度以降接続料の 更なる低廉化が図られるとともに、競争事業者間 におけるOSU共用に向けた協議が行われている ところである。

同答申を踏まえ、総務省としては、これら取組 を通じたFTTH 市場における事業者間競争の進 展状況を注視しているところであるが、屋内配線 工事についての考え方17で示したとおり、公正 競争確保の観点から、必要に応じて所要の措置 を検討することは当然必要となるものである。

この点、配線ブロックの対象世帯数を拡大すれ ば、シェアドアクセス方式の加入光ファイバで収 容対象となるユーザも拡大する点で接続事業者 のFTTH事業の展開が容易となる面はあるが、 配線ブロックの対象世帯数はNTT東西が一義的 には決定するものであるため、配線ブロックの対 象世帯数の拡大を要望する接続事業者は、具体 と競争事業者との間の公平性が担保されないという 問題が残ります。

このように、補正申請された加入光ファイバ接続料 及び競争事業者間での加入光ファイバの共用では、 FTTH市場におけるNTT東・西による実質的独占状 態を是正するための措置として十分とは言えませ ん。分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の 設定が今回見送られたことにより、むしろNTT東・西 のFTTH市場独占は助長されるおそれが強いと考え □ NTT西日本・再意見40に同じ ます。

市場シェアの伸びが明示しているとおり、最早「FT TH市場における事業者間競争の進展状況を注視す ることが必要」という段階ではなく、早急にFTTH市場 を活性化させるために必要な措置が講じられるべき です。

また、分岐端末回線については、収容効率を高め て回線あたりコストを下げるため、配線ブロック(局外 スプリッタがカバーするエリア)の対象世帯数を拡大 する等、適正化を図るべきと考えます。

(KDDI)

注視にとどまらず、早急に FTTH 市場の競争促進 を図るための措置を取ることが必要です。

具体的な措置として、分岐端末回線あたり接続 料設定の必要性の再検討及び光配線ブロックの 拡大検討を早急に実施すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

的な要望等を示した上でNTT東西と協議を行うこ とが必要であり、総務省としては、当該協議状況 等を踏まえ必要に応じて所要の措置を検討する こととする。

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

意見28 自社ユーザ(自社固定電話ユーザを含む) 間の通話料を無料とする料金は、携帯電話市場 の高い(独占的な)接続料を使って、他社のユーザ から得た利益で、自社のユーザを優遇する反競争 的な行為である疑いが強い。携帯電話の接続料 にメスを入れ、値下げを促すべき。

|■ 最近、携帯電話市場を中心に、「自社ユーザ(自|■ 先般の当社意見で述べたとおり、一般的に固定|■ 携帯電話の接続料の水準については、第二種 社固定電話ユーザを含む)間の通話料を無料しとす る料金が導入され、自社グループにユーザを囲い 込む動きが顕著である。

再意見28

電話より高い水準の接続料(固定電話の接続料の 約5倍の接続料)を携帯事業者が設定していること に鑑みれば、固定発携帯着の通話無料サービス

考え方28

指定電気通信設備を設置する電気通信事業者 にあっては能率的な経営の下における適正な原 価に適正な利潤を加えたものを超えてはならず、

しかし、こうした料金は、「携帯電話市場の高い (独占的な)接続料を使って、他社のユーザから得 た利益で、自社のユーザを優遇する」反競争的な行 為である疑いが強いものと考える。総務省殿におか れては、携帯電話の接続料にメスをいれ、値下げを 促すことによって、諸外国のように通信相手が契約 している通信会社に関わらず、定額料金で通話が 出来るようにしていくべきはないかと思う。

(個人)

を提供することは困難であり、

- 自グループ内への通話だけを無料としているが、自グループと他社に適用する接続料の差に 合理的な理由があるか、
- 仮に無料とした通話料に接続料の負担がないとすれば、当該通話の接続料を他社の接続料に転嫁している可能性があるのではないか、

といった懸念があることから、電気通信市場における公正な競争確保を図るという競争セーフガード制度の趣旨に鑑み、当該事業者グループ内における接続料の検証が必要であると考えます。

(NTT東日本)

- 提出された意見に賛同します。
- ・ 現在、固定電話市場においては、自社又は自社 グループの携帯電話との無料通話を梃子に固定 電話ユーザの獲得を目指し、自社内通話や自社 グループ間通話の利用者料金を無料とするサービ スが登場していますが、当社の場合は、携帯電話 事業者殿が当社に対して設定される接続料が高 止まりしているため、当社が当該携帯電話事業者 殿との間の利用者料金を同様に無料とするサービ スを提供することは困難な状況にあります。

当社が携帯電話事業者殿との間の利用者料金を無料とするサービスを提供するにあたっては、当該携帯電話事業者殿が当社に対して設定されている接続料の低廉化を図って頂く必要があると考えます。その点、ある携帯電話事業者殿の公式ホームページにおいて、「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことができる。」と記載されていることに鑑みれば、自社内通話や自社グループ間通話の赤字を接続事業者が支払う接続料で補填されている懸念があることから、当該携帯電

その他の事業者にあっては特段の規定は存しないものの、原価を踏まえた算定を行うことが合理的である。

事業者間における協議においては、接続料や接続条件の設定に当たっての考え方や根拠等について接続事業者の求めに応じて適切に説明を行う等の方法により接続料や接続条件の具体的設定・変更内容についての合意を得た上で、接続協定が締結・変更されていると認識している(第二種指定電気通信設備に係る接続については接続約款を届け出ることが求められるが、当該約款の内容はかかる協議及び合意内容を踏まえたものである。)。仮に、接続料や接続条件について当事者間で協議が調わないときは、電気通信事業法の規定に基づき、あっせん・仲裁制度の活用や、総務大臣の裁定を申請することが制度上予定されている。

総務省においては、モバイルビジネス活性化プラン(平成19年9月21日)に基づき、電気通信事業会計規則の改正を踏まえた会計実績を踏まえ、接続料の適正性等について定期的に検証を行うこととしているが、これに加えて、接続に関する協議が実質的に機能していないなどの事情が存する場合には、総務省として、接続料の適正性の具体的判断基準をあらかじめ明らかにすることも考え得る方策の1つであると認識している。

なお、接続に当たり、自己と特定の関係を有する事業者のみに対して、接続料を請求せず又は接続料に差を設ける行為は、電気通信事業法に抵触する場合がある。

| 意見29 携帯電話の接続料は固定電話と比較して | 話事業者殿グループ内等における接続料の取引 実態等を検証して頂きたいと考えます。 (NTT西日本) 再意見29 | 考え方29 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高い水準にあり、接続料に関する規制は、今後携 帯電話に比重を置くべき。 | | |
| ■ 携帯電話の台数は1億台を突破し、固定電話の 2倍に達している。他方、携帯電話の接続料は、固 定電話の5~10倍高い水準にある。仮に1台当た りの通信回数を同じとすると、全体の取引額は固 定電話の10~20倍にもなる。接続料に関する規 制は、今後、携帯電話に比重を置くべきである。 (個人) | ■ 固定電話と携帯電話は、ネットワークの構成や必要とされる機能・設備等が異なっていることから、接続料に差が生じているものと考えます。 (参考)欧州主要国においても固定電話と携帯電話の接続料の水準は約7~22倍となっております。 ・ なお、当社の携帯電話の接続料の水準は、「日米間の規制改革及び競争政策イニシアティブに関する日米両首脳への第七回報告書」(2008年7月5日)において、「NTTドコモの接続料は過去10年以上にわたって継続的に引き下げられており、発信者課金制度を採用する先進国の中で最も低いレベルまで下がっている」とされております。 (NTTドコモ) ■NTT東日本・再意見28に同じ | ■ 固定電話と携帯電話は、ネットワークの構成や必要とされる機能・設備等が異なることから、その接続料を一概に比較することは困難である。また、ネットワークの規模・構成や必要とされる機能・設備等が異なることに起因して、各事業者の設定する接続料に差異が生じること自体が問題となるものではない。 もっとも、近時のトラヒックの相対的な増加・相互通信状況等の変化や MVNO の参入など移動通信分野の競争の状況や事業環境の変化を踏まえると、制度の運用面や内容について適時適切な検証を行い、適正な事業環境を整備していくことが必要と認識している。 |
| 意見30 全ての携帯電話会社に同一の接続料を義 務付ける制度運用に改めるべき。 | 再意見30 | 考え方30 |
| ■ 携帯電話の接続料は、シェアの順番に従って、N TTドコモ社が一番安く、ソフトバンク社が一番高い。 また、利用者料金は著しく低下しているが、接続料 はほとんど下がっていないと言われている。特に、 利用者料金市場で価格破壊を進めるソフトバンク社 が、利用者の目に触れない接続料市場では、最も 高い接続料を設定していることから明らかなように、 「接続料市場の価格支配力は、シェアの大小とは関 係せず」、「接続料市場では競争原理が機能してい | | ■ 各事業者において、設備投資やネットワークの維持に係るコスト等が同一でないことにかんがみれば、すべての携帯電話事業者に同一の接続料を義務付けることは適当でない。 |

| ない」といえる。英国のように、シェアの大小に関係 | | |
|---------------------------|----------------------------------------|-------------------------|
| なく、全ての携帯電話会社に「同一の接続料」を義 | | |
| 務付ける制度運用に改めるべきではないか。 | | |
| (個人) | | |
| | | |
| 意見31 MVNO 接続の推進によって第二種指定電 | 再意見31 | 考え方31 |
| 気通信設備における接続の重要性が高まってい | | |
| る昨今、現行の制度運用が電気通信事業法で規 | | |
| 定された制度趣旨に合致していない虞がある。届 | | |
| 出制の場合であってもステークホルダーからの検 | | |
| 証が事前に可能なフロー等を導入すべき。また、ド | | |
| ミナント規制の在り方についても、現在の指定基 | | |
| 準(25%)の在り方、第一種指定電気通信設備と | | |
| 同等の接続条件の適正性を確保する方策として | | |
| の接続約款の認可制への移行、並びに接続会計 | | |
| の適用等の検討が行われるべき。 | | |
| ■ 第二種指定電気通信設備の指定要件の見直し | ■ 第二種指定電気通信設備制度は、移動体設 | ■ 第二種指定電気通信設備制度は、ボトルネック |
| 【問題点】 | 備が不可欠設備に該当しないことを前提に、市場 | 性に起因する市場支配力を認定する第一種指定 |
| ・ MVNO接続の推進によって第二種指定電気通信 | 支配力を有すると認定された事業者について「各 | 電気通信設備とは異なり、周波数の有限性を背景 |
| 設備における接続の重要性が高まっている昨今の | 事業者の円滑なサービス提供を確保するために | とする市場寡占性に起因するという市場特性が存 |
| 背景もあり、日本通信殿~NTTドコモ殿間の接続協 | は、こういった市場からの排除がないようにするた | するという認識を踏まえて導入されたものである。 |
| 議にも見られるように円滑に進捗していない事例も | めの最低限の担保措置として、接続料を含む接続 | 接続約款の認可制移行等の制度改正を伴うよ |
| 発生しているため、現行の制度運用が、電気通信 | 条件に関して透明性をより確保することを基本とし | うな意見については、現行制度の前提となる根拠 |
| 事業法で規定された制度趣旨に合致していない虞 | たルールの整備が必要」(『接続ルールの見直し | の妥当性や現行制度において対応が不十分であ |
| があると考えます。 | について』第一次答申(平成 12 年 12 月 21 日) | る具体的事情の有無、実態に沿った制度枠組みな |
| ・たとえば、第二種指定電気通信設備の指定要件 | P13)とされ導入されたものと認識しております。 | どについて多岐に渡る検証が必要不可欠である。 |
| は、業務区域内における特定移動端末設備の占有 | 当社は第二種指定電気通信設備に関わる法令 | なお、現行制度上、設備共用については、事業 |
| 率が25%以上を有することになっており、指定され | を遵守するとともに、その趣旨を踏まえ、接続約款 | 者間の交渉を前提としつつ、あっせん・仲裁制度 |
| た場合は接続約款の届出が義務化されています | 変更に伴う更新情報をホームページに公開し、ま | や、電気通信事業の認定制度による公益事業特 |
| が、現行の届出制の運用だけでは、電気通信事業 | た、相互接続ガイドブックを作成・公開する等、透 | 権の活用が制度上予定されているところであり、 |
| 法第34条第3項(※)に規定された接続条件の適正 | 明性の確保に取り組んでいるところです。 | 原則として、個別事案に応じて適切に処理される |
| 条件を十分にチェックすることは、現実的には極め | ・ 以上により、現状、相互接続に関し当社が課せ | べきものであるが、類型的事案が認められる場合 |
| て困難であると考えます。 | られている規制をさらに強化する必要性・合理性 | 等には円滑な制度運営の観点から判断基準を示 |
| ※参照:電気通信事業法第34条第3項 | はないと考えます。 | す等の方策が考えられる。 |

総務大臣は、前項(第六項の規定により読み替え て適用する場合を含む。)の規定により届け出た接続 http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/i 約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき は、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気 通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約 款を変更すべきことを命ずることができる。

- ー 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信 事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他・ の電気通信事業者の責任に関する事項が適正か つ明確に定められていないとき。
- 二 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続 筒所における技術的条件が適正かつ明確に定め られていないとき。
- 三 電気通信役務に関する料金を定める電気通信 事業者の別が適正かつ明確に定められていないと き。
- 四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信 事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下に おける適正な原価に適正な利潤を加えたものを超 えるものであるとき。
- 五 他の電気通信事業者に対し不当な条件を付す ものであるとき。
- 六 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な 取扱いをするものであるとき。

【必要な措置】

- モバイル市場の状況に応じて、適宜、制度の運用 の見直しを行う必要があると考えますので、競争セ 一フガード制度の中で検証をおこない、届出制の場(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク 合であっても接続条件の適正性を確保するために 意見書の招集などでステークホルダーからの検証 が事前に可能なフロー等を導入すべきと考えます。
- また、今後の第二種指定電気通信設備に対する ドミナント規制の在り方についても、引き続き検討さ れる必要があると考えており、現在の指定基準

|(参考) 相互接続情報を記載しているURL nterconnection/index.html

(NTTドコモ)

- 【第二種指定電気通信設備に関する検証、指定 要件に関する検証】
- 第二種指定電気通信設備制度の運用の適正性 を検証の上、今後の当該制度の在り方の検討に つながる契機とすべきとするイー・アクセス殿の意 見に賛同します。当該制度は、現状の移動体通信 市場における非対称規制として存在しています が、実態的には指定を受けている市場支配力を有 する事業者とその他の事業者に課される義務等 に必要十分な差異があるとは言い難いと考えま す。従って、前者に対する規制の適正性につい て、検討を行うべきと考えます。

具体的には、市場支配力を有する事業者が、料 金・サービス施策等を通じて、顧客流動性を阻害 していないか、あるいは、当該事業者との接続等 各種ルールが適正に整備・運用されているかにつ いて、適時検証を行うことが必要と考えます。前者 については、メールアドレスの引継ぎやそれに準じ るサービスが可能な環境作りを行うことが特に必 要であり、後者については、設備共用やローミング に係る事業者間の枠組みが現状不十分であるこ とから、ルール整備を行うことが急務であると考え ます。

モバイル)

(25%)の在り方、第一種指定電気通信設備と同等の接続条件の適正性を確保する方策としての接続約款の認可制への移行、並びに接続会計の適用等の検討が行われるべき対象になると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

(3) 禁止行為に関する検証

が依然継続されています。

れています。

3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証

イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証

昨年度の検証においては、「本意見において指

摘されている事案について、NTT東西は情報の

目的外利用の防止等について支店及びアウトソ

ーシング会社の社員等に周知・徹底する等適切

な措置を講じている」とし、「NTT東西による当該

措置の運用について引き続き注視していく」とさ

・ しかしながら、現在の NTT 東西殿の対応状況を

考慮すると、この問題を根本的に解決するために

は、NTT 東西殿に対して、アクセス網の機能分離

| 1 票止付為規制の連用状況に関する検証 | | | |
|---------------------------|------------------------------|--------------------------|--|
| 意 見 | 再意見 | 考え方 | |
| 意見32 利用者が回線移設手続を行う際、NTT東 | 再意見32 | 考え方32 | |
| 西は利用者が利用中のADSL事業者の案内(通 | | | |
| 知)やフレッツ光の勧誘といった営業を行っている | | | |
| が、このような接続に関して知り得た情報の目的 | | | |
| 外利用の再発防止に関する追加的対策が必要。 | | | |
| ■ 接続に関して知りえた情報の目的外利用 | ■ ソフトバンク殿、ケイ・オプティコム殿が指摘されて | ■ 本意見において指摘されている事案に関連して、 | |
| ○接続業務で取得した顧客情報のフレッツ等に | いる「NTT116 を利用した B フレッツサービスの営 | 昨年度の検証に基づき、本年2月18日、「接続の | |
| おける営業利用 | 業」については、弊社においても同様に、ユーザか | 業務に関して知り得た情報の目的外利用の防止等 | |
| ・ 弊社調べによると、利用者が回線移設手続を行 | ら B フレッツサービスの問い合わせを行っていない | について、貴社及び貴社から受託した業務を行う | |
| う際、NTT 東西殿が接続業務で取得している顧 | にも係わらず本件サービスを案内された事象を確 | 会社の社員等に周知・徹底すること」等をNTT東西 | |
| 客情報をもとにし、利用 ADSL 事業者の案内及び | 認しており、以下の累次の競争ルールに反する行 | に対し要請したところである。 | |
| B フレッツへの勧誘を行うといった不適切な営業 | 為として、早急に検証・運用是正の対応が必要で | 当該要請を受けて、NTT東西は、接続で知り得 | |

※参照

「戸建て住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定」(平成17年1月認可)の認可条件

<認可条件>

あると考えます。

「戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービス(仮称)に関して、加入電話及び INS64 の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。」

<「総務省殿の考え方」として当該条件で禁じられ

当該要請を受けて、NTT東西は、接続で知り得た情報の目的外利用の防止について、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じているとしている。

当該措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法及び電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下「共同ガイドライン」という。)に照らし、電気通信事業法第30条第3項第1号に抵触するおそれがあるため、今後の競争セーフガード制度の運用を通じた検証において引き続き注視し、当該措置の徹底が不十分である等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を

等のより強い措置を求めることが必要と考えます。

・ 従って、NTT グループの組織問題について可及 的速やかに検討を実施するとともに、当面の対応 として、接続に関して知りえた情報の目的外利用 の再発防止に関する追加的対策を求めることが 必要と考えます。

【116における回線移設手続時の利用ADSL事業者 案内、フレッツ勧誘有無についての調査結果】

| | | 利用 ADSL 事業者の案内 | | |
|----|----|----------------|-------|--------|
| | | あり | なし | 合計 |
| フレ | あり | 187 件 | 107 件 | 294 件 |
| ッツ | | (26%) | (15%) | (41%) |
| 勧 | なし | 232 件 | 194 件 | 426 件 |
| 誘 | | (32%) | (27%) | (59%) |
| | 合 | 419 件 | 301 件 | 720 件 |
| | 計 | (58%) | (42%) | (100%) |

※調査期間:2008年6月中旬~2008年7月上旬 調査方法:Yahoo!BBサポートセンターへ引越し のご連絡を頂いた際にヒアリングを 実施

総数:865件(有効回答:720件)

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

る事項>

「116 番への加入電話または INS64 の移転申し込みに対し、加入者から本件サービスについての問い合わせが無いにもかかわらず、本件サービスの営業活動を行うこと」

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ 当社は、「接続で知り得た情報の目的外利用の禁止」については、県域等子会社との業務委託契約に規定するとともに、当社及び県域等子会社社員向けの公正競争マニュアルの整備及び研修の徹底などにより、当該行為を厳格に禁じております。

ソフトバンク殿の調査にある「利用ADSL事業者の案内」が、当社の116センタにおいて、お客様がご利用されている具体的なADSL事業者名を当方からお伝えしているということを指しているのであれば、当社がそのような行為をしている事実はありません。

(NTT東日本)

■ 当社は接続の業務で知り得た情報の目的外利用 の防止やフレッツサービス等の営業活動において 加入電話及び INS64の契約に関して得た加入者 情報であって他事業者が利用できないものを用い ないことについて、支店及び県域等子会社の社員 等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じてお ります。

また、「116」における加入電話等の移転申し込みの際に、フレッツ光等についてお客様からお問合せがあった場合にご説明することや他社サービスを利用している場合には他社への連絡が必要な旨をお伝えすることがありますが、これはお客様利便確保を目的に行っているものであり、公正競争上の問題はないと認識しております。

確保する観点から必要な追加的措置を講じる

| | (NTT西日本) | |
|-----------------------------|---------------------------|--------------------------|
| | | |
| 意見33 ドコモショップはユーザから見ればNTTド | 再意見33 | 考え方33 |
| コモの一営業所にしか見えず、実質的にもNTTド | | |
| コモの一部として機能していることから、NTTグル | | |
| 一プ他社商品の取扱いを禁止する措置が必要。 | | |
| | ■ 本件についてはドコモショップを運営する代理店 | |
| わせた割引サービスの提供 | が、NTTドコモ殿との代理店契約とは別に、当社と | TT西日本は、販売代理店との代理店契約に基づ |
| Oドコモショップにおける B フレッツ販売 | の販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱って | |
| ・ 弊社調べによると、現在でも一部のドコモショップ | いるに過ぎず、当社とNTTドコモ殿との間に共同の | NTTドコモとの間に共同の営業行為は存在しない |
| において、NTT 東西殿のフレッツサービスの営業 | 営業行為はありません。 | 等としている。 |
| や携帯電話とのセット販売等が行われている状 | また、当社とNTTドコモ殿との共同営業について | |
| 況にあります。 | は、排他的なものでない限り、禁止されるものでは | くまで販売代理店がNTT東日本との代理店契約 |
| ・ 昨年度の検証においては、ドコモショップは代理 | ないと理解しております。 | によって実施しているものであり、これをもって直ち |
| 店であることから、当該行為は問題ないと分析さ | なお、昨年度の競争セーフガード制度において、 | に排他性があるとは言えず、引き続き注視してい |
| れていますが、ドコモショップは、ユーザからして | 本件と同趣旨の意見については、「あくまで販売代 | く」としたところである。 |
| 見れば NTT ドコモ殿の一営業所にしか見えず、 | 理店が NTT 東日本との代理店契約によって実施し | 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み |
| また、営業活動上、個々の店舗においてNTTドコ | ているものであり、これをもって直ちに排他性があ | 合わせた割引サービスの提供等に当たる場合に |
| モのブランドを用いてその製品・サービスの販売 | るとは言えず」との検証結果が示されているところ | は、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照ら |
| のみを行っており、実質的に NTT ドコモ殿の一部 | であり、新たに具体的な根拠等が示されているもの | し、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日 |
| として機能しています。さらに、競争事業者がドコ | でもないことから、改めて本年度の検証対象とする | 本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の |
| モショップに対して自社商品の取り扱いを依頼す | 必要性は乏しいと考えます。 | 際における公正有効競争条件」(2)に抵触する又 |
| ることは現実的には考えられず、これらのことか | (NTT西日本) | は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視し |
| ら代理店が運営するものであっても、ドコモショッ | _ | ていく。 |
| プは NTT ドコモ殿の一部とみなし、NTT ドコモ殿 | ■ ドコモショップを運営する販売代理店が当社との | L\ |
| 本体と同等の禁止行為規制を適用する必要があ | 代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東西 | |
| ると考えます。 | とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を | |
| 具体的には、ドコモショップにおける NTT グルー | 締結し、販売促進施策を実施していることから、公 | |
| プ他社商品の取り扱いを禁止する措置が必要であ | 正競争上問題ないと考えます。 | |
| り、少なくとも、NTT ドコモ殿における顧客情報を用 | (NTTドコモ) | |
| いての NTT グループ他社商品の営業禁止等の情 | | |
| 報のファイアーウォール確保、及び NTT グループ | | |
| 商品同士を組み合わせてのセット割引の禁止措置 | | |
| が必要と考えます。 | | |

| (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク | | |
|-------------------------------|---------------------------|----------------------------|
| モバイル) | | |
| | | |
| 意見34 NTT東西のひかり電話の子機としてNTド | 再意見34 | 考え方34 |
| コモの携帯電話が使えるサービスや、NTTドコモ | | |
| の「ホームU」サービスに見られるように、NTT東 | | |
| 西とNTTドコモのFMC連携が進展しており、差別 | | |
| 的な共同行為が行われていないか検証が必要。 | | |
| ■ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合 | ■ 当社とNTTドコモは、情報家電ベンダや他キャリ | ■ 本意見において指摘されている事案のうち、NTT |
| わせた割引サービスの提供 | ア等の皆様方にオープンにご参加いただいたNGN | ドコモの携帯電話端末をNTT東西のひかり電話の |
| ONTT 東西殿と NTT ドコモ殿の FMC 連携 | フィールドトライアルを通じて当社のネットワークと | 子機として利用可能とするサービスが排他的な共 |
| · 今般、NTT 東西殿とNTTドコモ殿の FMC 連携が | の接続及び動作について検証を行い、実施結果を | 同営業に当たるとの指摘について、NTT東西は、 |
| 進展しています。例えば、NTT 東西殿は、NTTド | 「次世代ネットワークのフィールドトライアル報告 | NTドコモ以外の携帯電話事業者についても、NTT |
| コモ殿の携帯電話(FOMA N906iL)をNTT 東西殿 | 書」として公表するなど、オープンな取り組みを行っ | 東西のひかり電話対応ルータ等との接続を可能と |
| のなかり重託の子機り て利田可能しまるサービ | アキアセルオ | オス機能(TTC煙淮CID機載笙) 丸目供した端本が |

のひかり電話の子機として利用可能とするサービ スを開始していますが、本件は、サービス導入の 過程において意図的な排他性(自社グループに 有利な仕様の採用等)がないとしても、実態上、 現時点では市場支配力を有する事業者間に閉じ た連携となっています。他にも、本サービスをはじ め、NTT 東西殿はNTTドコモ殿の携帯電話 (FOMA N902iL 等)を利用した各種 FMC ソリュー ションをホームページ*等において宣伝し、営業 展開しており、その中で FOMA 端末を対応端末と して告知することで、排他的な共同営業を行って いると解釈できます。

※ひかり電話ビジネスタイプ:

http://www.ntt-east.co.ip/ipc/fmc/index.html

※無線 LAN 対応移動機について:

http://flets.com/hikaridenwa/subscription/wirel ess mobile.html

また、他の事例として、NTTドコモ殿による「ホー ム U 1※が利用できるマルチセッション対応ブロー ドバンド回線は、現在のところ、NTT 東西殿が提

また、当社は、NTTドコモ以外の携帯電話事業 者についても、当社のひかり電話対応ルータ、ビジ ネスホン等との接続を可能とする機能(TTC標準S IP搭載等)を具備した端末を提供していただける場 合には、NTTドコモの端末と同様の取り組みにつ いて検討を行う考えです。

ソフトバンク殿から指摘のあった当社ホームペー ジは、お客様に当社サービスに対応している端末 をご案内しているものですが、NTTドコモ以外の携 帯電話事業者の端末についても、当社サービスに 対応した端末を提供いただける場合には、同様に ご案内させていただく考えです。

なお、「東・西NTTの業務拡大に係る公正競争ガ イドライン」に規定されているのは、「FMC サービス の提供に当たり、東・西 NTT は、NTT ドコモとの排 他的な共同営業を行わないこと」であり、当社とNT Tドコモとの共同営業については排他的なものでな い限り、禁止されるものではないと理解しておりま す。

する機能(TTC標準SIP搭載等)を具備した端末が 提供される場合には、NTTドコモの端末と同様の 取組について検討を行う等としている。

また、NTTドコモのFMCサービス「ホームU」に 対応可能なブロードバンド回線がNTT東西の提供 するADSLやFTTHサービスに限定されており、排 他的な共同営業を行っているとの指摘について、N TTドコモは、マルチセッション対応のブロードバンド 回線であればNTT東西以外の事業者についても 対応可能であるとしている。また、本年6月18日に は、アッカ・ネットワークスがNTTドコモの提供する 「ホームU」に対応した個人向けADSLサービスの 提供準備について発表しているところである。

したがって、本意見において指摘されている「ホ ームU」等の事案は、電気通信事業法及び共同ガ イドラインに照らし、「特定の電気通信事業者に対 する不当に優先的な取扱い」や「自己の関係事業 者と一体となった排他的な業務」等に該当するもの と直ちに認められるものではない。

供する ADSL や FTTH サービスに限定されていま す。

X

http://www.nttdocomo.co.ip/service/func tool/ homeu/

- そもそも、「東・西NTTの業務拡大に係る公正競 争ガイドライン」(以下、「活用業務ガイドライン」と いう。)の別紙2「今後想定される具体的な業務に 関する基本的な考え方」における「1 固定・移動 融合(FMC)サービス」の記述において、「固定通 信分野・移動通信分野双方の市場支配力が結合 ■ 当社は、お客様の利便性向上を図り、ひかり電話 することにより、NTTドコモ以外の電気通信事業 者との間における実質的な公平性の確保を困難 とし、電気通信事業の公正な競争の確保に支障 を及ぼすおそれの蓋然性は高い」とされ、両社の 排他的な共同営業が禁止されているところです。 さらに、指定電気通信設備を設置する事業者に 対しては、事業法第30条の禁止行為第3項第2 号が存在し、特定の電気通信事業者に対する不 当に優先的な取り扱い等が禁じられ、また、「日 本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離 の際における公正有効競争条件」としても、各種 取引条件の同等性確保が求められています。
- 上記の各種営業活動は、前述の「活用業務ガイ ドライン」の主旨等からして、本来、認められるべ きではなく、そもそも、こうした共同営業に直結す るような排他性のある FMC サービスを NTT 東西 殿と NTT ドコモ殿が提供すること自体、不適当と 考えます。従って、今後、両社の FMC サービスに ついては、サービス開始前の時点において、法 やガイドラインの趣旨等からの適正性を検証する ことが必要と考えます。
- については、以下のような観点で、公正競争上の 問題がないか、調査・検討を行う必要があると考

他事業者が自社内や自社グループ内の固定電 ■ NTT東西又はNTTドコモによるFMCサービスの 話一携帯電話相互間の通話を無料にするサービ スやワンビリングを進める中、当社としても当社サ ービスをご利用いただいているお客様の利便性を 向上する必要があると考えておりますが、ソフトバ ンク殿の主張が「NTT東西はFMCサービスをお客 様に提供してはいけない」という趣旨だとすれば、 利用者利便を無視した意見であると考えます。

(NTT東日本)

等の当社サービスの販売拡大を目的に、ひかり電 話と携帯電話端末を組み合わせたソリューション等 を提供しており、NTTドコモ殿以外の携帯電話事業 者様についても、当社のひかり電話の技術に対応 した機器を提供される場合には、NTTドコモ殿の端 末と同様の取り組みについて検討したいと考えて おります。

ホームページ等での記載については、当社が提 供するFMCソリューションについて、お客様に現時 点での対応端末についての情報を案内しているに 過ぎず、販売活動においても NTT ドコモ殿の商品 の宣伝等は実施していないことから、排他的な共 同営業にあたるとの指摘は妥当性を欠くものと考 えます。

また、当社としては、お客様のニーズに応えるも ので、NTTドコモ殿と排他的に連携したものではな いFMCサービスについては、公正競争上の問題 は生じず、お客様利便の向上に資するものと考え ます。

(NTT西日本)

また、既に存在する上記に示した各種 FMC 連携 I■ 当社の「ホームU」はサービス提供上、マルチセッ ション対応のブロードバンド回線を必要としている ため、現状対応回線として、NTT東西のフレッツサ

提供については、自己の関係事業者のサービスを 排他的に組み合わせた割引サービスの提供等に 当たる場合には、電気通信事業法及び共同ガイド ラインに照らし、電気通信事業法第30条第3項第 2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業 務の分離の際における公正有効競争条件」(2)に 抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き 続き注視していく。

えます。

- ① サービス検討・導入における差別的な共同 行為の有無の検証
 - NTT 東西殿の各種 FMC ソリューション 及び NTT ドコモ殿の「ホーム U」に関 し、サービス検討・導入までの事業者 間の情報授受や協議(詳細なネットワ ーク仕様・端末仕様等)等の過程にお いて、意図的に自社グループに閉じた 共同的なサービス提供を意図した申し 合わせが行われていないか
- ② サービス販売における差別的な共同行為 の有無の検証
 - NTT 東西殿の各種 FMC ソリューション について、ひかり電話の販売現場にお いて、NTTドコモ殿の携帯電話の推奨 等を行うセット販売的行為がなされて いないか
 - 本サービスに係る上述のホームページ 等の記載が排他的な共同行為に該当 しないか
- ③ 販売時における同等性の検証
 - NTTドコモ殿の「ホーム U」に関し、将来的に、NTT 東西殿以外の事業者のブロードバンド回線サービスが「ホーム U」に対応可能となった場合*、告知や販売方法において、NTT 東西殿のブロードバンド回線と取り扱いが同等であるか
 - ※本年6月16日の報道においては、 株式会社アッカ・ネットワークス殿が今後「ホーム U」に対応 した個人向け ADSL サービスの提供準備を開始した との発表

(http://www.acca.ne.jp/release/08061

一ビスが利用可能となっております。

従って、意図的にNTTグループに閉じたサービス展開を行なっているものではありません。

また、告知・販売方法について、ツール類で「マルチセッション対応の回線」で「順次拡大予定」と記載しており、同等性を確保しております。

今後、NTT東・西以外の事業者様との相互接続が実現した場合についても対応可能なように同等に取り扱っていることから、排他性があるものではなく、公正競争上問題ないと考えます。

(NTTドコモ)

8.html)がなされています。

なお、今後 IP 化の進展により、FMC の提供形態が多様化していくことが考えられることから、NTT 東西殿ならびにNTTドコモ殿が提供する FMC については継続して詳細な検証を行う必要があると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

意見35 量販店でフレッツ光販売時にOCNが優先的に販売されているが、NTT東西がOCNを優先的に取り扱っているおそれがあり、このような量販店の取扱いを誘引する要因の検証が必要。

■ 一部の電気通信事業者に対する不当な優先的 ■ 取扱い、及び量販店等への不当な規律干渉(ISP に対する差別的取扱い)

OOCN の優先的取扱い

- ・ NTT 東日本殿が「競争セーフガード制度に基づく 検証結果(2007年度)(案)に関する意見募集」 に関して提出した意見書(平成 20 年 1 月 17 日) において、「お客様の選択肢を増やす観点から、 なるべく多くのISPを扱っていただきたい」と述べ ているとおり、利用者が多くの ISP の中から公平 に選択できる環境こそが、健全な競争環境と言え ます。
- ・ しかしながら、弊社調べによると、以下の表のとおり、現在大手量販店においては70%以上もの店舗において、Bフレッツ販売時にOCNのみを扱っている状況にあり、ISPと量販店の契約関係がISP間の競争下での民民の契約に基づくものであることを考慮すると、こうしたほとんどの量販店でOCNのみを取り扱う状況は明らかに不自然なものであると言えます。
- これほどまでに特定のプロバイダのみが優先的

再意見35

■ 販売代理店がどのISPを取り扱うか、どのような キャンペーンを行うかは、販売代理店自らの営業 戦略に基づくものであり、電気通信事業法の禁止 行為規制、日本電信電話株式会社等に係る公正 競争要件等の対象となるものではありません。

なお、ソフトバンク殿の「これほどまでに特定のプロバイダのみが優先的な扱いをされていることについては、何らかの背景があると推察」との主張は根拠のない推論であり、事実無根であることから、そもそも意見として取り上げるべきではないと考えます。

(NTT東日本)

■ そもそも、当社はフレッツ光販売拡大に向けて、お客様の選択肢を増やすため、なるべく多くのISPに対応する観点からも、OCNとのみ連携することはなく、また、家電量販店などの販売代理店がどのISP等を取り扱うか、どのようなキャンペーンを行うかは代理店自らの営業戦略として実施されるもので、当社から、フレッツ光とOCNのセット販売等についての依頼等は行っておらず、公正競争上の問

考え方35

- 本意見において指摘されている事案について、N TT東西は販売代理店が自ら営業戦略に基づいて 選択した結果であるとし、また、NTTコミュニケーションズは家電量販店を通じた営業活動をNTT東西とは独立して実施しているとしており、当該代理店によるOCNの取扱いがNTT東西による不当な差別的取扱いに該当するとの論拠は十分でないが、本指摘に関連して公正競争確保を阻害する行為が行われていないかについて引き続き注視していく。
- 昨年度の検証に基づき、本年2月18日、「NTT東西及び県域等子会社の営業活動におけるNTTコミュニケーションズのインターネット接続サービス(OCN)とその他の電気通信事業者のインターネット接続サービスの取扱いについて実質的な同等性を確保すること」等をNTT東西に対し要請したところである。

当該要請を受けて、NTT東西は、他社商品の公平な取扱いについて、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じて

な扱いをされていることについては、何らかの背景があると推察され、昨年度の検証において、総務省殿は「運用の実態如何によっては、電気通信事業法第30条第3項第2号、同法第31条第2項第2号及び「NTTの承継に関する基本方針」(七)(八)を潜脱するおそれがあることから、本件について引き続き注視していく」としていることからも、こうした状況が生じている要因について、運用実態にまで踏み込んだ詳細な検証をすべきであると考えます。

【Bフレッツを販売している家電量販店における OCNの取扱い状況】

| B フレッツ取扱い店舗数 | | | 607 店舗 |
|--------------|------------|-----------|---------|
| | | | (100%) |
| | OCN 取扱い店舗数 | | 592 店舗 |
| | | | (97.5%) |
| | | OCN のみ取扱い | 443 店舗 |
| | | 店舗数 | (73.0%) |

※調査方法:大手家電量販店を中心に実地調査 調査期間:2008年7月中旬~2008年8月中旬 調査店舗数:608店舗

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ ①OCNとフレッツ光のセット販売について

関西圏での家電量販店におけるNTTの販売ブースでは、OCNwithフレッツやOCNをメインに販売活動を実施しておりますが、実質的にNTT西日本が設置した専用ブースにて、実質的にNTT西日本から派遣された販売員がOCNwithフレッツやOCNをメインに販売しているのが実態であると認識しております。

題はないと認識しております。

なお、昨年度の競争セーフガード制度において、 本件と同趣旨の意見については、「不当性を有す る差別的な取扱いであるとの論拠は必ずしも十分 ではない」との検証結果が示されているところであ り、また、本年度の意見は、具体的な根拠に基づ かない推測であることから、改めて検証する必要性 は乏しいと考えます。

(NTT西日本)

■ 弊社はNTT東日本・西日本とは個別に家電量販店と代理店契約を締結しており、家電量販店を通じた営業活動についても独立して実施しております。 弊社インターネット接続サービス(OCN)の販売促進について、公正競争上の問題はないと認識しております。

さらに、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)」(2008年2月18日総務省)においても、NTT東西によるOCNの取扱いについて「不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は十分ではない」とされております。

このように公正競争上の問題が確認されていないにもかかわらず、新たな規制を導入することは、理由を欠くのみならず結果として弊社及び家電量販店が行う正当な営業活動を阻害するものであることから適当ではないと考えます。

(NTTコミュニケーションズ)

いるとしている。

当該措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法第30条第3項第2号、同法第31条第2項第2号及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年郵政省告示第664号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」(以下「NTTの承継に関する基本方針」という。)(七)(八)を潜脱するおそれがあることから、今後の競争セーフガード制度の運用を通じた検証において引き続き注視し、NTT東西の取組が上記規定に抵触している等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。

こうしたなか、フレッツ光とOCNのセット販売を前 提とした営業方法等の周知がなされているのでは ないかという疑念もあります。 また、NTT西日本の販売代理店からの電話勧誘 や投げ込みチラシにおいても、「OCN+フレッツ 光」のみの販売促進を行っているケースも見受けら

このようなフレッツ光販売時のOCNに対する優 先的な取扱いは、NTT東西及びNTTコミュニケー ションズ、さらにはNTT西日本の県域子会社による 販売代理店を通じた営業活動が相互に作用した結 果生じているものであり、自己の関係事業者と一 体となった排他的業務に当たるものと考えます。

よって、家電量販店を含む販売代理店での販売 活動において、なぜOCNとフレッツ光のセット販売 が優先的に行われているか、優先的な取扱いを誘 引するような要因は何かを検証し、適切な措置を 講じさせることが必要であります。

(ケイ・オプティコム)

れます。

意見36 OCNwithフレッツとNTTドコモの携帯電話 の同時加入に対して一部の量販店が行う高額ポ イントの付与は、支配的事業者のサービスを排他 的に組み合わせた割引サービスの提供に相当。

- 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合 わせた割引サービスの提供
- ○量販店におけるセット販売
- 弊社調べによると、一部の量販店において、OCN with フレッツと NTT ドコモ殿の携帯電話という組 み合わせで同時加入した場合のみ、高額なポイ ントが追加的に付与されるというキャンペーンが 確認されています。
- このような行為は、当該量販店が独自に行ってい る施策であったとしても、結果的には共同ガイドラ

再意見36

に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサービ スの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進 施策を実施していることから、公正競争上問題ない と考えます。

(NTTKJ+)

考え方36

量販店においては、当社の代理店契約とは別 ■ 本意見において指摘されている事案について、N TTドコモは、量販店がNTTドコモの代理店契約と は別に、量販店自らの経営判断でNTT東西とフレ ッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し 販売促進施策を実施しているとしており、当該代理 店の販売施策が「自己の関係事業者のサービスを 排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該 当するとの論拠は十分でない。

インで市場支配的な電気通信事業者に対して禁 止されている「自己の関係事業者のサービスを排 他的に組み合わせた割引サービスの提供」に相 当するものであると考えられます。

また、仮にこのような量販店でのキャンペーンの 背景に市場支配的な電気通信事業者の意向が 何らかの形で影響しているのだとしたら、それ は、「特定の電気通信事業者を優先的に取り扱っ てはならない」とする事業法第30条第3項2号の 規定を脱法的に運用している行為に相当する可 能性があります。

従って、こうしたキャンペーンが行われている 背景について、運用実態にまで踏み込んだ詳細 な検証を行うべきであると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

再意見37

考え方37

いく。

意見37 NTT東西の県域等子会社(100%子会 社)はNTT東西と実質的に一体であるとみなし、 禁止行為規制を適用すべき。

- 子会社を通じた脱法的な共同営業 ONTT 東西への規制の子会社への適用
- 弊社調べによると、現在でも一部の県域等子会 社において、NTT 東西殿のフレッツサービスに加 えて NTT ドコモ殿の携帯電話を販売する行為等 が行われている状況にあります。当該行為につ いて、昨年度の検証においては、「県域等子会社 の役員をNTT東西の役員等が兼務する場合、N TT東西と県域等子会社の経営が実質的に一体 となるおそれがある」とされ、NTT 東西殿と県域 等子会社が一体的に経営を行うことによる影響 について懸念が示されているところです。
- 親子会社間の経営の一体性については、「流通・ 取引慣行に関する独占禁止法上の指針 (平成

■ 前回弊社意見書にも事象提示したように、県域等 ■ NTT東西に対しては、指定電気通信設備制度に 子会社において加入電話の切替えを梃子にした B フレッツ(ひかり電話)への販売行為が奨励されて いる傾向があり、また、KDDI 殿・ソフトバンク殿も意 見している通り NTT 東西殿の営業活動を受託して いる県域等子会社は、NTT 東西殿の第一種指定 設備利用部門(一部業務)を切り出した子会社では なく、第一種指定設備管理部門に直接的に関わる 業務も受託しており、まさに NTT 東西本体の実行 部隊であり、それ自体に事業の独立性がないと見 受けられるため、実質的に NTT 東西本体と同一の 事業体であると考えられます。そのため、県域等子 会社を特定関係事業者の対象に追加し厳格なファ イアーウォール規制を早急に実施すべきであると

基づく禁止行為規制及びNTTグループに係る累 次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るも のを含む。)が適用されるものの、その趣旨が当該 禁止行為規制等の直接的な対象とならない県域 等子会社において徹底されない場合は、結果とし て公正競争が確保されない可能性がある。この点 について、昨年度の検証に基づきNTT東西より県 域等子会社における役員兼任の実態について報 告を受けたところであるが、NTT東西に対し、当該 実態に係る本年度の状況について報告を求めるこ ととし、NTT東西と県域等子会社との間の役員兼 任に伴い、公正競争確保上の問題が発生しない かどうか引き続き注視していく。

■ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合

わせた割引サービスの提供等に当たる場合には、

電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、

電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本

電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際

における公正有効競争条件」(2)に抵触する又は 潜脱するおそれがあることから、引き続き注視して 17年11月1日 公正取引委員会)において、「親 会社が株式の100%を所有している子会社の場 合には、通常、親子会社間の取引は実質的に同 一企業内の行為に準ずるものと認められ」と示さ れているとおり、株式所有比率が 100%の子会社 については同一企業とみなすべきであり、また株 式所有比率が 100%に満たない子会社について は、同箇所に示されているとおり、役員等兼務の 有無という観点だけでなく、親会社による子会社 の株式所有の比率、子会社の財務や営業方針 に対する親会社の関与の状況、親子会社間の取 引関係(子会社の取引額に占める親会社との取 引の割合等)等の観点も加え、総合的に判断す べきです。従って、今年度の検証においては、こ うした視点も踏まえた検証がなされることを要望 します。

なお、弊社共としましては、県域等子会社が 「NTT 東日本-〇〇」等の社名で営業を行ってい る行為等において、ユーザからして見れば NTT 東西殿の一営業所にしか見えず、また、営業活 動上、実質的に NTT 東西殿の一部として機能し ていること、さらに競争事業者が県域等子会社に 対して自社商品の取り扱いを依頼することは現 実的には考えられないことから、県域等子会社は NTT 東西殿と実質的に一体であるとみなし、NTT 東西殿本体と同等の禁止行為規制を適用する必 要があると考えます。

具体的には、NTT 東西殿の県域等子会社にお ける NTT グループ他社商品の取り扱いを禁止す る等の措置を講ずるべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

考えます。

×参照

弊社平成 20 年 8 月 25 日提出意見書 2(1)

「■加入電話を梃子にした B フレッツ(ひかり電話) への切替えの奨励

【検証が必要な事象】

NTT 東西殿や県域等子会社において、加入電話 の切替えを梃子に B フレッツ(ひかり電話)への切 替えを奨励する販売施策が行われていないか。 (たとえば、販促物の作成等営業ツールにおいて)

また、県域等子会社をはじめとした NTT グルー プ内の事業の分社化、統合並びに一部の業務移 管などについて、事業のスリム化やコスト削減等の 一定の経営効果はあるとは考えます。

しかしながら実施の手続きについては、NTT 東 西の本来業務とは関連性のないように行われてお り、NTT 東西殿が地域業務の円滑な遂行及び電気 通信事業の公正な競争の確保ができるかどうかの 担保がなく非常に問題があると考えます。特に、県 域子会社は、NTT東西の第一種指定設備利用部 門を切り出した子会社ではなく、第一種指定設備 管理部門に直接的に関わる業務を受託しており、 まさにNTT東西の実行部隊であり、それ自体に事 業の独立性がないと見受けられます。

今後、NTT東西殿が現状有する顧客情報や第 一種指定電気通信設備など独占分野に関わって I■ 「NTT東日本一〇〇」等の県域等子会社の社名 事業の分社化、統合並び一部の業務移管が NTT 東西殿から他のNTTグループ各社(NTTドコモ殿、 県域子会社等など)へ行われる場合については、 公正な検証の手続きを確保すべきであり、その実 施計画については活用業務の認可申請手続きと 同様の手続き、意見募集を行い、公正競争条件を 付して認可することが必要であると考えます。

具体的な認可時の検証方法としては、事業の分

■ なお、昨年度の検証に基づき、本年2月18日、 「県域等子会社において貴社及びNTTドコモグル ープ9社のそれぞれから受託した業務に係る情報 の目的外利用の禁止が担保されるよう、県域等子 会社へその周知・徹底を図ること」等をNTT東西に 対し要請したところである。

当該要請を受けて、NTT東西は、県域等子会社 におけるNTT東西及びNTTドコモグループのそれ ぞれから受託した業務に係る情報目的外利用の禁 止について、県域等子会社の社員等に周知・徹底 を図るとともに、県域等子会社においては、NTT東 西からの受託業務とNTTドコモグループからの受 託業務等について、組織を分け、会計を整理し、N TTドコモグループとの排他的な共同営業を行わな いなど、適切な措置を講じているとしている。

当該措置の運用が徹底されない場合には、電気 通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電 話株式会社の移動体通信業務の分離の際におけ る公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱す るおそれがあることから、今後の競争セーフガード 制度の運用を通じた検証において引き続き注視 し、当該措置の徹底が不十分である等と認められ る場合には、電気通信事業の公正な競争を確保す る観点から必要な追加的措置を講じる。

については法制上特段の制約はないものの、NTT 東西と誤認される可能性は否定できないことから、 公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が 生じていないかどうか引き続き注視する。

社化、統合並びに一部の業務移管についての情報を開示し、以下の項目について検証を行う必要があると考えます。

- -顧客情報の提供
- 指定電気通信設備を含むネットワークの譲渡
- 人事交流
- 取引条件の変更(接続事業者の取引条件と異なる取引を決める場合、接続事業者との取引に 影響がある場合)
- 会計上の変更(出資関係、重要な資産の変動、 減価償却方法など)

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ 県域等子会社への業務の委託は、経営の効率 化を図る観点から行っているものであり、こうした経 営努力の成果は、お客様サービスの向上、更には ユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映されてお ります。

会社の形態に関わらず、当社の業務を委託する際には、当社からの委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じるとともに、公正競争マニュアルの整備及び研修等を徹底していることから、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。

なお、県域等子会社が、当社が委託した業務と は別に独自に実施する業務については電気通信 事業法の禁止行為規制等の対象となるものではあ りません。

(NTT東日本)

■ 当社の県域等子会社によるNTTドコモ殿の代理 店業務については、当社からの委託業務を実施す る組織とは別の組織において、委託業務とは独立 して実施しており、営業情報等に関するファイアー

ウォールを担保するなど、適切な措置を講じており ます。 また、県域等子会社の当社からの委託業務を実 施する組織に対しては、公正競争面における顧客 情報の適切な取扱いや顧客情報の目的外利用の 禁止について業務委託契約に規定する等、適切な 措置を講じているところです。 現に公正競争上の問題は生じておらず、当社と して今後も適切に業務運営等を行っていくことか ら、県域等子会社に対して NTT 東西本体と同等の 禁止行為規制を適用するなどの規制拡大は不要と 考えます。 (NTT西日本) 意見38 NTTグループカードの「おまとめキャッシュ 再意見38 考え方38 バック」は、自己の関係事業者のサービスを排他 的に組み合わせた割引サービスの提供に該当す るおそれがあり、実質的に関係会社を介した特定 の電気通信事業者の優先的な取扱いに該当。 当社としては、利用者の支払方法の多様化の観 ■ 本意見において指摘されている事案について、N ■ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合 ■ わせた割引サービスの提供 点から、利用料金をクレジットカードによりお支払い TT東西は、クレジット会社への対応についてNTT ONTT グループカードによるセット割引 いただけるようにしておりますが、取扱いに際して、 ファイナンスとその他のクレジット会社を同等に取 り扱っており、ポイント付与等の施策はNTTファイ 昨年度の検証時の意見募集においても指 NTTファイナンスと他のクレジット会社とを同等に 摘したとおり、NTT ファイナンス株式会社(以下、 扱っております。なお、ポイント付与等の施策は各 ナンスの営業戦略の中で行われているものである 「NTT ファイナンス」という。) 殿(NTT 持株 87.1% クレジット会社独自の営業戦略の中で行われてい としている。 所有、その他の株式も全て NTT グループが所 るものです。 NTT東西及びNTTドコモは、市場支配的な事業 有)が提供する NTT グループカードにおける「お (NTT東日本) 者として電気通信事業法第30条第2号及び共同 まとめキャッシュバック」というサービス*は、電 ガイドラインにおいて、「特定の電気通信事業者に 気通信事業分野における競争の促進に関する ■ 当社としては、お客様利便性の向上を目的に、ク 対する不当に有利な取扱い」、「自己の関係事業者 指針(以下、「共同ガイドライン」という。)で禁止さ のネットワークを利用した通話のみについての割引 レジットカードによるお支払いの取り扱いを行って れている「自己の関係事業者のサービスを排他 いますが、クレジット会社への対応はNTTファイナ サービス等の設定」や「自己の関係事業者のサー 的に組み合わせた割引サービスの提供」の項目 ンス社と他のクレジット会社において同等であり、 ビスを排他的に組み合わせた割引サービスの提 公正競争上の問題はないと考えます。 供」が禁止されている。 に該当する恐れがあると考えます。すなわち、本

また、異なる電気通信事業者等の利用料を対象

本意見において指摘されているNTTファイナン

サービスはユーザから見れば、NTT グループが

一体となってサービスを提供していることと同等であり、関係会社を介してグループ会社の商品・サービスを優先的に提供することで、「特定の電気通信事業者を優先的に取り扱ってはならない」とする事業法第30条第3項2号の規定を脱法的に運用しているものに該当するものと考えます。※

 $\frac{\text{http://www.ntt-card.com/omatome_cashback.ht}}{\text{ml}}$

・ なお、昨年度、総務省殿の見解において、NTT 東西殿が NTT ファイナンス殿と他のファイナンス会社を同等に取り扱っているため問題がないとしていますが、本来検証すべき事項は、NTT ファイナンス殿が NTT 東西殿と他の事業者を同等に取り扱っているか否かということであるべきです。また、通常は、競業会社の商号で自社商品を販売することは商慣行上考えられない以上、NTT ファイナンス殿の当サービスは他事業者商品の取扱いを実質的に排除するものと位置付けられます。

従って、禁止行為規制の本来の趣旨からすれば、このような関連会社を通じた実質的なセット割引を認めるべきではなく、NTT 持株殿の子会社・関連会社に対し、NTT グループ商品のセット割引に相当する行為全てを禁止する措置が必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

とした各種サービスについては、お客様の利便性 向上の観点からは望ましいものであり、クレジット 会社によるこうしたサービスはクレジット各社の営 業戦略として実施されているものと考えます。 (NTT西日本) スによるNTTグループカードの「おまとめキャッシュバックコース」は、毎月のショッピング利用合計額に応じて、NTT東西、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモのサービスの利用料金に対してのみ最大60%のキャッシュバック(以下「特典」という。)を行うものである。

当該特典は、「自己の関係事業者のサービスを 排他的に組み合わせた割引サービスの提供」が禁 止されているNTT東西又はNTTドコモにおいて実 施されているものではないが、NTTファイナンスに おいて、自社のクレジットカード利用者に対し、NTT グループが提供する電気通信サービスのみを組み 合わせた特典の提供が行われているものである。

このような取扱いは現行の法制度上直ちに禁止されるものではないが、当該特典の提供方法(見直しの方向で検討されると聞いている)については、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号や同法第31条第2項第2号、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)及び「NTTの承継に関する基本方針」(七)(八)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していく。

意見39 ドライカッパの新規工事と解除工事における工事設定可能日について公平性を確保すべき。

■ 他の電気通信事業者に対する不当に不利な取扱 ■ 当社では、お客様要望にお応えするために、工事 ■ 接続事業者からは、ドライカッパの新規工事と解い(NTT 利用部門と接続事業者の不平等性) 稼働を確保できるエリアから土休日工事を実施し 除工事における工事設定可能日について、公平性

〇土日工事対応に関する差異(おとくライン)

· NTT 東西殿の加入電話から接続事業者の直収

再意見39

■ 当社では、お客様要望にお応えするために、工事 稼働を確保できるエリアから土休日工事を実施し ているところです。地域事情等によっては土休日に 工事稼働を確保できない場合がありますが、当社 考え方39

■ 接続事業者からは、ドライカッパの新規工事と解除工事における工事設定可能日について、公平性を確保すべきとの意見が示されたのに対して、NTT東西からは、他事業者の工事もNTT東西自身の

電話への切替工事(ドライカッパ新規工事)の土 休日工事は、地域によっては工事設定可能日が 月に1~4日程度しかない等、工事稼動日が限ら れており、利用者にとって不便な状況であるとと もに、接続事業者の顧客獲得に影響を及ぼして いる状況にあります。

一方で、接続事業者の直収電話からNTT 東西殿 のひかり電話への切替工事(ドライカッパ解除工 事)の土休日工事は、上記の工事設定可能日よ り明らかに多くの日数で実施されています。

同じドライカッパに係る工事であり、かつ、同じ わらず、このように工事実施日の設定に差異を 設けていることは、NTT 東西殿が自社の顧客獲 得を優先する行為に相当するものと考えられ、 利用者の利便性向上の観点からも、このような 状況を直ちに是正し、土休日工事の対応の公平 性を確保すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

の光サービスと他事業者向けダークファイバ、当社 の加入電話と他事業者向けドライカッパとの間はそ れぞれ同条件としており、差別的な取扱いにはなっ ていません。

なお、他事業者の直収電話からひかり電話への 切り替えの場合には、ドライカッパ廃止工事を別の 平日に実施する工夫を行っており、土休日におい てドライカッパ廃止工事がドライカッパ新規工事よ りも多く実施されているとの指摘はあたりません。 (NTT東日本)

OAB-J 電話サービスの提供に係る工事にもかか |■ 当社では、光回線、メタル回線を問わず、お客様 要望にお応えするために、需要も勘案した上で、エ 事稼働を確保できるエリアから土休日工事を実施 しているところです。地域事情等によっては土休日 に工事稼働を確保できない場合がありますが、当 社の光サービスと他事業者向けダークファイバ、当 社の加入電話サービスと他事業者向けドライカッ パとの間はそれぞれ同条件としており、差別的な 取り扱いにはなっていません。

(NTT西日本)

工事と同条件としており、 差別的な取扱いをしてい ないとの意見が示されたが、まずは接続事業者と NTT東西との間で協議を行うことが望ましく、当該 協議の状況等を踏まえ、総務省においては必要に 応じて所要の措置を検討することとする。

意見40 FTTH市場における接続条件について、 屋内工事立会い回数の違い等、NTT東西の利用 部門と接続事業者との間にサービス提供上の差 異が存在している。

|■ 他の電気通信事業者に対する不当に不利な取扱|■ FTTH市場における接続条件については、以下の (考え方17及び27に同じ。) い(NTT 利用部門と接続事業者の不平等性)

○8 分岐単位接続に係る問題

・ FTTH 市場における接続条件については、屋内 工事立会い回数の違い等、NTT 東西殿利用部門 と接続事業者の間にサービス提供上の差異が存 在している状況です。弊社共が、従前より主張し ているとおり、これらの問題については、早急に

再意見40

観点から、現時点において見直し等の措置を講じ る必要はないと考えます。

① 線路敷設基盤(電柱・管路)の徹底したオープ ン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば 引込線を自前敷設することが可能であり、これに 合わせて光屋内配線を同時に自前工事できる 状況にあることから、当社と同様に1回の立会い

考え方40

是正される必要があると考えます。

なお、例えこれらの取扱に関する差異の問題がすべて解消したとしても、NTT 東西の事業規模にとってのみ都合の良い狭い光配線区域や光アクセスサービス市場の競争に寄与するとは言い難い加入光ファイバ接続料水準、分岐端末回線あたりの接続料設定等の根本的問題が存在するため、FTTH 市場における公正競争環境を整備するためには、これらの根本的な問題についても早急に見直し等の措置を講ずる必要があると考えます(これらの問題の詳細については、弊社共が「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について 答申(案)に対する意見募集」に関して提出した意見書(平成 20 年 2 月 28 日)を参照願います)。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- で工事実施可能なこと。また、要望があれば、当社はビジネスベースで光屋内配線工事を実施することとし、10月からの工事実施に向けて現に協議を進めていること。
- ② 現行の光配線区域は、当社の効率的な設備構築及び保守運用の観点から設定しているものであり、屋外スプリッタや引込線を利用される場合には、これに従っていただくことになるが、接続事業者が、当社の光配線区域に縛られず自由な設備構築を希望するのであれば、当社が提供する加入者光ファイバ等を活用し、当該事業者が独自に設定された光配線区域にあわせ、屋外スプリッタ下部(屋外スプリッタ及び引込線)の設備設計・敷設・管理を自ら実施することで対応可能であること。
- ③ 加入光ファイバの接続料は、本年1月に申請した料金から、FTTHサービスの提供コストを低廉化し事業者間競争の促進を図るよう要請されたことを受け、本年4月にさらに料金を引き下げて補正申請を行い、認可されていること。
- ④ 分岐端末回線あたりの接続料設定については、サービス競争の阻害や設備競争の否定に繋がることになるため導入すべきではなく、本年3月の「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申においても、「今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当」とされていること。

(NTT東日本)

■ ソフトバンク殿から、「FTTH 市場における接続条件については、屋内工事立会い回数の違い等、 NTT 東西殿利用部門と接続事業者の間にサービス提供上の差異が存在している状況」、「NTT 東西の事業規模にとってのみ都合の良い狭い光配線区域や光アクセスサービス市場の競争に寄与すると は言い難い加入光ファイバ接続料水準、分岐端末 回線あたりの接続料設定等の根本的問題が存在 するため、FTTH 市場における公正競争環境を整 備するためには、これらの根本的な問題について も早急に見直し等の措置を講ずる必要がある」との ご意見が示されていますが、当社としては、以下の とおり、現時点でFTTH市場における接続条件を見 直す必要はないと考えます。

- ① 電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオ ープン化や電柱の新たな添架 ポイントの開 放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前 の加入者回線を敷設するための環境が整備さ れた結果、他事業者の参入機会の均等性は確 保されており、構築意欲さえあれば、他事業者は 引込線を自前敷設することが可能であり、これに 併せて光屋内配線を自前工事することで、立会 い回数の問題を解消することができること。ま た、他事業者が自由に工事できる環境にある光 屋内配線について、他事業者から要望があれ ば、当社はビジネスベースで工事を実施すること としており、ご要望頂いた接続事業者とビジネス ベースでの工事実施に向けた協議を進めている こと。
- ② 他事業者は、当社の光配線区域に縛られず、自由に設備構築することを希望されるのであれば、当社が提供する加入者光ファイバ等を活用し、当該他事業者が独自に設定された光配線区域にあわせ、屋外スプリッタ下部(屋外スプリッタ及び引込線)の設備設計・敷設・管理を自ら実施することで対応頂くことが可能であること(自ら自由に設備構築して頂けるにもかかわらず、当社の屋外スプリッタや引込線を利用されたいとのことであれば、当社の効率的な設備構築及び保守運用の観点から設定している現行の光配線区域に従って頂くほかありません。)。

| ③ 加入光ファイバの接続料については、FTTH サ |
|---------------------------|
| ービスの提供コストを低廉化しもって事業者間競 |
| 争の促進を図るよう情報通信審議会等から要請 |
| されたことを受けて、本年1月に認可申請した接 |
| 続料金を、本年4月に更に引き下げて補正申請 |
| し、総務大臣殿の認可を受けたものであること。 |

④ 分岐端末回線単位の接続料設定については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方(答申)」(平成20年3月27日情報通信審議会)において、「今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当」とされていること。また、サービス競争の阻害や設備競争の否定に繋がることになるため、そもそも分岐端末回線単位の接続料設定は実施すべきでないこと。

(NTT西日本)

- ■NTT 西日本・再意見17に同じ
- ■ケイ・オプティコム・再意見27に同じ

意見41 NTTの通信レイヤーにおける市場支配力が、グループの連携等を活用して上位レイヤーへ不当に行使されていないか適時検証すべき。

再意見41

考え方41

- レイヤ間を跨る市場支配力の行使 (上位レイヤへの不当な市場支配力行使)
- ・ IP 化の進展等に伴い、レイヤを跨る市場支配力 行使の実態に十分に注視する必要があります。 特に、プラットフォームレイヤやコンテンツアプリ ケーションレイヤ等の上位レイヤの重要性が増す 中、グループの連携等を活用し、通信レイヤにお ける市場支配力が上位レイヤへ不当に行使され るようなことがあってはなりません。指定電気通 信設備を設置する事業者による、このような市場 支配力の不当な行使は、事業法第30条の禁止

エヌ・ティ・ティ レゾナント株式会社殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿の連携について、ただちに法的問題がないとしても、IP 化の進展に伴うプラットフォームレイヤのグループ連携や、それに伴うコンテンツアプリケーションレイヤの囲い込み等の実態については、常に注視を行うべきです。特に、NTT 東西殿及び NTT ドコモ殿といった指定電気通信設備を設置する事業者と上位レイヤの結びつきは、利用者の囲い込みと言う形で市場へ

■ 本意見については、「コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉」等に該当する事案を具体的に指摘したものではないが、NTT東西又はNTTドコモが「コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉」を行っていると認められる場合には電気通信事業法第30条第3項第3号及び共同ガイドラインに抵触するおそれがあることから、NTT東西及びNTTドコモとコンテンツプロバイダーとの関係について引き続き注視していくとともに、総務省においてもコンテンツプロバイダー等に対する一元的な相談窓口の設置等の施策を検討していく。

行為第3項第2号に該当する行為として、厳格に 禁止されるべきです。

・ 具体的には、固定通信においては、NTT 東西殿 による NGN サービスが開始されていますが、通 モバイル) 信レイヤにおける NTT 東西殿の市場支配力をも とに、特定コンテンツを独占的に配信する等がな ┃■ 当社はコンテンツプロバイダ等との取引におい されていないか、適時検証すべきです。

また、移動体通信においては、本年 6 月 16 日、NTT レゾナント殿に対してNTTドコモ殿、NT Tコミュニケーションズ殿が増資を行い、携帯と PC のシームレスなサービス開発や iMenu サイト における検索機能の高度化等に取り組むとの発 表

(http://www.nttr.co.jp/news release/080616.ht ml)がなされています。このような環境変化に伴 において、NTTドコモ殿が NTT レゾナント殿以外 の事業者を不当に排除する、または、NTTレゾナ ント殿を介し、PC と携帯の検索機能等の排他的 連携を行う等がなされていないか、両社の取引(NTT西日本) 条件の排他性有無を適時検証すべきです。

「(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク ■ 当社と他事業者様との連携・他事業者様への出 モバイル)

与える影響が甚大なことから、実態把握を行う取組 みが継続的になされるべきです。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク

て、指定電気通信設備に係る禁止行為等の法令を 遵守しており、公正競争上の問題は生じていないも のと考えます。

なお、レイヤを跨る市場支配力の行使について は、上位レイヤにおいて市場支配力を有する事業 者が通信レイヤ等に対してその市場支配力を行使 していないか、検証する必要があると考えます。

(NTT東日本)

い、モバイルインターネットの検索機能の提供等 |■ 当社はコンテンツプロバイダ等との取引におい て、指定電気通信設備に係る禁止行為等の法令を 遵守しており、公正競争上の問題は特段生じてい ないものと考えます。

資については、当社の経営判断により実施してお ります。

当社と連携・出資を行った事業者様とその他の 事業者様との「不当な差別的な取扱い」は電気通 信事業法上禁止されており、当社はこうした規制を 遵守していることから、公正競争上問題ないと考え ます。

なお、当社は、NTTレゾナントだけでなく Google 等、多様な事業者とビジネス展開を実施するととも に、Yahoo!モバイル、モバゲータウン等の検索エン ジンを利用できる環境を整えているところです。

(NTTKJ+)

| 意見42 NTT東西は電気通信事業法等の法令及 |
|-------------------------|
| び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行って |
| きており、公正競争上の問題は特段生じていな |
| ιν _° |

再意見42

考え方42

■ 当社は、従来より相互接続や調達活動等におい て公平・公正かつオープンな取組みを行うなど、事 業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事 業活動を行ってきており、公正競争上の問題は特 段生じていないと考えております。

また、昨年度の競争セーフガード制度に基づく 検証結果においても、指定電気通信設備に係る禁 止行為等の法令に抵触するような事実はなく、 「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007 年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)」 (2008年2月18日総務省)についても、当社に公 正競争遵守の再確認を要請したものであったと考 えております。

一方で、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)」(2008年2月16日総務省)に記載された事例については、その根拠となる他事業者の意見はいずれも具体的な立証がなされておらず、当社が不適切な行為を行ったとする論拠は不十分なものでした。

具体的な立証がなされていないにもかかわらず、「おそれ」や「懸念」、「可能性」を以って措置を要請することは、あたかも当社が不公正な行為を行っているかのような誤解を生じせしめるものであり、実際、「子会社と一体営業、他社を排除」(日経新聞 2008 年 2 月 16 日)や「子会社優遇、競争阻む」(東京新聞夕刊 2008 年 2 月 16 日)等の誤解のある報道がなされ、当社の企業イメージ、営業活動に多大な影響を与えました。

当社の企業イメージ、営業活動に与える影響の 大きさを踏まえれば、競争セーフガード制度の運用 ■ これまでの累次の競争ルール整備は一定の効果 を発揮しているものの、十分とはいえず、公正競争 上の問題は現に発生しています。法令・ガイドラインの趣旨を逸脱していると考えられるNTTグループ連携の例は、昨年指摘したとおりであり、早急に 是正措置を講じるべきです。

指摘事項:

- NTT東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報の利用
- NTT東·西による家電量販店におけるOCNの 優遇
- NTT東・西の各県域等子会社によるドコモショップの兼営
- NTT東·西役員による県域等子会社の役員兼 任
- NTT東・西の法人営業のNTTコムへの集約等 による顧客情報の共有
- NTT東・西によるプロバイダパック(フレッツと 協業関係にあるISPのセットプラン)の優遇
- NTT東・西の県域等子会社による「NTT東日本-〇〇」等の社名の使用
- NTTドコモショップ(販売代理店)における携帯 電話端末とフレッツサービスのセット販売
- NTTファイナンス(クレジット会社)によるグループ各社サービスの実質的なセット割引
- NTT東・西の局舎へのコロケーション及び管路・雷柱等の利用手続きの差異
- NTT東・西が加入電話の顧客情報をフレッツ等 の営業に活用していることへの懸念
- NTT東・西による恣意的な接続条件の変更

■ 昨年度の検証においては、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(07年4月)」に基づき、検証の対象となる各事項について、07年7月から9月にかけ事前に意見公募及び再意見募集を行うとともに、必要に応じて関係事業者等に説明等を求めたところである。

これらを踏まえ検討した結果、公正競争を確保する上で特に懸念が認められることから、NTT東西に対し、情報の目的外利用の防止等について改めてその周知徹底を要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視してくことを昨年度の検証結果に盛り込んだものである。

■ 総務省では、昨年度の検証に基づき講じるべき 措置について、電気通信事業の公正な競争を確保 するため、本年2月18日、NTT東西に対して要請 を行い、同年3月31日にその講じた措置について 報告を受けたところである。

また、当該報告については、本年7月24日の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2008年度)」において、NTT東西による措置の状況として公表しているところである。

昨年度の検証に基づきNTT東西に対して要請した事項については、NTT東西による取組が進められているところであるが、今後の競争セーフガード制度の運用を通じた検証において引き続き注視し、NTT東西の取組が不十分なため市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定に違反している等と認められる場合には、電気通信事業の

にあたっては、他事業者の具体的な立証のない意 見に基づく検証を行うべきではなく、「おそれ」や 「懸念」、「可能性」を以って誤解を与えかねない記 載は控えるべきです。また実際に違反行為がない 場合には、「正当である」、「問題がない」ことを明記 するよう、慎重かつ中立的に評価していただきたい と考えます。

(NTT東日本)

- |■ 当社は、これまでも事業法等の法令及び共同が |■ 【公正競争要件・禁止行為規制の見直し】 イドライン等の各種ガイドラインを遵守しており、 また、他事業者からの指摘等によりお客様の誤 解を生じかねない事象が確認された場合等に は、随時、社内指導を行うなど、適切な事業活動 を行ってきたところです。
- ・ 昨年度の禁止行為規制等に関する検証において は、根拠不十分なものも含め、他事業者による全 ての指摘等が検証対象とされ、更には、公正競 争上の具体的な不適正事例が認められなかった にもかかわらず、単に「おそれ」や「可能性」があ ることのみをもってNTT東西に対して新たな措置 を要請する、若しくは、引き続き注視する、とする 検証結果が公表され、NTT東西に対して措置の 要請がなされましたが、このような制度の運用 は、他事業者との競争中立性を著しく欠くととも に、以下の点で問題であると考えます。
- ①当社の事業展開における法的予測可能性が 低下し、事業者として本来正当な事業活動まで萎 縮せざるを得なくなり、お客様ニーズに対応した積「(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク 極的な事業展開ができず、ひいてはお客様利便ましてバイル) で損なわれかねないこと。

東西が不法行為を行っているかのような誤解を生 じせしめ、企業イメージを損なうことにもなりかね ず、当社の事業運営に少なからぬ影響が生じるこ

活用業務の認可等において「おそれ」があれば、 公正競争を担保するために必要な措置がとられる ことからも、「おそれ」の段階で是正措置を求めるの は妥当であると考えます。

また、情報の非対称性があるため、NTT東・西 側が、公正競争上の問題に係る立証責任を負うべ きです。

(KDDI)

各種禁止行為規制に関して、NTT東西殿は同規 制を遵守していると主張していますが、NTT 東西殿 の側で規制の遵守のために講じている措置に係る 情報開示が不十分であるため、接続事業者側では 実態が確認できない状況にあります。

一方で、NTT 東西殿の事業活動については、弊 社も含む各社意見書に挙げられているように、禁 止行為規制に照らして問題と思われる事例が散見 されています。

従って、まず、総務省殿は、NTT 東西殿からの 規制の遵守のために具体的に講じている措置につ いての情報・報告を開示するとともに、それらも含 めた上で、競争セーフガード制度の運用に関する 意見募集を行うべきと考えます。その上で、総務省 殿において、情報開示・報告の内容が十分でない と判断された場合においては、前述の調査権を発 動し、より詳細な情報収集を行った上で、本制度に 係る検証を行うべきと考えます。

- ②他事業者からの指摘に基づき、あたかもNTT 昨年度の本制度において実施された運用に対し
 - 他事業者との競争中立性を著しく欠く
 - 「お客様ニーズに対応した積極的な事業展開が

公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置 を講じる。

とが想定されること。

・したがって、本年度においては、他事業者による 指摘の根拠が明確である事案に限定して検証を 実施し、「競争セーフガード制度の運用に関する ガイドライン」に則り、検証を通じて「公正競争確 保のための措置が必要かつ十分でないことが認 められる場合」に絞って措置を要請するなど、ガ イドラインに沿った適切な制度運用をしていただ きたいと考えます。

(NTT西日本)

できない」、「企業イメージを損なう」ため問題

と NTT 西殿より意見されていますが、本制度は電気通信市場において累次の競争公正要件の有効性について検証を行うものであって、NTT 西殿が意見されているような事象とは本来性質を異にするスキームであると考えます。

また、本制度は、通信市場の公正競争を確保 し、延いては消費者利益の向上を目的とするもの であると理解しています。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■「競争セーフガード制度の運用について」

競争事業者の指摘は、実際にあった事例をもと に行われているため、指摘された事項を全て検証 対象とする総務省殿の運用は適正であると考えま す。

また、昨年度の検証の結果、措置要請がなされた事項や引き続き注視するとされた事項は、NTTグループの反証が十分でなかったことによるものと考えます。

にもかかわらず、NTT東日本の意見にあるように、総務省殿からなされた措置要請を、単に再確認された程度のものとしか認識していないのであれば、抜本的な措置を講じられるはずがありません。

加えて、昨年度に引き続き各競争事業者から多くの指摘がなされている状況を踏まえると、従前のものを含めNTT東西における措置等が、真に実効性のあるものなのか甚だ疑問であります。

このため、NTTグループ内における責任の所在 やペナルティ制度を対外的に明示させ、その責任 体制のもと、改めて徹底した措置を講じるよう指導 すべきであります。

[規制強化について]

NTT東西をはじめとしたNTTグループが、本来

の規制の枠を超えて、自らの理屈によって事業節 囲を拡大していることがそもそも問題であり、NTT グループの市場シェアが高まる要因にもなっており ます。

そのため、NTTグループ内の連携、子会社・販 売会社を通じた連携、他事業分野の事業者との連 携等、NTTグループにおける事業運営上の全ての 行為に対して厳正な規制をかける必要があると考 えますので、禁止行為規制やNTTグループに対す る累次の公正競争要件の適用範囲拡大、規制内 容のさらなる強化を行うべきであります。

また、活用業務については、今後認可を控える べきであり、現在の認可業務についても取消しを含 め改めて検証すべきであると考えます。

(ケイ・オプティコム)

意見43 利用者利便向上の観点からは、競争排他 的でない限りは市場支配的事業者同士の連携も 許容し、正当な事業行為を萎縮させないような制 度運用が必要。

再意見43

考え方43

|■ また、市場支配的事業者同士が連携することをも|■ NTT東・西とNTTドコモという支配的事業者同士|■ NTT東西が自らの固定通信業務を移動通信業 って、直ちに、公正競争阻害性が増すとすることは 適当ではありません。競合事業者のお客様だけが 自社内の固定・携帯相互間での通話料無料サービ スや固定・携帯の融合サービス等の利便性を享受 できるということになれば、当社のお客様の利便性 が著しく損なわれ、それによって事業者間の競争 中立性をも欠くことになります。したがって、お客様 利便の向上の観点からは、競争排他的でない限り は、こうした連携も許容することが必要であり、正 当な事業行為を萎縮させないような制度運用が必 要であると考えます。

(NTT西日本)

場支配力が一層強化されることになるため、公正 競争上大いに問題であり、認めるべきではありま せん。

現行制度の枠組みでは、NTTグループの市場 支配力を排除することに限界があるため、現行の 公正競争ルールそのものを見直し、抜本的な措置 に向けた議論を早急に着手すべきです。ボトルネッ ク設備の問題、持株体制を基盤とした NTT グルー プドミナンスの問題を抜本的に解決しないまま、レ イヤーを跨るNTT東·西の事業領域の拡大やNTT グループ内連携(ISP、FMC、放送等のサービス) を容認すべきではありません。

は、NTT東西が都道府県の区域を越えて電気通 信役務の提供又は料金設定を行うこととなる場 合、当該サービスは活用業務に該当し、総務大臣 の認可を受けることが必要である。

> NTT東西が活用業務に該当するFMCサービス を提供する場合においては、総務省は、「東・西NT Tの業務範囲拡大の認可に係る『公正な競争の確 保に支障を及ぼすおそれ』のある場合等の考え 方」(以下「東·西NTTの業務範囲拡大に係る公正 競争ガイドライン」という。)別紙2において示した基 本的な考え方を踏まえ審査を行う。

具体的には、NTT東西がNTTドコモと連携してF

(KDDI) MCサービスを提供する場合において、NTT東記はNTTドコモ以外の電気通信事業者との連携が記して、関係での連携によるサービスを提供する場合において、NTT東記はNTTドコモ以外の電気通信事業者との連携が記している。 質的に不可能となる態様での連携によるサービスを提供する場合において、NTT東記述を表現している。

いまだ強大な市場支配力を有する NTT 東西殿に対し、子会社・関係会社との連携を許容し、自由な事業活動を可能とさせることは、短期的に利用者利便が向上することはあっても、中長期的には、競争が衰退することで利用者利便を損なうことにな

また、現状の制度においても、各種コロケーションルールにおける非同等性や新サービス等に関して保有する情報の格差等が存在しており、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間で真に同等性を確保できていない状況にあります。

ります。

モバイル)

従って、NTT 東西殿に係る公正競争要件を緩和する必要性は全くなく、NTT グループ内人事交流に係る実質的な一体経営や地域会社と長距離会社の営業業務集約等、当該要件の趣旨を逸脱した事例が散見されている現状を踏まえれば、NTT グループ内における商品のセット割引や人事交流・営業集約を禁止する等、むしろ当該要件を強化する方向で見直すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク

MCサービスを提供する場合において、NTT東西はNTTドコモ以外の電気通信事業者との連携が実質的に不可能となる態様での連携によるサービス提供を行わないこと及び移動体分離の際の公正競争要件に反しないこと等が担保されているかどうか、具体的な申請事案に基づいて審査を行う。

3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用に関する検証

| 意 見 | 再意見 | 考 え 方 |
|----------------------------|---------------------------|-------------|
| 意見44 フレッツ光販売時のOCNの優先的な取扱 | 再意見44 | 考え方44 |
| いは、NTT東西が特定関係事業者に比して他の | | |
| 電気通信事業者を不利に取り扱う行為に当たる。 | | |
| ■ 関西圏での家電量販店におけるNTTの販売ブ | ■ そもそも、当社はフレッツ光販売拡大に向けて、お | (考え方35に同じ。) |
| ースでは、OCNwithフレッツやOCNをメインに販 | 客様の選択肢を増やすため、なるべく多くのISPに | |
| 売活動を実施しておりますが、実質的にNTT西日 | 対応する観点からも、OCNとのみ連携することはな | |

本が設置した専用ブースにて、実質的にNTT西日本から派遣された販売員がOCNwithフレッツやOCNをメインに販売しているのが実態であると認識しております。

こうしたなか、フレッツ光とOCNのセット販売を 前提とした営業方法等の周知がなされているの ではないかという疑念もあります。

また、NTT西日本の販売代理店からの電話勧誘や投げ込みチラシにおいても、「OCN+フレッツ光」のみの販売促進を行っているケースも見受けられます。

このようなフレッツ光販売時のOCNに対する優先的な取扱いは、NTT東西及びNTTコミュニケーションズ、さらにはNTT西日本の県域子会社による販売代理店を通じた営業活動が相互に作用した結果生じているものであり、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為に当たるものと考えます。

よって、家電量販店を含む販売代理店での販売活動において、なぜOCNとフレッツ光のセット販売が優先的に行われているか、優先的な取扱いを誘引するような要因は何かを検証し、適切な措置を講じさせることが必要であります。

(ケイ・オプティコム)

意見45 NTTドコモ、NTTデータ、NTTーME等の 電気通信事業者や県域等子会社をNTT東西の 特定関係事業者に追加すべき。

【平成19年度指摘事項について】

- 特定関係事業者の追加
- ① 平成19年度の本制度に基づく検証結果において、以下の懸念事項を「改めて検討していく」とのことですが、NTTコミュニケーションズ以外の電気通信事業者(NTTドコモ、NTTデータ、NTT-ME等)

く、また、家電量販店などの販売代理店がどの ISP 等を取り扱うか、どのようなキャンペーンを行うかは 代理店自らの営業戦略として実施されるもので、当 社から、フレッツ光とOCNのセット販売等について の依頼等は行っておらず、公正競争上の問題はないと認識しております。

なお、昨年度の競争セーフガード制度において、 本件と同趣旨の意見については、「不当性を有する 差別的な取扱いであるとの論拠は必ずしも十分で はない」との検証結果が示されているところであり、 また、本年度の意見は、具体的な根拠に基づかな い推測であることから、改めて検証する必要性は乏 しいと考えます。

(NTT西日本)

再意見45

■【県域等子会社とNTT 東西殿の一体化】

KDDI 殿、イー・アクセス殿もご指摘のとおり、県域等子会社はNTT東西と実質的に一体として経営されており、また、弊社意見書(平成 20 年 8 月 25 日)でも述べたとおり、ユーザからして見れば県域等子会社は NTT 東西殿の一営業所にしか見えま

考え方45

■ 電気通信事業法第31条第1項及び第2項の特定関係事業者に関する規制は、同法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものであ

を、NTT東・西の特定関係事業者とすることについ て、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力 の濫用を防止する観点から検討すべきです。

特定関係事業者に係るファイアーウォール規制 は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者 (=NTT東·西)について、当該設備の強い独占 性・ボトルネック性に鑑み、公正競争を確保する観 点から設けられているものです。市場統合(水平 的・垂直的)の進展を踏まえれば、NTT東・西の加 入者回線が持つボトルネック性の影響範囲も多様 な通信サービスに及ぶことから、特定関係事業者 の対象を、NTTドコモやNTTデータ等の電気通信 ■ 【特定関係事業者の追加】 事業者にまで拡大する必要があります。

② NTT東·西の営業活動を受託している県域等 子会社は、実質的にNTT東・西本体と同一である とみなせます。NTTの分離・分割等の構造的措置 や、NTT東·西の活用業務に対する公正競争条件 担保のための措置の実効性を持たせる観点から、 県域等子会社を特定関係事業者等の競争ルール の適用対象範囲に加えることが適当です。

(KDDI)

■ 特定関係事業者の指定の拡大 ○特定関係事業者の指定要件の整備

【問題点】

- ・県域等子会社については、2007年度の競争セー フガード制度の取組みにて、競争事業者等からの パブリックコメント等で、以下のような事象があるも のの公正競争に係る各種規制の対象外となってい る点について、制度の形骸化に対する懸念が寄せ られています。
- ・県域等子会社は、NTT東西殿の100%子会社であ り、また役員がNTT東西殿との間で兼任されてお り、経営が実質的に一体化となっている。
- ・県域等子会社は、NTT東西殿の商品だけでなく

せん。

従って、県域等子会社は NTT 東西殿と実質的に 一体であるとみなし、NTT 東西殿本体と同等の禁 止行為規制を適用することが必要であると考えま す。

その際、現行のルール上では県域等子会社が 禁止行為規制の対象外であることを考慮すれば、 上記を実現するための一つの手法として、県域等 子会社に対して自社商品の取扱いを NTT ドコモ殿 が求めることを禁止する等、NTT ドコモ殿に対して 規制を課すことが考えられます。

KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見にあるとおり、 NTT グループの共同的・一体的な市場支配力の濫 用を防止する観点から特定関係事業者の範囲を 見直すべきと考えます。

特に、個々に市場支配力を有する NTT 東西殿と NTT ドコモ殿が連携して電気通信サービスの共同 営業を行うことは、公正競争を確保する観点から 大きな問題と考えられるため、特定関係事業者制 度に関しては、その対象事業者に NTT ドコモ殿を 追加するとともに、その規制内容として NTT グルー プ会社間の共同営業の禁止等を追加する等、より 厳しいものにする措置が必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

■ 前回弊社意見書にも事象提示したように、県域 等子会社において加入電話の切替えを梃子にした B フレッツ(ひかり電話)への販売行為が奨励され ている傾向があり、また、KDDI 殿・ソフトバンク殿も 意見している通り NTT 東西殿の営業活動を受託し ている県域等子会社は、NTT 東西殿の第一種指 定設備利用部門(一部業務)を切り出した子会社で はなく、第一種指定設備管理部門に直接的に関わ

昨年度の検証結果では、まずは競争セーフガ ード制度の運用を通じ、電気通信事業法第30条 第3項に係る禁止行為規制の適用による対処の みで十分なものであるか否かを検証することが適 当であり、当該検証の積み重ねを踏まえ、所要の 措置を講じることの適否について改めて検討して いくとしたところであり、現時点においては、昨年 度の検証結果を変更する特段の事情は認められ ない。

■ なお、昨年度の検証に基づきNTT東西に対して 要請した事項については、NTT東西による取組が 進められているところであるが、今後の競争セーフ ガード制度の運用等を通じた検証において引き続 き注視し、NTT東西の取組が不十分なため市場 支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定 等に違反している等と認められる場合には、電気 通信事業の公正な競争を確保する観点から必要 な追加的措置を講じる。

NTTドコモ殿の商品も扱っており、NTTグループで 一体的な営業が行われ公正競争が阻害され易い 状況にある。

これをうけて、総務省殿から「講じるべき措置」の要請がNTT東西殿へ行われ、「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)に対するNTT東西殿による措置の状況」(平成20年7月総務省殿公表)において、ファイアーウォール運用の周知徹底の実施、NTTドコモ殿からの受託業務に関する会計整理の適切な実施及び役員の兼務状況(内容は一切非公開)の報告がなされていますが、定性的な報告内容に留まっており2007年度に指摘された懸念は未だ払拭するには至っていないと考えます。

なお、現在、特定関係事業者は、NTTコミュニケーションズのみが指定されていますが、その指定された経緯は、「NTT東西との間でさまざまな業務の委託関係があること」、「非常に一体的、あるいは排他的な共同営業というものが行われやすい土壌があること」と認識(※)されますが、この経緯とも照らし合わせながら、特定関係事業者制度の本来趣旨を確実に履行するために、範囲の見直しは時機に応じて行われるべきものと考えます。

※参照: 平成13年12月総務省殿資料「情報通信審議会電気通信事業部会(第13回)議事録」

また、NTTドコモ殿のホームUにおける対応ブロードバンド回線としては現状フレッツサービスのみとなっており、今後、他社回線との接続において排他的な取り扱いがされないか、注視が必要と考えます。

【必要な措置】

・「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)に対するNTT東西殿による措置の状況」(平成20年7月 総務省殿公表)については、以下の追加

る業務も受託しており、まさに NTT 東西本体の実 行部隊であり、それ自体に事業の独立性がないと 見受けられるため、実質的に NTT 東西本体と同一 の事業体であると考えられます。そのため、県域等 子会社を特定関係事業者の対象に追加し厳格な ファイアーウォール規制を早急に実施すべきであ ると考えます。

×参照

弊社平成 20 年 8 月 25 日提出意見書 2(1)

「■加入電話を梃子にした B フレッツ(ひかり電話) への切替えの奨励

【検証が必要な事象】

NTT 東西殿や県域等子会社において、加入電話の切替えを梃子に B フレッツ(ひかり電話)への切替えを奨励する販売施策が行われていないか。 (たとえば、販促物の作成等営業ツールにおいて) ~略~」

また、県域等子会社をはじめとした NTT グループ内の事業の分社化、統合並びに一部の業務移管などについて、事業のスリム化やコスト削減等の一定の経営効果はあるとは考えます。

しかしながら実施の手続きについては、NTT 東西の本来業務とは関連性のないように行われており、NTT東西殿が地域業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保ができるかどうかの担保がなく非常に問題があると考えます。特に、県域子会社は、NTT東西の第一種指定設備利用部門を切り出した子会社ではなく、第一種指定設備管理部門に直接的に関わる業務を受託しており、まさにNTT東西の実行部隊であり、それ自体に事業の独立性がないと見受けられます。

今後、NTT東西殿が現状有する顧客情報や第 一種指定電気通信設備など独占分野に関わって 事業の分社化、統合並び一部の業務移管が NTT 東西殿から他の NTT グループ各社 (NTT ドコモ殿、 措置が必要と考えます。

- ✓ 実際に業務に携わる社員への周知方法が WEB開示のみで周知方法が不十分と思われ、会議・説明会を通じての直接的な周知 対応(本意見書2(1)でも指摘しているよう に公正競争の遵守が実際に業務に携わる 担当にまで浸透していない慮がある。)
- ✓ 周知時に利用された遵守マニュアルの総務 省殿によるチェック
- ✓ 役員の兼務状況については、兼務会社別 の定量的なデータの開示

・特定関係事業者の指定要件、及び指定の運用について、競争セーフガード制度の中で改めて検証をおこない明示的に整理すべきと考えます。あわせて、特定関係事業者の範囲について、NTTコミュニケーションズが指定された経緯に基づいて、県域等子会社、及びNTTドコモ殿を対象に含めることについて検討を行う必要があると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

県域子会社等など)へ行われる場合については、 公正な検証の手続きを確保すべきであり、その実 施計画については活用業務の認可申請手続きと 同様の手続き、意見募集を行い、公正競争条件を 付して認可することが必要であると考えます。

具体的な認可時の検証方法としては、事業の分 社化、統合並びに一部の業務移管についての情 報を開示し、以下の項目について検証を行う必要 があると考えます。

- 顧客情報の提供
- 指定電気通信設備を含むネットワークの譲渡
- 人事交流
- 取引条件の変更(接続事業者の取引条件と異なる取引を決める場合、接続事業者との取引に 影響がある場合)
- 会計上の変更(出資関係、重要な資産の変動、 減価償却方法など)

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ 当社は、これまでも事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきたところです。

また、県域等子会社に対しては、公正競争面に おける顧客情報の適切な取扱いや顧客情報の目 的外利用の禁止について業務委託契約に規定す る等、適切な措置を講じており、現に、公正競争上 の問題は生じていないことから、ご指摘のような措 置は必要ないと考えます。

(NTT西日本)

■ 当社は特定関係事業者の指定に相当する「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正競争条件」(平成4年4月)や電気通信事業法による禁止行為規制を課せられ、遵守しているところであり、それにもかかわらず特定関係

| 事業者への指定を行うことは理由を欠くと考えま | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| す。 | |
| ■ 当社の「ホームU」はサービス提供上、マルチセッ | |
| ション対応のブロードバンド回線を必要としている | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| - · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| | |
| (NIIFJ±) | |
| | |
| 冉怠見46 | 考え方46 |
| | |
| | |
| and the second s | |
| ■ ソフトバンク殿が指摘されている通り、NTT グル | (考え方45に同じ。) |
| 一プ会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底 | (考え方45に同じ。) |
| ープ会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底 だけではファイアーウォール規制は不十分であると | (考え方45に同じ。) |
| 一プ会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底 | (考え方45に同じ。) |
| ープ会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底 だけではファイアーウォール規制は不十分であると | (考え方45に同じ。) |
| ープ会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底 だけではファイアーウォール規制は不十分であると 考えられ、より厳格にファイアーウォール規制を実 | (考え方45に同じ。) |
| ープ会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底だけではファイアーウォール規制は不十分であると考えられ、より厳格にファイアーウォール規制を実施するためにも、NTT ドコモ殿を特定関係事業者 | (考え方45に同じ。) |
| ープ会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底だけではファイアーウォール規制は不十分であると考えられ、より厳格にファイアーウォール規制を実施するためにも、NTT ドコモ殿を特定関係事業者の対象に追加が必要との意見に賛成致します。 | (考え方45に同じ。) |
| ープ会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底だけではファイアーウォール規制は不十分であると考えられ、より厳格にファイアーウォール規制を実施するためにも、NTT ドコモ殿を特定関係事業者の対象に追加が必要との意見に賛成致します。 | (考え方45に同じ。) |
| ープ会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底だけではファイアーウォール規制は不十分であると考えられ、より厳格にファイアーウォール規制を実施するためにも、NTT ドコモ殿を特定関係事業者の対象に追加が必要との意見に賛成致します。(イー・アクセス、イー・モバイル) | (考え方45に同じ。) |
| ープ会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底だけではファイアーウォール規制は不十分であると考えられ、より厳格にファイアーウォール規制を実施するためにも、NTT ドコモ殿を特定関係事業者の対象に追加が必要との意見に賛成致します。(イー・アクセス、イー・モバイル) ■ 再編成後の人事については、NTTの再編成に関 | (考え方45に同じ。) |
| ープ会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底だけではファイアーウォール規制は不十分であると考えられ、より厳格にファイアーウォール規制を実施するためにも、NTT ドコモ殿を特定関係事業者の対象に追加が必要との意見に賛成致します。(イー・アクセス、イー・モバイル) ■ 再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示された東西地域会社とNTTコミ | (考え方45に同じ。) |
| ープ会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底だけではファイアーウォール規制は不十分であると考えられ、より厳格にファイアーウォール規制を実施するためにも、NTT ドコモ殿を特定関係事業者の対象に追加が必要との意見に賛成致します。(イー・アクセス、イー・モバイル) ■ 再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示された東西地域会社とNTTコミュニケーションズとの間のルール(「地域会社と長 | (考え方45に同じ。) |
| | す。 |

の規制内容としてNTTグループ会社間の役員等の人事異動の禁止、グループ会社間の共同営業の禁止等を追加し、より厳しいものにするとともに、対象事業者に NTT ドコモ殿を追加する等の措置が必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

正有効競争条件(「NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないものとする」)を遵守しており、新たな規制を追加する必要はないと考えます。

なお、人事交流によって公正競争が阻害することがないよう、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。

(NTT東日本)

■ 当社における人事については、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、公正競争上問題ないものと考えます。

なお、人事交流によって公正競争が阻害されることがないよう、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。(NTT西日本)

■ 当社は特定関係事業者の指定に相当する「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正競争条件」(平成4年4月)や電気通信事業法による禁止行為規制を課せられ、遵守しているところであり、それにもかかわらず特定関係事業者への指定を行うことは理由を欠くと考えます。

(NTTF'J+)

2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

(1)検証の対象

| (1) 検証の対象 | | |
|----------------------------|-------------------------------|-------------|
| 意見 | 再 意 見 | 考え方 |
| 意見47 量販店でフレッツ光販売時にOCNが優先 | 再意見47 | 考え方47 |
| 的に販売されているが、NTT東西の販売業務受 | | |
| 託の条件がNTTコミュニケーションズと他事業者 | | |
| とで同一でないおそれがあり、このような量販店 | | |
| の取扱いを誘引する要因の検証が必要。 | | |
| ■ (1)NTT再編時の公正競争要件 | ■ 【量販店におけるフレッツと OCN のセット販売】 | (考え方35に同じ。) |
| 関西圏での家電量販店におけるNTTの販売ブ | 弊社意見書(平成 20 年 8 月 25 日)でも述べたと | |
| ースでは、OCNwithフレッツやOCNをメインに販 | おり、現在大手量販店においては 70%以上もの店 | |
| 売活動を実施しておりますが、実質的にNTT西日 | 舗において、Bフレッツ販売時にOCNのみを扱って | |
| 本が設置した専用ブースにて、実質的にNTT西日 | いる状況は、明らかに不自然なものであると言えま | |
| 本から派遣された販売員がOCNwithフレッツやO | す。 | |
| CNをメインに販売しているのが実態であると認識 | これほどまでに特定のプロバイダのみが優先的 | |
| しております。 | な扱いをされていることについては、ケイ・オプティ | |
| こうしたなか、フレッツ光とOCNのセット販売を前 | コム殿が指摘されている「実質的にNTT西日本が | |
| 提とした営業方法等の周知がなされているのでは | 設置した専用ブースにて、実質的にNTT西日本か | |
| ないかという疑念もあります。 | ら派遣された販売員がOCNwithフレッツやOCNを | |
| また、NTT西日本の販売代理店からの電話勧誘 | メインに販売している」ことの影響をはじめ、何らか | |
| や投げ込みチラシにおいても、「OCN+フレッツ | の背景があると推察されるため、こうした状況が生 | |
| 光」のみの販売促進を行っているケースも見受けら | じている要因について、運用実態にまで踏み込ん | |
| れます。 | だ詳細な検証をすべきであると考えます。 | |
| | (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク | |
| 先的な取扱いは、NTT東西及びNTTコミュニケー | モバイル) | |
| ションズ、さらにはNTT西日本の県域子会社による | | |
| | ■ そもそも、当社はフレッツ光販売拡大に向けて、 | |
| 果生じているものであり、「地域会社が長距離会社 | お客様の選択肢を増やすため、なるべく多くのISP | |
| の販売業務を受託する場合は、その条件は他の電 | に対応する観点からも、OCNとのみ連携すること | |
| 気通信事業者との間のものと同一とする」等に反し | はなく、また、家電量販店などの販売代理店がどの | |
| た行為に当たるものと考えます。 | ISP 等を取り扱うか、どのようなキャンペーンを行う | |
| よって、家電量販店を含む販売代理店での販売 | かは代理店自らの営業戦略として実施されるもの | |
| 活動において、なぜOCNとフレッツ光のセット販売 | で、当社から、フレッツ光とOCNのセット販売等に | |
| が優先的に行われているか、優先的な取扱いを誘 | ついての依頼等は行っておらず、公正競争上の問 | |
| 引するような要因は何かを検証し、適切な措置を | 題はないと認識しております。 | |

講じさせることが必要であります。 なお、昨年度の競争セーフガード制度において、 (ケイ・オプティコム) 本件と同趣旨の意見については、「不当性を有す る差別的な取扱いであるとの論拠は必ずしも十分 ではない」との検証結果が示されているところであ り、また、本年度の意見は、具体的な根拠に基づ かない推測であることから、改めて検証する必要性 は乏しいと考えます。 (NTT西日本) 意見48 NTTの116窓口及びウェブサイトにおい 考え方48 再意見48 て、加入電話移転転居の手続の際にBフレッツサ ービスの営業活動が行われており、累次の競争 ルールに反している。 ■ 本意見において指摘されている事案について、N

■ NTT116 を利用した B フレッツサービスの営業 【検証が必要な事象】

①ユーザが NTT116 窓口において、加入電話移転 転居の手続を行った際に、ユーザからBフレッツに 関する問合せを行っていないにも拘らず、現状の 他社サービスの利用状況を確認された上で、移転 先においてBフレッツサービスの勧誘が奨励されて いないか。

②NTT 東西殿ホームページ上の加入電話用手続 ページにて、既存の加入電話ユーザが利用する移 転転居等各種変更申込案内ページ上において、ひ かり電話等のバナー広告が出され、Bフレッツサー ビスへの実質的な勧誘となっていないか。

別紙 1 参照・・ > WEB のコピー (省略) 【問題点】

上記のような事象が在った場合においては、 NTT 東西殿が圧倒的なシェアを有する加入電話に おける独占的な地位を利用した営業方法であるた め、特に加入電話に重畳しサービス提供している 当社をはじめとする ADSL 事業者にとって、公正競 争上影響が大きく、加えて、①においては、他社サ ■ ソフトバンク殿、ケイ・オプティコム殿が指摘されて

■【116 でのフレッツ営業】

ケイ・オプティコム殿やイー・アクセス殿がご指摘 の内容と同様の事例が当社顧客からも挙げられて おり、事実、弊社コールセンターにおいても、電話 移転手続時に 116 において ADSL から光への移行 をすすめられたという申告事例があります。

弊社意見書(平成 20 年 8 月 25 日)で述べたとお り、この問題を根本的に解決するためには、NTT東 西殿に対して、機能分離等のより強い措置を求め ることが必要と考えます。

従って、NTT グループの組織問題について可及 的速やかに検討を開始するとともに、当面の対応 として、ケイ・オプティコム殿ご提案のとおり当該窓 口におけるトークスクリプトの具体的な内容を含め た実態の公表・検証等、116 窓口における NTT 東 西の受付フロー等に問題がないか検証の上、追加 的対策を求めることが必要であると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

TT東西からは、加入者からの問い合わせが無い にもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービス の営業活動を行うことはない旨の説明を受けてい るところであるが、一方で、複数の競争事業者が 「116窓口において、ユーザから問い合せを行って いないにかかわらず、Bフレッツサービスを案内さ れた事象を確認した」と主張している。

116番への加入電話又はINS64の移転申込み に対し、加入者から問い合わせが無いにもかかわ らず、NTT東西のIP電話サービス等の活用業務の 営業活動を行うことは、累次の活用業務の実施に 当たりNTT東西が電気通信事業の公正な競争を 確保するために講ずることとした具体的な措置「4 営業面のファイアウォール」及び認可条件である 「加入者情報の流用防止」に抵触する(「戸建て住 宅ユーザ向け IP 雷話サービスの県間伝送等に係 る料金設定」(平成17年1月認可)に係る総務省の 考え方)。

このため、116番への加入電話又はINS64の

ービス利用を認識した上で本営業活動を行ってる ことまで考えられ、他社との接続において得た加入 者情報にて営業活動が行われている虞があると考 えます。

なお、これらの事象は、以下の累次の競争ルールにも反するものと考えます。

・「戸建て住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定」(平成17年1月認可)の認可条件(※)において禁止行為として明確に定義。

※参照: <認可条件>

「戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービス(仮称)に関して、加入電話及び INS64 の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。」

<「総務省殿の考え方」として当該条件で禁じられる事項>

「116番への加入電話または INS64 の移転申し込みに対し、加入者から本件サービスについての問い合わせが無いにもかかわらず、本件サービスの営業活動を行うこと」

・また、「IP 時代における電気通信番号の在り 方に関する研究会 第二次報告書」(平成 18 年 6 月 総務省殿)(※)において、加入電話以外のサービスの広告において受付番号を示す場合は、 116 番号以外の着信課金用番号等を用いることが 適当とされている。

※参照:

IP 時代における電気通信番号の在り方に関する 研究会 第二次報告書(平成 18 年 6 月 総務省 殿)第2章、4、まとめ

「以上の検討の結果、NTT東西において、まずは1 XY番号を新規サービス(加入電話及びISDNサー ビス以外のサービス)の受付番号として広告を行わ ないとともに、新規サービスの広告において受付番 いる「NTT116 を利用した B フレッツサービスの営業」については、弊社においても同様に、ユーザから B フレッツサービスの問い合わせを行っていないにも係わらず本件サービスを案内された事象を確認しており、以下の累次の競争ルールに反する行為として、早急に検証・運用是正の対応が必要であると考えます。

×参照

「戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定」(平成17年1月認可)の認可条件

<認可条件>

「戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービス(仮称)に 関して、加入電話及び INS64 の契約に関して得た 加入者情報であって、他事業者が利用できないも のを用いた営業活動を行わないこと。」

<「総務省殿の考え方」として当該条件で禁じられる事項>

「116 番への加入電話または INS64 の移転申し込みに対し、加入者から本件サービスについての問い合わせが無いにもかかわらず、本件サービスの営業活動を行うこと」

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ ①「接続で知り得た情報の目的外利用の禁止」については、県域等子会社との業務委託契約に規定するとともに、当社及び県域等子会社社員向けの公正競争マニュアルの整備及び研修の徹底などにより、当該行為を厳格に禁じており、他社サービスの利用状況を確認した上でフレッツサービスを勧誘する事実はありません。

イー・アクセス殿の主張は、当社が不適切な営業を行っているという具体的な立証がなく、憶測に基づくものであり、そもそも意見として取り上げるべきではないと考えます。

移転申込みに対し、加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動が行われることのないよう、NTT東西に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用状況について引き続き注視していく。

号を示す場合は、着信課金用番号等を用いること とすることが適当である。(略)」

【必要な措置】

- NTT116を利用した営業実態、及び他社との 接続において得た加入者情報にて営業活動が行 われていないかを競争セーフガード制度の中で改 めて検証をおこない、措置を講ずるべきと考えま す。
- ・なお、 事象②については、 例え WEB 上での窓口 であったとしても、ユーザからみれば、そのペー ジが有する役割は 116 番窓口と全く変わらないも のであるため、116 と同様の対応が必要と考えま (NTT東日本) す。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ ②加入電話の移転相談時のフレッツ光への誘導 について

マーケティング調査のために、フレッツ光ユーザ に対しフレッツ光を選択した理由やきっかけをお聞 きしたとき、加入電話の移転のためにNTTに連絡・ 相談した際にフレッツ光に誘導されたととれる回答 が散見されました。

これは、116番等の加入電話に関する窓口が、 フレッツ光やひかり電話の販売チャネルになってい る可能性を示すものですので、当該窓口におけるト 一クスクリプトの具体的な内容を含め実態を改めて 検証し、是正する必要があります。

(ケイ・オプティコム)

②イー・アクセス殿が指摘する手続きサイトは、 加入電話以外にINSネットサービスやひかり電話 など電話サービス全体の移転手続きを受け付けて いるサイトです。また、バナー広告掲載はそもそも 顧客情報の利用を伴う営業手法ではないことか ら、「戸建て住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県 間伝送等に係る料金設定」(平成17年1月認可) の認可条件で禁止されている「加入電話及び INS64 の契約に関して得た加入者情報であって、 他事業者が利用できないものを用いた営業活動」 に該当するものではありません。

■ ①について

当社は接続の業務で知り得た情報の目的外利 用の防止やフレッツサービス等の営業活動におい て加入電話及び INS64の契約に関して得た加入 者情報であって他事業者が利用できないものを用 いないこと等について、支店及び県域等子会社の 社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じ ており、公正競争上の問題はないものと考えます。

なお、本意見は「他社との接続において得た加 入者情報にて営業活動が行われている虞」に依拠 し、具体的な根拠に基づくものではないことから、 検証対象とするべきではないと考えます。

②について

ご指摘のページは当社の各種サービスへのイン ターネットからのお申込み、お問合せ窓口としてご 案内している総合受付サイトの1ページです。本総 合受付サイトは加入電話の移転目的以外に当社ブ ロードバンドサービスに関心をお持ちの方など様々 なお客様がご利用されることから、フレッツ光のバ ナーを表記することについて、何ら公正競争上の 問題はないもの認識しております。(別添5参照) (省略)

| | また、加入電話の移転申込みにより得た情報を利用して、フレッツ光等の営業を行うものではないことからも、公正競争上の問題はないもの認識しております。 ■ 当社はフレッツサービス等の営業活動において他事業者の利用することのできない加入電話の顧客情報を用いないこと等について、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、適切 | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | な措置を講じております。 また、「116」における加入電話等の移転申し込みの際に、フレッツ光等についてお客様からお問合せがあった場合にご説明をすることがありますが、これはお客様利便確保を目的に行っているものであり、公正競争上の問題はないと認識しております。 (NTT西日本) | |
| 意見49 フレッツ光のウェブサイトには、電話番号から住宅の種別を判定してサービスを案内する機能があり、加入電話の顧客情報を利用して営業活動を行っているおそれがある。 | 再意見49 | 考え方49 |
| ■ (2)活用業務認可時の公正競争要件 (2)-1:営業面でのファイアーウォールについて ①WEB申込みサイト等における加入電話の顧客 情報の利用について NTT西日本のフレッツ光のWEB申込みにおいて、電話番号入力によりエリア判定する機能がありますが、その際電話番号(電話帳に掲載していないものを含む)だけで、一戸建てに住んでいるか集合住宅に住んでいるか、さらにはどの集合住宅に住んでいるかを判定し、加入できるフレッツ光サービスを案内しております。 また、これは家電量販店等の店頭でも活用されている等、フレッツ光への加入誘引のための販促 | ■ ご指摘の当社 WEB の機能については、他事業者の利用することのできない加入電話の顧客情報を用いて、電話、ダイレクトメール等の方法により当社から勧奨等するものではなく、フレッツ光のご利用を検討されているお客様に対して、お客様ご自身での電話番号の入力等により、簡易かつ迅速にお申込みの検討に必要な諸情報をご提示するものであり、そもそも公正競争上問題となるものではないと認識しております。 (NTT西日本) | ■ 本意見において指摘されているNTT西日本のウェブサイトの機能については、NTT西日本からは、加入電話の顧客情報ではなく設備情報を利用して実現している機能であり、また、当該設備情報は、NTT西日本と相互接続を行っている事業者であれば、他事業者においても利用可能な情報であるとの説明を受けたところである。 ■ 加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動は、累次の活用業務の実施に当たりNTT東西が電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置「4 営業面のフ |

ツールになっております。 ァイアウォール」及び認可条件である「加入者情報 当該機能は、加入電話の情報を用いて提供され の流用防止」に抵触することから、NTT西日本の営 ている可能性が極めて高く、加入電話の顧客情報 業活動の適正性について引き続き注視していく。 を利用した営業活動にあたると考えますので、速 やかに是正すべきであります。 加えて、NTT東西内で利用されるシステムにお いても、加入電話の顧客情報データベースが利用 されることで、フレッツ光加入時の与信審査等、営 業活動に係る多様な業務にも活用されるおそれが ありますので、WEBサイトを含めシステム面でのフ ァイアーウォールの実施状況についてもあわせて 検証すべきであります。 (ケイ・オプティコム) 意見50 電話帳等で公表していないにもかかわら 再意見50 考え方50 ず、NTT西日本の販売代理店からフレッツ光の電 話勧誘やDMの送付が行われており、加入電話 の顧客情報の流用のおそれがある。 ③フレッツ光等の営業活動への加入電話の顧 ■ 当社のフレッツ光等の代理店での販売において ■ 本意見において指摘されている事案について、N 客情報の流用について は、代理店が独自に保有するデータベース等が用し TT西日本は、NTT西日本が加入電話の顧客情報 電話帳等で公表していないにも係らず、NTT西 いられるものであり、当社としては当該データベー を代理店に提供している事実はなく、代理店が独 日本の販売代理店からフレッツ光の勧誘電話がか スの内容等について関知するものではありませ 自に保有するデータベースの内容等について関知 かってきたり、ダイレクトメールが送付されてきたり するものではない等としている。 ん。 する事例が後を絶たず、フレッツ光やひかり電話の (NTT西日本) 営業活動に、加入電話の顧客情報が流用されてい ■ 加入電話及びINS64の契約に関して得た加入 るのではないかという疑念が拭いきれません。 者情報であって、他事業者が利用できないものを よって、活用業務の認可申請時に講ずるとした 用いた営業活動は、累次の活用業務の実施に当 措置や本年の総務省による要請に対する措置に たりNTT東西が電気通信事業の公正な競争を確 おいて挙げられている社内周知による遵守徹底が 保するために講ずる具体的な措置「4 営業面のフ 実効性のある措置なのかを改めて検証し、違反者 ァイアウォール」及び認可条件である「加入者情報

に対するペナルティ制度や違反時の責任所在の明確化等、違反行為を抑止するためのさらなる措置

が必要と考えます。 (ケイ・オプティコム) の流用防止」に抵触することから、NTT西日本の営

業活動の適正性について引き続き注視していく。

| 意見51 競争事業者に対して応じなかった接続条 | 再意見51 | 考え方51 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件を、NTT東西のサービス提供上の都合に合わ | | |
| せて変更・許容することのないよう注視が必要。 | | |
| ■ 接続条件における同等性確保 | ■ NTT 東西殿が同市場に相互参入することによっ | ■ NTT東西の接続約款においては、利用部門が接 |
| NTT東・西の接続条件は、NTT東・西と接続す | て競争が活性化されることについては歓迎するとこ | 続する場合の条件に比して接続事業者が不利とな |
| る競争事業者間で同一であるだけでなく、NTT | ろですが、その一方で、KDDI殿が指摘されている | らないように接続条件を定める旨が規定されてお |
| 東・西自身との間でも同等性が確保されている必 | ように、その接続条件が専ら「NTT 東・西自身のサ | り、NTT東西においては、当該規定に則って、引き |
| 要があります。 | ービス提供上の都合に合わせて変更」されるので | 続き接続事業者との同等性の確保を図るように接 |
| 競争事業者に対して応じなかった接続条件を、N | あれば非常に問題であり、注視する必要があると | 続条件を定めることが必要である。 |
| TT東・西自身のサービス提供上の都合に合わせ | 考えます。 | |
| て変更・許容することのないよう、注視が必要と考 | (イー・アクセス、イー・モバイル) | |
| えます。 | | |
| (KDDI) | | |
| | | |
| | | |
| 意見52 IPv6マルチプレフィクス問題解消のため | 再意見52 | 考え方52 |
| のNTT東西とISPとの間で行われている協議につ | 再意見52 | 考え方52 |
| | 再意見52 | 考え方52 |
| のNTT東西とISPとの間で行われている協議につ | 再意見52 | 考え方52 |
| のNTT東西とISPとの間で行われている協議について、NTT東西がインターネット接続機能を提供 | 再意見52 | 考え方52 |
| のNTT東西とISPとの間で行われている協議について、NTT東西がインターネット接続機能を提供する等、公正競争上の問題が生じる結論とならな | | 考え方52 ■ 本意見において指摘されている事案について、N |
| のNTT東西とISPとの間で行われている協議について、NTT東西がインターネット接続機能を提供する等、公正競争上の問題が生じる結論とならないよう注視が必要。 | ■【NTT 東西殿の IPv6 進出】 KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見にあるとおり、 | ■ 本意見において指摘されている事案について、N TT東西は、「次世代ネットワークを利用したフレッツ |
| のNTT東西とISPとの間で行われている協議について、NTT東西がインターネット接続機能を提供する等、公正競争上の問題が生じる結論とならないよう注視が必要。 ■ IPv6におけるNTT東・西の ISP 化の懸念 | ■【NTT 東西殿の IPv6 進出】 KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見にあるとおり、 IPv6 マルチプレフィクス問題解消のためのNTT東 | ■ 本意見において指摘されている事案について、N |
| のNTT東西とISPとの間で行われている協議について、NTT東西がインターネット接続機能を提供する等、公正競争上の問題が生じる結論とならないよう注視が必要。 ■ IPv6におけるNTT東・西の ISP 化の懸念活用業務「次世代ネットワークを利用したフレッ | ■【NTT 東西殿の IPv6 進出】 KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見にあるとおり、 | ■ 本意見において指摘されている事案について、N TT東西は、「次世代ネットワークを利用したフレッツ |
| のNTT東西とISPとの間で行われている協議について、NTT東西がインターネット接続機能を提供する等、公正競争上の問題が生じる結論とならないよう注視が必要。 ■ IPv6におけるNTT東・西の ISP 化の懸念活用業務「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定等」(平成20年2月25日)の認可条件として、IPv6マルチプレフィクス問題解消のため、NTT東・西と ISP で協 | ■【NTT 東西殿の IPv6 進出】 KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見にあるとおり、 IPv6 マルチプレフィクス問題解消のためのNTT東 西殿とISP 間の協議の結果、公正競争上の問題が 生じる結論が導かれることのないよう、協議状況に | ■ 本意見において指摘されている事案について、N TT東西は、「次世代ネットワークを利用したフレッツ サービスの県間役務提供・料金設定」等の認可条 件1に基づき、IPv6マルチプレフィクス問題の解消 を含むIPv4からIPv6への移行に伴う諸課題につ |
| のNTT東西とISPとの間で行われている協議について、NTT東西がインターネット接続機能を提供する等、公正競争上の問題が生じる結論とならないよう注視が必要。 ■ IPv6におけるNTT東・西の ISP 化の懸念活用業務「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定等」(平成20年2月25日)の認可条件として、IPv6マルチプレフィクス問題解消のため、NTT東・西と ISP で協議することとされました。 | ■【NTT 東西殿の IPv6 進出】 KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見にあるとおり、 IPv6 マルチプレフィクス問題解消のためのNTT東 西殿とISP 間の協議の結果、公正競争上の問題が 生じる結論が導かれることのないよう、協議状況に ついては、都度、公開され、すべての利害関係者 | ■ 本意見において指摘されている事案について、N TT東西は、「次世代ネットワークを利用したフレッツ サービスの県間役務提供・料金設定」等の認可条 件1に基づき、IPv6マルチプレフィクス問題の解消 を含むIPv4からIPv6への移行に伴う諸課題につ いて、ISP事業者等と協議を行っているところと承 |
| のNTT東西とISPとの間で行われている協議について、NTT東西がインターネット接続機能を提供する等、公正競争上の問題が生じる結論とならないよう注視が必要。 ■ IPv6におけるNTT東・西の ISP 化の懸念活用業務「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定等」(平成20年2月25日)の認可条件として、IPv6マルチプレフィクス問題解消のため、NTT東・西と ISP で協議することとされました。仮に、この協議の結果、NTT東・西がインターネ | ■【NTT 東西殿の IPv6 進出】 KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見にあるとおり、 IPv6 マルチプレフィクス問題解消のためのNTT東 西殿とISP 間の協議の結果、公正競争上の問題が 生じる結論が導かれることのないよう、協議状況に ついては、都度、公開され、すべての利害関係者 からの意見徴収が可能となるように配慮すべきと | ■ 本意見において指摘されている事案について、N TT東西は、「次世代ネットワークを利用したフレッツ サービスの県間役務提供・料金設定」等の認可条 件1に基づき、IPv6マルチプレフィクス問題の解消 を含むIPv4からIPv6への移行に伴う諸課題につ |
| のNTT東西とISPとの間で行われている協議について、NTT東西がインターネット接続機能を提供する等、公正競争上の問題が生じる結論とならないよう注視が必要。 ■ IPv6におけるNTT東・西の ISP 化の懸念活用業務「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定等」(平成20年2月25日)の認可条件として、IPv6マルチプレフィクス問題解消のため、NTT東・西と ISP で協議することとされました。 仮に、この協議の結果、NTT東・西がインターネット接続機能を提供することになれば、NTT東・西 | ■【NTT 東西殿の IPv6 進出】 KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見にあるとおり、 IPv6 マルチプレフィクス問題解消のためのNTT東 西殿とISP 間の協議の結果、公正競争上の問題が 生じる結論が導かれることのないよう、協議状況に ついては、都度、公開され、すべての利害関係者 からの意見徴収が可能となるように配慮すべきと 考えます。 | ■ 本意見において指摘されている事案について、N TT東西は、「次世代ネットワークを利用したフレッツ サービスの県間役務提供・料金設定」等の認可条 件1に基づき、IPv6マルチプレフィクス問題の解消 を含むIPv4からIPv6への移行に伴う諸課題につ いて、ISP事業者等と協議を行っているところと承 知している。 |
| のNTT東西とISPとの間で行われている協議について、NTT東西がインターネット接続機能を提供する等、公正競争上の問題が生じる結論とならないよう注視が必要。 ■ IPv6におけるNTT東・西の ISP 化の懸念活用業務「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定等」(平成20年2月25日)の認可条件として、IPv6マルチプレフィクス問題解消のため、NTT東・西と ISP で協議することとされました。仮に、この協議の結果、NTT東・西がインターネ | ■【NTT 東西殿の IPv6 進出】 KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見にあるとおり、 IPv6 マルチプレフィクス問題解消のためのNTT東 西殿とISP 間の協議の結果、公正競争上の問題が 生じる結論が導かれることのないよう、協議状況に ついては、都度、公開され、すべての利害関係者 からの意見徴収が可能となるように配慮すべきと 考えます。 | ■ 本意見において指摘されている事案について、N TT東西は、「次世代ネットワークを利用したフレッツ サービスの県間役務提供・料金設定」等の認可条 件1に基づき、IPv6マルチプレフィクス問題の解消 を含むIPv4からIPv6への移行に伴う諸課題につ いて、ISP事業者等と協議を行っているところと承 |

点を重視して慎重に行われるべきと考えます。万

一、NTT東西殿がユーザに IPv6 アドレスを直接付

与する方式を採用することが不可避となる場合は

公正競争上の問題があるため、総務省殿におかれ

るISP事業を行う場合には、活用業務の認可申請

て、東·西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガ

当該申請が行われた場合には、総務省におい

が必要である。

(KDDI)

■ NTT 東西の IPv6 進出

NTT-NGN 上での IPv6 インターネット接続サー

ビスの提供方法に関して現在様々な方式が議論 されていますが、Bフレッツと接続している ISP 事 業者の IPv6 対応にあたり、NTT 東西殿がエンド ユーザに IPv6 アドレスを付与する方式について は、公正競争上の問題を引き起こすものであると 考えます。すなわち、この方式が採用された場 合、NTT 東西殿が直接 ISP 小売市場に参入しな モバイル) いとしても NTT 東西殿は本来業務である地域電 気通信業務を超えて事業を展開することとなり、 NTT 再編成の趣旨を形骸化する状況が発生する ことは勿論のこと、地域電気通信業務における市 場支配力を ISP 市場においても一体的に行使す ることを意味するため、このような方式は断じて 認められるべきではないと考えます。

万が一、本方式の導入が不可避な状況となっ 勿論のこと、各レイヤにおける NTT 東西殿と競 争事業者との公正競争を確保するための措置 が担保されない限りは、本方式の導入は認めら れるべきでないと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

■ NGN におけるインターネット接続について 【検証が必要な事象】

NTT 東西殿の NGN サービス"フレッツネクスト" 開始に伴い、NGN を足回りとした ISP のインターネ ット接続サービスが提供されているが、NGN のクロ ーズドネットワーク内で利用される IPv6 ではISPを 経由したインターネットに接続できず、また、NGN で (ヴェクタント) ISPによる IPv6 のインターネット接続サービスの提 供は、マルチプレフィクス問題があり、現行仕様で は対応不可。

【問題点】

今後の IPv6 へのネットワークアーキテクチャの

ては、活用業務認可手続きの実施はもちろんのこ と、NTT 東西殿の支配力が ISP 領域に及び、ISP の事業の自由度が損なわれることのないよう、事 前のルール整備を確実に行っていただく必要があ ると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク

■ 本件の検討結果によっては、現在、競争が活発 に行われているISP市場において公正競争の確保 が困難となる可能性があり、本競争セーフガード制 度の中でも、その議論の進捗について注視すべき であると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

たとしても、ISP 事業者間の公正競争の確保は M KDDI 株式会社殿、ソフトバンク BB 株式会社殿、 ソフトバンクテレコム株式会社殿、ソフトバンクモバ イル株式会社殿のご意見に賛同致します。

> NTT 東・西殿が実質的にも ISP 機能を有する結 果となった場合には、アクセス・中継網さらには上 位までを担うインフラを持つこととなり、他競争事業 者との中立性確保の点から競争政策に大きな影響 を及ぼすこととなります。結果として、公正な競争 が阻害され「電気通信の健全な 発達」又は、「国 民の利便の確保に支障が生じる恐れ」につながる ものと考えます。

> また、IPv4 アドレスの枯渇問題においても、健全 な競争関係が確保さることで IPv6 化への速やかな 対応が実現できるものと考えます。

■ IPv4 アドレス枯渇に伴うISPの IPv6 インターネット 接続への円滑な移行について、当社は、平成20 年4月にJAIPA殿から(1)ISPがNGNを使いトン ネル方式で IPv6 インターネット接続を提供する方 イドラインに基づき、公正な競争の確保に支障を及 ぼすおそれの有無について適切に審査を行う。

移行を考慮すれば、ISPが自身の取得した IPv6 を ユーザに付与できないことは、既に IPv6 で NGN サ ービスを開始している NTT 東西殿との間で公平性 が確保されていない状況であるとともに、IPv4から IPv6 への移行が必要な状況下で、ユーザの選択 肢を制限することになると考えます。

参照:

・「次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの 県間役務提供・料金設定」(平成 20 年 2 月認可)の ■ 当社は、ISP事業者の団体から提案があった、 認可条件 1

<認可条件1>

「(略)なお、次世代ネットワークに係る技術的要 件については、可能な限り国際的な標準化動向 と整合的なものとなるよう努めるとともに、IPv4 からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP 事業者等との積極的な協議を行うこと。」

【必要な措置】

本件については、ISP 事業者と NTT 東西殿と (NTT西日本) の間で協議が行われているものと認識していま すが、競争セーフガード制度の中でも、公正競争 の確保の観点で課題の解決が計られているかど うか、進捗を注視していくことが必要と考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

式、(2)NTT 東西がトンネルを提供LISPが IPv6 イ ンターネット接続を提供する方式、(3)ISPがNGN へ IPv6 インターネット接続をアウトソースする方式 の三案の提案を受け、国際的な標準化動向等も踏 まえ、JAIPA殿と協議を行い対応しているところで す。

(NTT東日本)

(1)ISPがNGNを使いトンネル方式でIPv6インタ ーネット接続を提供する方式、(2)NTT東西がトン ネルを提供しISPがIPv6インターネット接続を提供 する方式、(3)ISPがNGNへ IPv6 インターネット接 続をアウトソースする方式の三案について、実現方 式、技術的な課題を検討し、協議を行っており、IS P事業者によるIPv6インターネット接続への円滑な 移行に向け、取り組んでいく考えです。

■ NGNにおけるIPv6マルチプレフィクス問題の解 決策として、NTT東西がエンドユーザにIPv6アド レスを付与する方式(NTT東西によるインターネッ ト接続機能の提供)については、NTT東西が実質 的にISP事業に参入することと同義であり、またIS P市場に対するNTT東西の影響力を現状以上に 強めるものであります。

これは、長距離通信会社と地域通信会社とに分 離したNTT再編時の趣旨やNTT法を逸脱し、通信 サービス市場の公正競争に甚大な影響を及ぼすも のであるため、採用すべきでないと考えます。

(ケイ・オプティコム)

意見53 NTTグループの実質的な一体経営を防止 する観点から、NTTグループ会社間の役員等の

再意見53

考え方53

人事異動を禁止する等の追加措置が必要。

- NTT グループ内人事交流に係る実質的な一体経 ■
- · NTT グループ内の人事交流については、NTT持 株殿を中心にNTT東西殿、NTTドコモ殿、エヌ・ ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社殿(以 下、「NTTコミュニケーションズ殿」という。)等のグ ループ会社間で役員の異動が依然として見受け られる状況です(別添資料2を参照願います)。 (省略)これらの行為は、移動体部門分離時の公 正競争要件(三)並びに NTT 再編時の公正競争 要件(一)、(二)に定める役員兼任の禁止や在籍 出向の禁止等に抵触するものではないとしても、 グループ連携の強化に繋がるものであることに 違いはなく、競争事業者との間での公正競争環 境を実現するというそもそもの移動体部門の分離 並びに NTT 再編の趣旨に反するものであると考 えます。
- 具体的には、会社間の人事異動時の守秘義務 遵守を徹底したとしても、ファイアーウォールが完 全に機能するかは疑問であり、上記の公正競争 要件に規定されている役員兼任や在籍出向を禁 止するのみでは不十分であり、NTTグループ会 社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加 措置が必要と考えます。

特に、NGN における新たなサービス競争が加速 するなか、NTT グループの実質的な一体経営を防 止する観点からは、このような追加措置が早急に 行われる必要があると考えます。

|(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク|(NTT西日本) モバイル)

再編成後の人事については、NTTの再編成に関 ■ 本意見において指摘されている事案について、N する基本方針で示された東西地域会社とNTTコミ ュニケーションズとの間のルール(「地域会社と長 距離会社との間の役員兼任は行わないこと」及び 「地域会社と長距離会社との間において在籍出向 は行わないこと」)及び移動体分離の際における公 正有効競争条件(「NTTから新会社への社員の移 行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による 人事交流は行わないものとする」)を遵守しており、 新たな規制を追加する必要はないと考えます。

なお、人事交流によって公正競争が阻害するこ とがないよう、会社間人事異動時には役員を含め た全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含 めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を 義務付けるなどの取り組みを実施しております。

(NTT東日本)

■ 当社における人事については、「日本電信電話株 式会社の移動体通信業務の分離の際における公 正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事 業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する 基本方針」で示されたルールを遵守しており、公正 競争上問題ないものと考えます。

なお、人事交流によって公正競争が阻害される ことがないよう、会社間人事異動時には役員を含 めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を 含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出 を義務付けるなどの取り組みを実施しております。

■ 再編成後の人事については、NTTの再編成に関 する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊 社との間のルールを遵守しております。

TT東西は会社間人事異動時には役員を含めた全 従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた 守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務 付けるなどの取組を実施しているとしている。

このため、「NTTの承継に関する基本方針」(一) (二)を実質的に潜脱する行為となっていないか引 き続き注視していく。

| | なお、人事交流によって公正競争が阻害されることがないよう、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。 (NTTコミュニケーションズ) ■ 役員の選任については、出身に関わらず、電気通信事業に精通している者、あるいは当社が必要としている高度な専門知識を有するものの中から、人格、見識に優れ、役員として最も適任と思われる候補者を選定しており、公正競争上問題ないと考えます。 さらに、役員の人事異動に際し、退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取り組みを実施しており、公正競争の確保に配意しております。 (NTTドコモ) | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意見54 NTTグループの共同資材調達の有無の 検証とともに、個別の資材調達の公開入札や、子 会社を通じた実質的な共同資材調達を禁止する 追加措置を検討すべき。 | 再意見54 | 考え方54 |
| ■ NTT グループの共同資材調達 ・ NTTグループにおける総資材調達額は、例えば 平成 19 年度の NTT グループ連結ベースでの設 備投資額で約 2 兆 1289 億円と巨額であるため、 結果として、個別の資材調達を行っていたとして も共同資材調達と同等の影響力がベンダー等に 対して発生している可能性があると考えます。 ・ また、移動体部門分離時及び NTT 再編成時の公 正競争要件により禁じられている共同資材調達 が行われていないとしても、グループ子会社を介 する等の形態で禁止されている共同資材調達に | ■ 当社は、 NTTとNTTドコモは共同資材調達を行わない(移動体通信業務分離時の公正有効競争条件) 持株会社及び地域会社は、長距離会社と共同して資材調達を行わない(再編成時の公正競争要件) 電気通信設備の製造事業者に対する不当な規律、又は干渉を行わない(電気通信事業法第 30 条第 3 項第 3 号) を遵守しており、公正競争上の問題が生じていないことから、新たな規制を追加する必要はないと考 | ■「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(5)及び「NTTの承継に関する基本方針」(四)に関連し、引き続き競争セーフガード制度の検証を通じて検討を行っていく。 |

実質的に等しい行為を行っている可能性も考えら れます。

- ・ したがって、移動体部門分離時の公正競争要件 (5)、NTT 再編時の公正競争要件(四)において ■ 当社は、移動体通信業務分離時の公正競争要 禁止されている NTT 持株殿・NTT 東西殿の NTT コミュニケーションズ殿、NTTドコモ殿との間での 共同資材調達の有無はもちろんのこと、子会社を 通じた共同資材調達行為の有無について検証す ることが必要です。
- その上で、以下の追加措置の実施について検討 すべきと考えます。
 - ① 公正競争要件に定める共同資材調達の禁 止のみならず、各事業会社における個別の 資材調達について全て公開入札を実施す ることとする等透明性を確保すること
 - ② 特定の NTT グループ子会社を通じた実質 的な共同資材調達行為の禁止

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

えます。

(NTT東日本)

件(5)、再編時の公正競争要件(4)、電気通信事 業法第30条第3項第3号(電気通信設備の製造事 業者に対する不当な規律、又は干渉を行わない)を 遵守しており、公正競争上の問題が生じていないこ とから、ご指摘のような措置は必要ないと考えま

なお、本意見については、「共同資材調達と同等 の影響力がベンダー等に対して発生している可能 性」、「共同資材調達に実質的に等しい行為を行っ ている可能性」といった、具体的な根拠のない、ソ フトバンク殿の推測に基づく意見であることから、 検証対象とするべきではないと考えます。

(NTT西日本)

■ 弊社はNTT持株、NTT東日本・西日本、NTTドコ モとは共同の資材調達を行っておらず、個別に調 達を行っております。何の根拠もなく、「共同資材調 達と同等の影響力がベンダー等に対して発生して いる可能性がある」というご意見は、そのような事 実があるかのような誤解を広く一般に招きかねず、 弊社の正当な事業運営を阻害する恐れがありま す。

(NTTコミュニケーションズ)

|■ 当社は、「日本電信電話株式会社の移動体通信 業務の分離の際における公正競争条件」(平成 4 年4月)に基づきNTTとの共同資材調達を行ってお らず、また、電気通信事業法第30条第3項第3号 の電気通信設備の製造業者に対する不当な規律 又は干渉を行っていないことから、公正競争上の 問題は生じておらず、新たな規制を追加する必要

| | はないと考えます。 | |
|-------------------------------|---------------------------------|----------------------------|
| | (NTTドコモ) | |
| | | |
| 意見55 NTTグループの法人営業の集約により、 | 再意見55 | 考え方55 |
| NTT東西とNTTコミュニケーションズが共同で営 | | |
| 業活動を行っているように見え、また、実際にNT | | |
| Tグループ内の共同営業やサービスのバンドル提 | | |
| 供等が行われている。 | | |
| ■ 地域会社と長距離会社の営業業務集約 | ■【地域会社と長距離会社の営業業務集約】 | ■ 本意見において指摘されている事案について、N |
| ・ NTT 東西殿の法人営業の NTT コミュニケーション | 弊社意見書(平成 20 年 8 月 25 日)では NTT 東 | TT東西は、両社がNTTコミュニケーションズの販 |
| ズ殿への集約に関し、昨年度の検証結果として、 | 西殿とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会 | 売業務を受託する場合の条件や、NTTコミュニケ |
| NTT コミュニケーションズ殿に提供される顧客情 | 社(以下、「NTT コミュニケーションズ殿」という。)と | ーションズに提供する顧客情報その他の情報は他 |
| 報が競争事業者に提供される顧客情報と同一で | の営業業務集約の事例として、① 市内/市外/国 | の電気通信事業者との間のものと同一であるとし |
| あれば問題ないとする判断がなされていますが、 | 際のバンドル割引、② NTT 東西殿加入電話と | ている。 |
| このような考え方は、本件の問題点を矮小化して | NTT コミュニケーションズ殿フリーダイヤルのセット | 当該措置の運用が徹底されない場合には、電気 |
| いるものと考えます。 | 提供及び③ イーササービスバンドル提供の 3 点 | 通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、電気通 |
| ・ すなわち、NTT東西殿の法人営業をNTTコミュニ | を例示しましたが、それぞれの事例について、以下 | 信事業法第30条第3項第2号及び「NTTの承継に |
| ケーションズ殿に集約することにより、ユーザから | に具体的内容を示します。 | 関する基本方針」(八)(九)に抵触するおそれがあ |
| は、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿が | ① 市内/市外/国際のバンドル割引について | ることから、NTT東西による当該措置の運用につ |
| 共同で営業活動を行っているように見えるという | - 市内/市外/国際の全通話区分において高割 | いて引き続き注視していく。 |
| 問題が生じており、現実問題として、NTT 東西殿 | 引率を提示した、NTT 東日本殿と NTT コミュニ | |
| と NTT コミュニケーションズ殿の営業が共に顧客 | ケーションズ殿のマイラインサービスのバンドル | ■ また、NTT東西は、ソフトバンクBB等が指摘する |

割引。

ケーションズ殿のマイラインサービスのバンドル│■ また、NTT東西は、ソフトバンクBB 等が指摘する 「NTT東西とNTTコミュニケーションズによるバンド ルサービス及びバンドル割引」の事例については、 いずれも事実の誤認である等としている。

> NTT東西及びNTTコミュニケーションズの営業 の実態如何によっては、電気通信事業法及び共同 ガイドラインに照らし、電気通信事業法第30条第3 項第2号及び「NTTの承継に関する基本方針」 (七)(八)に抵触するおそれがあることから、引き 続き注視していく。

加えて、両社のサービスを組み合わせたバンドル サービスやバンドル割引を提示する等の事例も 散見され、実態として NTT グループー体の営業 が行われている状況に他ならず、NTT 再編時公 正競争要件(八)に抵触しているものと考えられ ます。なお、NTT 東西殿とNTT コミュニケーション ズ殿によるバンドルサービス及びバンドル割引の 事例としては、次のようなものが挙げられます。 - 市内/市外/国際のバンドル割引

訪問を実施したり、NTT コミュニケーションズ殿が

NTT 東西殿のサービスを紹介したりするケースま

たその逆のケースが散見されています。

ュニケーションズ殿のフリーダイヤルサービスと を一体とした実質的に排他的なセット販売。 - NTT コミュニケーションズ殿よりフリーダイヤ

- NTT 東日本殿の加入電話サービスとNTTコミ

- 市内通話区分については、競争事業者にお

いて同様な割引を実施することは困難であり、

実質的に排他的なバンドル割引となっている。

② NTT 東西殿加入電話と NTT コミュニケーション

ズ殿フリーダイヤルのセット提供

ルサービス単体での契約では割引適用を行わ ないとの条件提示により、加入電話サービス部

- NTT 東西殿加入電話とNTT コミュニケーションズ殿フリーダイヤルのセット提供
- イーササービスバンドル提供

従って、これらの問題事例が生じていることから、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の間での共同営業行為については、注視を行うだけではなく、早急に是正措置を取ることが必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

分と一体でのサービス提供を実施。

- ③ イーササービスバンドル提供
 - NTTコミュニケーションズ殿の e-VLAN サービスにおいて、NTT 東西殿のビジネスイーササービスを接続して組み合わせ、e-VLAN サービスとして一体的に提供した実質的に排他的なバンドルサービス。
 - 一体的に提供されたビジネスイーサ部分を契約約款価格で調達した場合、競争事業者が同等の形態及び価格で提供することができないような品目が NTT コミュニケーションズの商品に存在する。

以上のように NTT コミュニケーションズ殿への営業業務集約により行われている営業活動は実質的に排他的なセット販売や割引であり、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に照らして問題がある可能性が極めて高いものと考えられるため、早急に是正措置を取ることが必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

■ 電気通信役務の提供に関する取引条件、当社が NTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズに提供 する顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一としており、公正競争上の問題はないものと考えます。

ソフトバンク殿の指摘する「市内/市外/国際のバンドル割引」、「NTT東西殿加入電話とNTTコミュニケーションズ殿フリーダイヤルのセット提供」、「イーササービスバンドル提供」は、いずれも全くの事実無根であり、あたかも当社及びNTTコミュニケーションズが不公正な営業を行っているかのような印象を与えるような主張はそもそも意見として取り上げ

るべきではないと考えます。

なお、他事業者が市内から国際までシームレスなサービス提供を行っている中で、お客様のご要望に基づき実施する他社との共同提案については、利用者利便を確保する観点から制限されるべきでないと考えます。

(NTT東日本)

■ お客様から要望があった場合、当社の営業担当者とNTTコミュニケーションズ殿の営業担当者が同行することがありますが、その場合においても、当社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものと同一としており、公正競争上の問題はないものと考えます。

「NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿によるバンドルサービス及びバンドル割引の事例」については、いずれも事実の誤認、あるいは他社も同等に実施できるものであり、公正競争上の問題はないと考えます。

(NTT西日本)

- 法人営業については、お客様の利便性向上の観点から、弊社が有する大規模/グローバルICTソリューションのノウハウを活かしてお客様に対応するよう実施したものであり、弊社はNTT東日本・西日本とは引続き独立して営業活動を実施しており、再編成の主旨に反するものではありません。
- 弊社は関係法令及びNTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守し、サービス提供を行っております。このようなご意見は、弊社と NTT 東日本・西日本との一体営業が行われているかのような誤解を招きかねず、弊社の正当な営業活動を阻害する恐

| | <u>, </u> | |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------|
| | れがあります。 | |
| | (NTTコミュニケーションズ) | |
| | | |
| 意見56 NTTコミュニケーションズはNTT再編時に | 再意見56 | 考え方56 |
| 取得したすべての加入者情報を現在でも活用して | | |
| いるが、マイライン制度導入の経緯等を考えると | | |
| 不適切であり、当該情報の営業活動利用の禁止 | | |
| が必要。 | | |
| 12 2 14 | ■ 当社は、再編成実施計画に記載したとおり、「地 | ■ 本意見において指摘されている事案について、N |
| 報の保持 | 域会社は、地域会社と長距離会社との間で提供さ | TT東日本は、NTTコミュニケーションズと競争事業 |
| ・ NTT コミュニケーションズ殿は、NTT 再編時に取 | れる顧客情報その他の情報を他事業者の間のも | 者との間に情報の非対称性はないとしている。ま |
| 得した加入電話サービスに係る加入者情報の全 | のと同一」としており、NTTコミュニケーションズと競 | た、NTTコミュニケーションズは、NTTの再編成に |
| でを承継し、再編当初の長距離電話サービス提 | 争事業者との間に情報の非対称はありません。 | 関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と |
| 供に利用してきました。この加入者情報のNTT東 | ・ 事事未有との間に情報の非対称はありません。 (NTT東日本) | NTTコミュニケーションズとの間のルールを遵守し |
| | (NIT来口本) | |
| 西殿とNTTコミュニケーションズ殿との間での承 | ■ 歴史はおの得せについては、ハエスの王須代に問 | ているとしている。 |
| 継はNTT再編当初の加入電話サービス提供上、 | ■ 顧客情報の保持については、NTTの再編成に関 | NTT東西・NTTコミュニケーションズ間の顧客情 |
| 利用者利便性維持のため必要な措置であったこ | する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊 | 報システムについては、NTT再編成の実施計画に |
| とは理解出来ますが、その後、マイライン制度の | 社との間のルールを遵守しております。 | おいて「長距離会社は、再編成後できる限り速や |
| 導入により中継電話サービスについて NTT コミュ | (NTTコミュニケーションズ) | かに独自の顧客管理システムを構築するものとす |
| ニケーションズ殿を一切利用しないことを選択し | | る」とされ、郵政省(当時)は、平成11年7月1日、 |
| たユーザも存在するはずであるにもかかわらず、 | | NTT東西及びNTTコミュニケーションズに対し、顧 |
| このようにして再編時に承継した顧客情報を、現 | | 客情報システムの共有の解消状況について報告を |
| 在でも NTT コミュニケーションズ殿がプラチナライ | | 要請し、NTT東西及びNTTコミュニケーションズか |
| ン等の自社のその他サービスのアウトバウンド営 | | らの平成15年度報告において、データベースの分 |
| 業等に活用しているといった事例が存在している | | 離が完了した旨の報告を受けたところであり、顧客 |
| ことは問題であると考えます。 | | 情報システムの共有は解消されたものと承知して |
| ・ すなわち、当該加入者情報には、競争事業者が | | いる。 |
| 利用できない加入者情報(電話帳非掲載のもの) | | なお、NTT再編成後の状況の報告の概要につ |
| も含まれており、NTT コミュニケーションズ殿と競 | | いては、テレコム競争政策ポータルサイト |
| 争事業者間で情報の非対称性に基づく、営業活 | | (http://eidsystem.go.jp/)で公表しているところで |
| 動上の優位性が存在しています。 | | ある(ホーム→競争政策→NTT関係→NTT再編等 |
| 仮に NTT 再編時のこれらの顧客情報の授受が | | の際の公正競争要件→NTT再編成後の状況の報 |
| 利用者利便の観点から、不可欠な措置であった | | 告)。 |
| としても、NTT 再編時の公正競争要件(九)に照 | | |
| | | |

らすと、現在もこうした情報を保持し続け、これら の加入者情報を基に営業活動を行うことはマイラ イン制度導入の経緯等を考えると不適切な行為 であると考えられます。

従って、総務省殿においては、NTT コミュニケー ションズ殿が NTT 再編時に承継した契約者情報 の利用実態について調査を行うとともに、マイラ インサービスで NTT コミュニケーションズ殿を選 択していないユーザの顧客情報を直ちに廃棄さ せる等、当該加入者情報の営業活動利用を禁止 すべく措置を講じるべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

意見57 NTT東西のNGNに係る活用業務の認可 に伴う認可条件1が満たされているか検証が必 要。また、活用業務実施状況報告の時期を早め る等、競争セーフガード制度において活用業務の 実施状況を十分に検証可能とする措置が必要。

- NTT 東西殿における活用業務実施状況報告
- ・ NTT 東西殿の提供する次世代ネットワーク等を 利用したサービスに係る活用業務(以下、「NGN に係る活用業務 (という)の認可(2008年2月25 日)に伴う認可条件1は、NGNに係る活用業務の 認可後に整理された NGN 接続ルール答申の結 果を踏まえて整備されるものであるため、NTT 東 ■ 当社は、活用業務の認可に際し付された条件に 西殿が当該認可条件を満たしているか改めて検 証することが必要であると考えます。
- そもそも、NTT 東西殿による活用業務の実施状 ているため、前年の競争セーフガードによる検証 実施後に認可された活用業務については、競争 セーフガードにおける検証手続に間に合わないと いう状況にあります。例えば、今回の競争セーフ

再意見57

■ 活用業務実施状況報告については、競争セーフ ■ 総務省では、公正競争の確保を阻害する問題が ガードの検証タイミングに関わらず、実施後すみや かに公表していただけることが重要であり強く要望 します。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

- ついては、それぞれ適切に対応しております。 (NTT東日本)
- に係る活用業務の認可条件に従い、「次世代ネット ワークに係る接続ルールの在り方(答申)」(平成2 0年3月27日情報通信審議会)の内容を踏まえ、 必要な措置を実施または検討しているところであ

考え方57

現に生じている場合には、競争セーフガード制度に 基づく意見募集の時期に限らず、随時意見を受け 付けている。

この点に関し、「競争セーフガード制度の運用に 関するガイドライン」(07年4月)では、「本制度によ る定期的な検証とは別に、必要に応じて公正競争 確保の観点から所要の制度見直し等を実施するこ とを妨げるものではない」としているところである。

況報告の時期が毎事業年度経過後 6 ヵ月となっ ■ 当社は、次世代ネットワークを利用したサービス ■ なお、電気通信事業者の電気通信役務に関する 料金その他の提供条件又は電気通信事業者等の 業務の方法に関し苦情その他の意見のある者は、 総務大臣に意見の申出(電気通信事業法第172 条)をすることが可能である。

ガード制度による検証においては、2008 年 2 月 25 日に認可された NGN に係る活用業務の実施 状況に関する実施状況が分からず、十分な検証 ができない状況です。このような状況を改善する ため、競争セーフガード制度の提案募集が実施 される 7 月に間に合うよう、実施状況報告を事業 年度経過後 3 ヵ月後までに行う等、競争セーフガード制度との整合性を取ることが必要と考えま す。 り、講じた措置内容を総務省に報告をすることとし ております。

(NTT西日本)

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

意見58 活用業務制度によりNTT東西の業務範囲が拡大し、NTT東西の一体化が進行しており、公正競争環境確保の観点からは、NTTグループの組織問題の速やかな検討が必要。

再意見58

考え方58

■ 活用業務制度の形骸化

- ・ 活用業務制度においては、NTT 再編成の趣旨が 没却されることがないよう電気通信事業における 公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない と認められることを認可の要件としていますが、 平成 13 年の活用業務制度導入以来活用業務が 次々と認可され、NTT 東西殿の業務範囲が本来 の地域電気通信業務から拡大することにより、公 正な競争の確保に支障を及ぼす恐れが顕在化し てきているものと考えます。
- ・ 結果として、実質的に活用業務が NTT 東西殿に おける主要な業務となることから、市場支配的な 地域電気通信業務と競争的な長距離電気通信 業務を分割した NTT 再編成の趣旨が形骸化して きているものと考えます。
- ・ このような活用業務及び NTT 再編の趣旨の形骸 化については、弊社共は昨年度も意見を申し述 べましたが、その意見に対して総務省殿からは、

■ 当社は活用業務の実施にあたって、NTT法、「東・西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」、活用業務認可時の認可条件等を遵守しており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。

ソフトバンク殿の主張は、公正競争上問題となる 具体的事項を例示することなく、ただ単に「公正な 競争の確保に支障を及ぼす恐れが顕在化してきて いる」としているのみであり、具体的な公正競争上 の問題が生じていない以上、新たな規制を追加す る必要はないと考えます。

なお、当社は、技術や市場の変化に対応して、 お客様のより高度で多様なニーズにお応えするため、今後も現行法の下、活用業務の枠組みを積極 的に利用して多様なサービスの実現を図っていく 考えです。

(NTT東日本)

■ NTT法第2条第5項の規定に基づき、総務大臣は、NTT東西による地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、NTT東西が活用業務を営むことについて認可しなければならないとされている。総務省としては、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインに従い、NTT東西が営もうとする活用業務がこれら要件を満たすか否かを厳格に審査した上で、認可に係る判断を行うものである。

なお、99年のNTT再編成は、ボトルネック設備を保有する独占的な地域通信部門と競争分野である長距離通信部門を構造的に分離することにより、公正な競争を確保する等の趣旨で実施されたものである。活用業務制度においては、このNTT再編成の趣旨が没却されることがないよう、電気通信事業における公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められることを認可の要件としている

活用業務については活用業務認可ガイドライン に基づき厳格に審査を行っており、またNTT の組 織問題は、2010年の時点で検討を行いその後速 やかに結論を得ることとされている、との考え方 が示されたのみで、具体的な対応はなされてい ない状況にあります。

・ しかしながら、その後 NTT 東西殿の間の直接接 続による NTT 東西殿相互間のサービス提供を含 む NGN に係る活用業務が認可(2008 年 2 月 25 日)されたことにより、現在は活用業務認可を通 じた NTT 東西殿の一体化がさらに進行した状況 にあり、こうした事態の進展を考慮すると、公正 競争環境確保の観点からは、現状の措置のみで は不十分な状況であることがさらに明確となって きているものと考えます。

従って、先に述べた活用業務実施状況報告に 係る検証内容及びプロセスの改善とともに、NTT グ ループの組織問題については、可及的速やかに検 討を実施することが必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

■・我が国の情報通信市場においては、情報通信 技術の革新や多種多様な事業者の積極的な市場 社がこれまで営んできた活用業務によって、競争を 阻害するような状況にないことは明らかです。むし ろ、本制度により、IPブロードバンド市場の競争が より一層促進され、世界に類を見ないダイナミック な発展に大きく寄与したものと認識しています。

・情報通信市場は、IP化の進展により、県内/ となってきており、更に今後は固定/移動や通信 /放送等の融合化が進展することが予測されてい ます。こうした技術・市場環境の中で、当社がお客 様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブ ロードバンド・ユビキタスサービスを提供していくた めには、活用業務制度をより積極的に利用していく ことが不可欠であり、また、多様な競争の創出によ る市場の活性化といった観点からも、当社が活用 業務の枠組みを用いて新たなサービスを弾力的に 提供していくことが望ましいことから、今後も、① 「地域通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそ れがない」こと、②「公正な競争の確保に支障を及 ぼすおそれがない」ことの2つの要件を踏まえ、活 用業務を実施していく考えです。

(NTT西日本)

ものである。

- 参入によって激しい競争が繰り広げられており、当 NTTの組織問題については、「ブロードバンドの 普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見 極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後 速やかに結論を得る」(「通信・放送の在り方に関 する政府・与党合意」(06年6月20日)とされてい る。
- 県間等の区分のないシームレスなサービスが主体 ┃■ 「次世代ネットワークを利用したフレッツサービス の県間役務提供・料金設定」等に係る認可に際し ては、東·西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争 ガイドラインに基づき、2度の意見招請を踏まえて 審査を行い、「NTT東日本及びNTT西日本の提供 する次世代ネットワーク等を利用したサービスに係 る認可方針」を策定し、NTT東西の申請書に記載 された「電気通信事業の公正な競争を確保するた めに講ずる具体的な措置」を着実に履行すること 及び8項目の認可条件を条件として付して認可す ることとしたものである。

総務省においては、NTT東西による当該措置の 運用状況及び当該条件の遵守の状況について注 視していく。

意見59 NTTグループ以外の他社の固定・携帯事 業の一体的な提供等の市場環境を踏まえ、累次 の公正競争要件の撤廃を含む見直しが必要。

合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他 社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供する のみならず、同一会社あるいは同一グループ内 の固定電話-携帯電話相互間のみの通話を無 再意見59

|■ 固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の |■ ボトルネック設備を保有するNTT東・西の優位性 |■ 本競争セーフガード制度は、PSTN(回線交換 は、FTTHやIP電話といった新しい市場においても 変わらず、IP化・ブロードバンド化の進展によって、 ボトルネック性のある固定系アクセス回線の重要 性はこれまで以上に大きくなっています。

考え方59

網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場 統合の進展が見込まれる中、電気通信事業法に 基づく指定電気通信設備制度及びNTT法に関連し たNTTグループに係る累次の公正競争要件の有

料化するなど、移動体業務の分離時やNTT再編 成時から市場環境・競争環境は一変してきており ます。

こうした中で、お客様のご要望にお応えし、多彩 なブロードバンド・ユビキタスサービスを迅速かつ 柔軟に提供していくためにも、当時講じられた措 置のうち、現在の市場環境にそぐわなくなってい るものについては、禁止行為規制を含め、早急に 撤廃や抜本的な見直しを実施していただきたいと 考えます。

(NTT東日本)

■・ドコモ分社やNTT再編成(地域・長距離分離) 時に設定された公正競争要件は、当時の競争事 業者の事業形態との同等性を確保するために実 施されたものですが、現在では、固定・携帯事業 の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展 し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯 事業を同一の会社が提供しており、更に自社内 や自社グループ内の固定電話・携帯電話相互間 での通話料無料サービスを提供する等、市場環 境は移動体業務の分離時やNTT再編時から一 変しています。

高度で多様なユーザーニーズに柔軟に対応し、多 彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを迅速に 提供していくためにも、こうした市場環境の変化を 踏まえ、累次の公正競争要件について、早急に見 直し(撤廃を含む)を行う必要があると考えます。

(NTT西日本)

現に、NTT東・西のFTTHやIP電話のシェアは拡 大の一途であり、再び独占市場に回帰しつつあり ます。

NTT再編成後も持株会社体制を通じたグループ 一体経営によって、NTTグループの市場支配力は むしろ強化されています。したがって、禁止行為規 制を含め、競争ルールをさらに徹底・充実させる必 要があります。

本格的なブロードバンド化・IP化の時代を迎え、 ボトルネック性を持つFTTH等のブロードバンドアク セスの重要性は更に高まっています。ボトルネック 設備を持つNTT東・西がNTTグループ各社と連携 |■ なお、NTT東西が自らの固定通信業務を移動通 することは問題であり、公正競争ルールの形骸化 が深刻になっていることに鑑みれば、公正競争要 件は役割を終えるどころか、一層重要性を増してい ます。

「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の 分離の際における公正競争条件」や、「日本電信 雷話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義 務の承継に関する基本方針」は、NTTの在り方そ のものに係る問題であり、NTTの在り方を抜本的 に見直すまで、維持すべきです。

ボトルネック設備の問題、持株体制を基盤とした グループドミナンスの問題の抜本的な解決に向 け、NTTの在り方の検討に速やかに着手すべきで

上記の問題を解決しないまま、レイヤーを跨るN TT東·西の事業領域の拡大やNTTグループ内連 携(ISP、FMC、放送等のサービス)を容認すべき ではありません。

なお、NTTグループの一体運営や、NTTブランド 力の問題の事例は、以下のとおり。

■ NTTグループの一体運営について NTTグループ内で、以下のような会社間を跨 いだ人材交流・システム連携・サービス開発等を 効性・適正性を確保するため、これらを定期的に検 証する仕組みとして運用するものである。

総務省としては、当該検証の結果を踏まえ、必 要に応じて、指定電気通信設備の対象やNTT等に 係る公正競争要件の見直し等の所要の措置を速 やかに講じることとなるが、これらについては、市 場実態等に応じて、従来の公正競争要件等を緩 和・撤廃するだけでなく、追加的措置等を講じるこ ともあり得るところであり、個別の事例・事案ごとに 必要な措置を判断することになると考えている。

信業務と組み合わせて提供するFMCサービスに ついては、NTT東西が都道府県の区域を越えて電 気通信役務の提供又は料金設定を行うこととなる 場合、当該サービスは活用業務に該当し、総務大 臣の認可を受けることが必要である。

NTT東西が活用業務に該当するFMCサービス を提供する場合においては、総務省は、東・西NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン別紙 2において示した基本的な考え方を踏まえ審査を 行う。

具体的には、NTT東西がNTTドコモと連携してF MCサービスを提供する場合において、NTT東西 はNTTドコモ以外の電気通信事業者との連携が実 質的に不可能となる態様での連携によるサービス 提供を行わないこと及び移動体分離の際の公正競 争要件に反しないこと等が担保されているかどう か、具体的な申請事案に基づいて審査を行う。

行う動きがあります。これらはNTTグループ会社間での競争を目指したNTT再編成の趣旨に反し、人材・情報・設備等を共用するものであるため、認められるべきではありません。

- ・ NTTデータのグループ横断型組織(人材の招集を含む)による携帯電話・情報家電への組込みソフトの開発(2008 年 9 月2日 日本経済新聞記事より)
- ・ NTTぷららによるひかりTV加入時のNTT東・ 西ひかり電話のセット販売
- ・ NTTグループ会社間の経理業務システムの 統合(2008 年 5 月11日 日本経済新聞記事より)

■ NTTブランドカの問題

「NTT」ブランドは、公社時代の電話サービス 提供における信頼性等を背景にした強みを持つ ものであり、本来、その用途は、NTT法第8条 (商号の使用制限)に定める「日本電信電話株式 会社」等と同様に、持株会社及びNTT東・西の みに使用が制限されるべきものです。しかしなが ら、実際には、NTTは、グループ企業各社に対し て、広く「NTT」を冠しており、そのブランドが持つ 効力によって、各会社の信頼性等が高く評価され、競争上優位に立っています。

特に、多くのお客様が、NTT東・西の県域等子会社をNTT東・西本体と同一視している等、「NTT」ブランドの広範囲な使用は、NTT法に定める商号の使用制限の趣旨を形骸化させています。

NTTグループ各社による「NTT」ブランドの広範囲な使用が、お客様のサービス選択に大きな影響を及ぼし、グループドミナンス強化の大きな要因になっていることは、企業ブランドに関する調査(株式会社シード・プラニング実施:平成20年9月17日公表)が裏付けています。

- ・「NTT」ブランドは、競争下でゼロから培ったものではなく、その使用に制限を持たせるべきです。
- ⇒ お客様は、NTTグループに関して「信頼性」 を上位にイメージしていますが、同調査によれば、その理由として「昔からサービスを利用している」、「国営(電電公社)だったので、サービスを安心して使える」等、独占時代からの提供に関連付けた回答が大半を占めており、現時点でのサービス提供を理由とした回答は僅かです。

また、「固定電話サービス」については、「N TT」、「NTT東日本」、「NTT西日本」、「NTTコ ミュニケーションズ」を大半のお客様が想起し ており、「NTT」によって一体的に提供されて いると認識していることを示しています。

- NTT法の趣旨に鑑み、「NTT」は持株会社、N TT東・西のみが使用できるよう制限すべきです。
- ⇒ 同調査によれば、「NTTOO」というように、「NTT」が加わることにより利用意向が高まると答えたお客様は5割超となっています。お客様のサービス選択において、「NTT」ブランドがNTTグループ各社に対して有利に働いていることを示すものです。
- ・「NTT」を冠する持株会社、NTT東・西の子会 社は、親会社と同じく公正競争ルールの対象と すべきです。
- ⇒ 同調査によれば、「NTT東日本-OO」という会社名について、(実際には子会社であるが)NTT東日本やNTT西日本の支店として誤認しているお客様が多いことを示しています。これは、名実共にNTT東・西と一体性を持つ会社に対しては、NTT東・西と同じ公正競争ルールを適用する必要性を裏付けるもので

| | す。 ・サービス提供会社が判然としない「NTT」を前面に出したグループー体的な営業手法は禁止されるべきです。 ⇒ 同調査によれば、個別サービスである「フレッツ」や「OCN」の提供会社を正確に認識しているお客様は、それぞれ5割未満、約3割となっており、「NTT」として一体的にイメージされていることを示しています。 ■ その他 地上デジタル放送の視聴を謳う「フレッツテレビ」の提供主体(株式会社オプティキャスト)を正確に理解しているお客様は殆どいません(株式会社シード・プラニングの調査によれば、約0.1割)。放送事業への進出を禁止されているNTT東・西自身が放送サービスを提供していると誤認させるような宣伝・広告は適切ではありません。 (KDDI) | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意見60 ニーズに応じたスピーディーなサービス提供、競争創出による市場活性化のため、活用業務認可制度を迅速かつ柔軟に運用すべき。 | | 考え方60 |
| ■ 活用業務認可制度については、お客様のより 高度で多様なニーズに対応した多彩なブロード バンド・ユビキタスサービスをスピーディーに提供 していくため、さらには多様な競争の創出による 市場の活性化のためにも、これまで以上に迅速 かつ柔軟に運用していただきたいと考えます。 (NTT東日本) | ■【活用業務認可制度について】 現状では NTT 東西殿の業務範囲規制が形骸化 していることに加え、NTT 東西殿の実質的な一体 化が進行しており、日本電信電話株式会社等に関 する法律(以下、「NTT 法」という。)が脱法的に運 用されることによって、もともと不十分であった NTT 再編成時の趣旨すら没却されている状況にありま | ■ 東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインでは、活用業務の認可の申請を受けた後、認可の可否を決するまでの標準処理期間として、 ① 軽微と認められる事案 については、パブリック・コメントを招請せず、1か月以内 ② パブリック・コメントを1回招請する場合には、3か月以内 |

従って、少なくとも現行の活用業務認可制度に

係る規制については例えば、以下のような運用が

必要と考えます。(詳細は「「東·西NTTの業務範囲

す。

■ ・ 活用業務認可制度については、お客様のよ

り高速で快適、安心・安全、いつでもどこでも何で

もつながるというご要望に積極的にお応えし、多

③ 特に慎重な検討が必要と認められるため、

と規定しており、また、「パブリック・コメントを招請す

は、4か月以内

パブリック・コメントを複数回招請する場合に

彩なブロードバンド・ユビキタスサービスをスピーディーに提供していくため、さらには多様な競争の創出による市場の活性化のためにも、これまで以上に迅速かつ柔軟に運用していただきたいと考えます。

(NTT西日本)

拡大に係る公正競争ガイドライン」の改正案に対する意見募集」に対する弊社意見書(平成19年7月3日)を参照願います。)

- ① NTT 東西によって申請された活用業務が、県間通信に係る業務と県内通信に係る業務とが一体不可分な業務である場合、NTT 法第 2 条第 5 項に定める「おそれ」の有無を判断する際に、これらの業務全体での影響を検証すること
- ② 認可済みの活用業務について、実施状況報告に基づき、再審査及び再認可の手続きを行う等、見直しの充実化を図ること

なお、NGN に基づくIP サービスや、FMC サービスが主要サービスとなる IP 時代に向けて公正競争環境を確保するためには、アクセス網の機能分離等の抜本的な対処が必要不可欠であり、そのためにも NTT 組織問題に係る議論の開始時期を可能な限り前倒しし、早急に検討に着手すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

■ 活用業務の認可に際しては、迅速さのみを重視するのではなく、接続事業者が少なくともNTT東西殿と同様の時期でサービスを開始できるよう、接続までの手続き、期間、接続料金などの接続条件について公平性を担保したうえで認可していただけるよう強く要望します。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

る場合には、迅速なサービスの提供という利用者 利便の向上の観点からの要請にも十分配慮する」 としているところである。

3 その他

| 意見 | 再 意 見 | 考え方 |
|-------------------------|-------|-------|
| 意見61 昨年度の本制度に基づく指摘事項につい | 再意見61 | 考え方61 |
| て、NTT東西の自己申告に頼らず、客観的に検 | | |

証できる仕組み等の実効的な措置が必要。

【平成19年度指摘事項について】

■ NTT東・西に防止策の周知徹底、履行状況の報告が求められた問題

平成19年度の本制度に基づく検証結果において、以下についてNTT東・西に措置を講じるよう要請が行われたことは適切と考えます。

- ◆NTT東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報の利用
- ◆県域等子会社におけるOCNの優遇
- ◆県域等子会社における、NTT東・西とNTTドコモ それぞれからの受託業務に係る情報の目的外 利用及び内部相互補助
- ◆NTT東・西の役員と県域等子会社役員の兼務 しかし、防止策の周知徹底、履行状況の報告 は、NTT東・西の自己申告でしかありません。

NTT東・西の自己申告に頼らず、客観的に(第三者がNTT東・西の内部から)検証できる仕組みが必要と考えます。(例:英国のOpenreachの検証組織"EAB")

※EAB (Equality of Access Board)

BTのアクセス部門である Openreach がBT社内のリテール部門と競争事業者とを公平に扱っているかどうかを監査する組織。EABは 5 名で構成(BT社内から非常勤取締役1名、上級管理職1名、社外から3名)されており、さらにEABの活動を、BT組織内のEAO(Equality of Access Office;アクセス同等性事務局)が補佐(EABに代わって内部調査し、EABに報告)している。

■ 「引き続き注視する」にとどまった問題

平成19年度の本制度に基づく検証結果において、以下の懸念事項が「引き続き注視」とされましたが、注視だけでは実効性がなく、懸念は解消されず、事態の悪化を招きかねないため問題であると

■ 【本制度における検証プロセス】

禁止行為規制に係る検証プロセスにおいて、 NTT東西殿の自己申告に頼らない客観的な検証を すべきとする、KDDI 殿の意見に賛同します。特に、 以下の 3 点に留意し、検証プロセスの精緻化を図 ることが必要と考えます。

- ① さらなる情報収集等の実施による調査内容の充実化
- ② 検証時の判断基準の明確化
- ③ 検証過程におけるさらなる透明性の確保

本件に関連し、NTT 東西殿からは、他事業者の 具体的な立証のない意見に基づく検証を行うべき ではないといった主旨の意見が提出されています が、仮に「おそれ」や「懸念」、「可能性」というレベ ルにとどまった申告であっても、十分な検証が行わ れるべきであり、あわせて、NTT東西殿に対する報 告の徹底の要請がなされる等、所要の措置が出さ れることについても当然ながら認められるべきで す。むしろ、具体的な立証が存在する案件のみし か検証できない、または措置を講じることができないとした場合、公正競争に係る検証という本制度の 役割に比して、極めて不十分な制度運用であると 言わざるを得ません。

また、そもそも競争事業者に対して、具体的な立証責任を全て負わせること自体、運用上、無理があることから、事業者からの「おそれ」や「懸念」、「可能性」に係る意見をもとにして、総務省殿にてより徹底的な調査を行って頂く必要があるものと考えます。例えば、事業法第 166 条(報告及び検査)の規定を活用する等、総務省殿が調査権を発動し、NTT 東西殿やグループ会社、代理店等を含め、充実した調査を行うことで、より制度の趣旨に合致した検証が可能になるものと考えます。

(考え方42に同じ。)

考えます。現に、FTTH市場におけるNTT東・西の ■ 【ドコモショップにおける B フレッツ販売】 シェアは5年間で約1.5倍(平成15年3月:47. 3%、平成20年3月72.2% 出典:総務省公表資 料「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期 データの公表 平成19年度第4四半期(3月末)」 と拡大を続けており、またISP市場においてもNTT コミュニケーションズのOCNのシェアが前年比2. 0%上昇し、20.0%(出典:日経産業新聞 平成2 0年7月24日)と拡大しております。公正競争担保 のため、NTT東・西に以下の措置を講じることが必 要です。

- ◆ 下記 a.~f.の禁止。NTT東·西が不当な優遇等 をしていないことを第三者が内部から検証する ための検証体制の構築。
- ◆ 下記 g.の競争事業者とNTT東·西との同等性 確保。
- ◆ 下記 h.の顧客情報管理体制(運用)の検証を 可能とするための仕組み(第三者による内部か (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク らの検証体制の構築)。
- a. NTT東・西の法人営業のNTTコミュニケーション ズへの集約等によるNTTグループ内での顧客情 I■ 「NTT 東·西の自己申告に頼らず、客観的に(第 報の共有
- b. NTT東・西による「プロバイダパック」の対象とな るISPの優遇
- c. 家電量販店等(販売代理店)におけるNTTコミュ ニケーションズのOCNの優遇
- d. NTT東·西の県域子会社による「NTT東日本-○○□等の社名の使用
- e. NTTドコモショップ(販売代理店)における携帯 電話端末とNTT東・西のフレッツサービスのセッ ト販売
- f. NTTファイナンス(クレジット会社)によるNTTグ ループ各社のサービスの実質的なセット割引の 実施
- g. NTT東・西の局舎へのコロケーション及び管路・

弊社意見書(平成 20 年 8 月 25 日)で述べたとお り、ドコモショップは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (以下、「NTT ドコモ」という。)殿の一部とみなし、 NTT ドコモ殿本体と同等の禁止行為規制を適用す る必要があると考えます。

その際、現行のルール上ではドコモショップを運 営する代理店が禁止行為規制の対象外であること を考慮すれば、上記を実現するための一つの手法 として、ドコモショップに対して自社商品の取扱いを NTT 東西殿が求めることを禁止する等、NTT 東西 殿に対して規制を課すことが考えられます。

加えて、当面の措置として、KDDI 殿がご指摘の とおり、ドコモショップにおけるセット販売に関し NTT 東西殿が不当な優遇等をしていないことを、第 三者による内部検証を可能とするための体制を構 築すべきと考えます。

モバイル)

三者が NTT 東・西の内部から)検証できる仕組み が必要」との指摘については、本競争セーフガード スキームの実効性を高める上で重要な観点であ り、賛成します。

前回弊社意見書においても記載したとおり、本 報告内容については定性的な報告内容に留まって おり平成 19 年度に各社より指摘された懸念は未だ 払拭するには至っていないと考え、以下の通りの 追加の措置が必要と考えます。

※参照

弊社平成 20 年 8 月 25 日提出意見書 1、(3)、3 -2

- ■特定関係事業者の指定の拡大
- ■特定関係事業者の指定要件の整備

電柱等の利用手続きの同等性

- h. NTT東・西が加入電話の顧客情報をフレッツサ 一ビス等の営業に活用していることへの懸念 (KDDI)
- |■ 指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累 次の公正競争要件等に照らして、問題と考える事 象が解消されないことを踏まえると、NTT東西が活 用業務の認可申請時に講ずるとした措置や本年の 総務省による要請に対する措置において、NTT東 西が挙げている「社内周知による遵守徹底」といっ た措置等が、真に実効性のあるものなのか甚だ疑 問であります。

このため、NTTグループ内における責任所在 やペナルティ制度を対外的に明示させ、その責任 体制のもと徹底的な措置を講じさせることが、内 部統制やコンプライアンスの観点から重要であ ますので、さらなる措置要請を行うべきであると考 えます。

(ケイ・オプティコム)

~略~

「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007 年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)に 対するNTT東西殿による措置の状況 (平成 20 年 7 月 総務省殿公表)については、以下の追加措置 が必要と考えます。

- ✓ 実際に業務に携わる社員への周知方法が WEB 開示のみで周知方法が不十分と思われ、会議・ 説明会を通じての直接的な周知対応(本意見書 2(1)でも指摘しているように公正競争の遵守が 実際に業務に携わる担当にまで浸透していない 盧がある。)
- ✓ 周知時に利用された遵守マニュアルの総務省殿 によるチェック
- ✓ 役員の兼務状況については、兼務会社別の定 量的なデータの開示

~略~

り、また不適切行為の発生抑止にも資すると考え |■ 事前規制から事後規制へ移行するなどにともな い、現在の公正競争要件に係る行政施策では対 応しきれない事例が増えるのであれば、2010年の NTT 組織問題の検討において、有効的な規制の枠 組みについても重点的に検討する必要があると考 えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

- 「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(200 7年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)」 (2008 年 2 月 18 日総務省)により総務省から要請 された事項は、
 - ・ 情報の目的外利用等における措置の運用が徹 底されない場合には、電気通信事業法第30条第 3項第1号に抵触されるおそれがある
 - NTT東西が販売促進のために作成・使用するツ ール等におけるBフレッツ等に対応するプロバイ ダーの表記において、OCNとその他のプロバイダ

- 一の取扱いについて実質的な同等性が確保されない等、運用の実態如何によっては、電気通信事業法第30条第3項2号、同法第31条第2項第2号及び「NTTの承継に関する基本方針」(七)(八)を潜脱するおそれがある
- ・県域等子会社においてNTT東西からの受託業務とNTTドコモからの受託業務について、当該受託業務間の内部相互補助が行われるとすれば、公正競争が確保されない可能性がある
- ・NTT東西から県域等子会社への業務委託については、県域等子会社の役員をNTT東西の役員等が兼務する場合、NTT東西と県域等子会社の経営が実質的に一体となるおそれがある

など、いずれも「おそれ」や「可能性」を以って、当社に公正競争遵守の再確認をしたものと認識しております。昨年度の検証結果において、当社が指定電気通信設備に係る禁止行為等の法令に違反した事実はなく、KDDI殿が主張する当社の周知徹底、履行状況を「客観的に検証できる仕組み」は不要であると考えます。

(NTT東日本)

■ 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果においては、公正競争確保の観点から明らかに問題であると認められるものはなかったと認識しており、「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)」(2008年2月18日総務省)についても、当社に公正競争遵守を改めて要請したものであったと考えております。

このように、具体的な不適正事例がないにもかかわらず、更なる措置等を求めるとする意見は、「公正競争確保のための措置が必要かつ十分でないと認められる場合に所要の措置を講じる」とする「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライ

| | ン」の趣旨を逸脱するものであり、極めて問題であると考えます。 (NTT西日本) ■ 弊社はNTT東日本・西日本とは個別に家電量販店と代理店契約を締結しており、家電量販店を通じた営業活動についても独立して実施しております。 弊社インターネット接続サービス(OCN)の販売促進について、公正競争上の問題はないと認識しております。 さらに、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)」(2008年2月18日総務省)においても、NTT東西によるOCNの取扱いについて「不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は十分ではない」とされております。 このように公正競争上の問題が確認されていないにもかかわらず、新たな規制を導入することは、理由を欠くのみならず結果として弊社及び家電量販店が行う正当な営業活動を阻害するものであることから適当ではないと考えます。 (NTTコミュニケーションズ) ■ ドコモショップを運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施していることから、 | |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| | | |
| 意見62 NTT東西がフレッツ光の単独設置を条件として棟内光ファイバを無償で提供する営業活動を行うことは、公正競争の排除につながるため問題である。 | 再意見62 | 考え方62 |
| ■ マンション棟内光ファイバの排他的提供条件 | ■ ボトルネック設備である加入光ファイバと一体的 | ■ FTTH市場は、拡大傾向にある市場であり事業 |

NTT東・西が敷設する屋内光ファイバは、戸建 に設置されるマンション棟内光ファイバについて、 者間競争が活発に行われている状況にあるため、 て住宅・集合住宅向けのいずれについてもボトル 「NTT 東・西のBフレッツ等の単独設置」を条件とし 一般的には、先行投資的な営業活動を行うこと自 体が直ちに問題とまでは言えないと考えられる。 ネック設備である加入者回線(加入ダーク)と一体 て提供する営業活動は、競争事業者の事業機会を で設置され、お客様に提供されるものです。 奪うだけでなく、利用者のサービス選択機会を奪う この点、本件営業活動は、FTTHの屋内(棟内) ものでもあり、利用者利便性の観点からも問題が 仮に、集合住宅向けFTTH市場において支配的 配線に係るものであるが、事業者変更に伴い、既 地位にあるNTT東・西が、競争事業者の事業機会 あると考えます。 存配線の撤去・新規配線の敷設が必要になること (イー・アクセス、イー・モバイル) を奪う「NTT東・西のBフレッツ等の単独設置」を条 で、既存事業者による顧客のロックイン効果が大き 件として、ボトルネック設備と一体で使用する棟内 くなる場合には、公正競争確保の観点から問題と 光ファイバを無償で提供する営業活動を行うとす ■ 屋内光ファイバはお客様が自ら設置するか、ある なる可能性はあるが、この判断に際しては、例え れば、さらに市場独占を強化する行為であり、公正 いは当社がお客様に有償で提供しているものであ ば、屋内配線の転用を円滑に行うことができない な競争の排除につながるため問題であると考えま り、指摘のように「NTT東・西のBフレッツ等の単独 状況が存在しているかなど、FTTH市場における競 設置」を条件として無償で提供している事実はあり 争環境の状況を考慮することが必要になると考え す。 (KDDI) ません。 られる。 なお、屋内配線工事については、考え方17に示 KDDI殿の主張は、当社が不適切な営業を行っ したとおり、現在、NTT東西と接続事業者との間で ているという具体的な立証がなく、憶測に基づくも のであり、そもそも意見として取り上げるべきでは 協議が行われているところであり、08年末までの ないと考えます。 NTT東西からの報告等を踏まえ、必要に応じてル (NTT東日本) ール化の要否を検討する考えである ■ 「仮に、(略)行うとすれば、(略)、公正な競争の 排除につながるため問題である」というKDDI殿の 主張は、単なる憶測に基づくものであり、そもそも 意見として取り上げるべきではないと考えます。 (NTT西日本) 意見63 NTT東日本の「フレッツ・テレビ」サービス 考え方63 再意見63 は、放送参入が制限されているNTTの実質的な 放送参入である。また、NTT東日本自身が放送 サービスを提供し、月額数百円のみで地デジ視聴 が可能という誤解を与えかねない広告を行ってい る等、公正競争確保の観点から様々な問題があ る。 ■ 1 NTTの実質的な放送参入について ■ 【NTT ブランドを用いた放送サービス営業活動】 ■「フレッツ・テレビ」については、NTT東日本は、NT KDDI 殿、ジャパンケーブルネット株式会社殿が T東日本が提供しているのは電気通信サービス「フ

通信事業者であるNTT東日本は、NTT法により

放送事業への参入が制限されており、それは現状 においても同様であると考える。

しかしながら、NTT東日本は、従来より電気通信 役務利用放送事業者であるオプティキャストの営 業宣伝、さらには、自らとオプティキャストとの共同 出資による代理販売事業者オプティキャストマーケ ティングにより、一般国民には、あたかもNTT東日 本がケーブルテレビ事業者(及び役務利用放送事 業者)と同様に放送を行っているかのごとき広告を 行い、実質的に放送事業者と誤認されうる業務を 継続的に行っている。

今年 7 月より開始された「フレッツ・テレビ」のサ ービスは、「地デジ対策」を前面に押し出し、NTT東 日本のロゴを冠した広告をテレビ、鉄道、新聞等で 広範囲かつ大々的に展開し、かつ、NTT東日本が 自ら行なっていると外形的に捉えることができる内 容となっている。当該サービスは、放送事業者(オ プティキャスト)及び代理販売業務を行う事業者(オ プティキャスト・マーケティング)を用い、NTT東日本 がその販売・取次等を受託し、料金回収も合わせ て行うこととなっており、放送サービスを外形的に も、実質的にもNTT東日本が提供することとなんら 変わらない形を実現させているとも考えられる。

NTTにおいては、「···NTT東西の地域通信網 における独占的地位を用いて放送に対して不当な 影響力が行使されないことを確保する必要がある こと・・・」とされており、NTTブランドを利用すること による公正競争上の問題があるほか、広告費に対 する収入の効果が明らかではないにもかかわら ず、オプティキャストという役務利用放送事業者の みに多大と見られる広告宣伝費用をかけているこ 扱いの差異を疑わせるものである。

これらは、明確な会計開示が義務付けられてい ない現状では、上記による受託業務間が、相互補 I■ 「今後、NTT グループ各社間の連携が強化される

ご指摘のとおり、フレッツ・テレビの利用にあたって はNTT東日本殿と株式会社オプティキャスト殿と両 社との契約が必要でありながら、同サービスの販 売促進においては、NTT東日本殿が前面に出てフ レッツ・テレビを提供しているように見せる営業手法 がとられています。加えて、同サービスは NTT 東日 本殿の窓口にてワンストップで契約完了が可能と なっている等、利用者からすれば NTT 東日本殿が 単独でサービスを提供しているようにしか見えない 状況です(フレッツ・テレビの申し込みフローについ ては、http://flets.com/ftv/flow.html を参照願いま す)。NTT 東西殿本体による放送サービス提供が 禁止されていることに鑑みれば、上記のような利用 者の誤認を招くような営業活動は公正競争確保の 観点から問題であると考えます。

また、日本ケーブルテレビ連盟殿がご指摘のと おり、株式会社オプティキャスト殿・株式会社オプテ ィキャスト・マーケティング殿の株主構成は、両社が NTT 東西殿の支配下にあると想定されるものであ り、そもそも現行のフレッツ・テレビの提供形態自体 が、NTT 東西殿が地域通信網における独占的地位 を有すること等を踏まえてなされた行政指導の趣 旨(NTT 東西殿の放送事業への出資を 3%以下に 制限等)に反しているとも考えられます。

従って、総務省殿におかれては、両社と NTT 東 西殿との間の事業上での関係等を調査の上、上記 行政指導の趣旨の確保に必要な措置を講ずるべ きであり、少なくとも NTT 東西殿が「フレッツ」といっ た自社商品ブランドを用いて放送サービスの訴求 を行う等、NTT 東西殿が前面に出る形での営業活 動を禁止する等の措置がなされるべきと考えます。 とは、類似受託業務である他のISP事業者との取「(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

レッツ・テレビ伝送サービス」であり、放送サービス 「スカパー!光」の提供は行っておらず、放送サー ビス「スカパー!光」は㈱オプティキャストにより提 供されているものであるとしている。

さらに、NTT東日本からは、自らの電気通信サー ビス「フレッツ・テレビ伝送サービス」と、㈱オプティ キャスト・マーケティングから販売委託を受けた放送 サービス「スカパー!光」を組み合わせ、「フレッツ・ テレビ」として販売を行っているとの説明を受けてい るところである。

NTT東日本が「電気通信事業者以外の会社の情 報通信関連商品の販売・取次等 を行うことについ ては、目的達成業務(NTT法第2条第4項第1号)と して、郵政大臣(当時)の認可を受けており(平成1 1年7月)、NTT東日本による放送サービス「スカパ 一!光」の販売受託は当該「情報通信関連商品の 販売・取次等」に該当するものである。

したがって、NTT東日本は自らの電気通信サー ビス「フレッツテレビ伝送サービス」の提供はもとよ り、放送サービス「スカパー!光」の販売・取次を行 うことが認められている。

しかしながら、現行のNTT法においてはNTT東 日本が放送事業を営むことは認められておらず、 東·西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイド ラインにおいても活用業務に放送業は含まないとし ていることを踏まえ、利用者が「フレッツ・テレビ」サ ービスをNTT東日本による放送サービスと誤解す ることのないよう、NTT東日本は放送サービスの提 供主体が他社であることについて利用者が明確に 理解できるようにする措置を十分に講じる必要が ある。

この点につき、NTT東日本は、広告記載におい て、放送サービスの提供主体について誤解が生じ ないよう努めているとしているが、民間調査会社の 調査においては、「フレッツ・テレビ」のサービス提 助に値するのではないかとの疑義も否定できないものである。

従って、当該行為実態を総務省において検証・公表するとともに、適切な行政指導を行なうことを 要望する。

2. 目的達成業務の認可に関する透明性の確保について

上記記載の状況に至った要因のひとつとして、 目的達成業務の認可に関する内容開示およびそ の基準の透明性が不十分であったと考える。

このため、以下の整理を要望する。

- ・ 目的達成業務の認可基準のガイドライン等の 作成及び公表
- ・ 認可申請内容の公表による透明性の確保
- ・ 既認可内容の検証・公表

3. 有利誤認を与える広告表示について

「フレッツ・テレビ」のサービスはフレッツに加入した上で提供されるものであり、かつ設備及び他費用が必要であるにもかかわらず、これらに関する表記が見えにくく、あたかも月額数百円のみで地デジ視聴が可能となるような誤解を与える広告がなされた。

NTT東日本の提供するひかり電話の広告表示に対しては、平成20年7月15日に公正取引委員会から排除命令、総務省から指導が行なわれ、NTT東日本は対策実施を表明しているにもかかわらず、前後する時期に同様の広告を行っていることとなる。

さらにNTT東西の優越的な地位を利用した広告 営業がNTT東西の子会社等を通じて行なわれる 場合も含め、適用法の趣旨により適切な指導を行 うことを要望する。

なお、国策である地上デジタル放送の普及に関しては、先日の情報通信審議会の中間答申におい

に伴い、ブランド力が相乗的に機能し、競争環境に 影響を及ぼす度合いが増すもの」との意見につい て賛成致します。

NTTドコモや県域子会社などの社名におけるNTTブランドの利用に留まらず、フレッツテレビやひかりTVにみられるようにアクセス以外のサービスにおけるブランドカの利用についても、利用者側から見ればNTTから提供されていると誤認を与えることとともなり、そのNTTブランド利用について今後新たな公正競争要件の検討が必要であると考えます。

現に、以下に公表されているアンケートにおいては

- ➤ 一般消費者は「NTT 東日本一〇〇」という社名が、NTT 東日本や NTT 西日本の支店、もしくは 子会社として認知している。
- ➤ 一般消費者は「NTTOO」というように、「NTT」 が加わることにより利用意向が高まる
- ▶ フレッツテレビが実際の提供事業者であるオプ ティキャストではなく、NTTによって提供されてい ると認識している一般消費者が多数を占めてい る

と指摘されており、NTT ブランドカの影響力を定量的に示しているものとなっています

※参照

株式会社シードプランニング殿 平成 20 年 9 月 17 日プレスリリース「企業ブランド調査を実施」 (http://www.seedplanning.co.jp/press/2008/0917. html)

~略~

消費者は「NTTOO」というように、「NTT」が加わることにより利用意向が高まるが、5 割超となっている。

~略~

消費者は「NTT 東日本一〇〇」という社名が、NTT

供主体に係る利用者の認識が十分ではないとの結果が公表されている。

このため、NTT法に基づく業務範囲規制を厳格に運用する観点から、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること等について、NTT東日本に対し、改めてその周知・徹底を要請し、その履行状況について総務省へ報告を求めるとともに、NTT東日本による当該措置の運用状況について引き続き注視していく。

■「フレッツ・テレビ」のサービスを利用するためには、「フレッツ光」の月額使用料、「スカパー!光」の施設利用料及び契約料や工事費等の初期投資が必要である。

NTT東日本及びその代理店が作成する広告について確認した限りにおいては、「フレッツ光」の月額使用料及び「スカパー!光」施設利用料が必要となる旨の表示、「フレッツ・テレビ伝送サービス」の工事費、「フレッツ光」の契約料及び工事費並びに「スカパー!光」の加入料及び工事費が必要となる旨の表示はなされてはいたものの、その適正性については、引き続き注視していく。

ても、既加入者のみならず加入を検討している視 聴者への情報提供等を適切に行うよう求められて いるところであり、関係者の一人で重要な役割を 担うことが期待されるNTT東西においても、同答申 を遵守すべきと考える。

(ジュピターテレコム)

■ NTT東・西フレッツ光とNTTグループ各社映像系 サービス(ひかり TV・フレッツ TV 等)の一体的提(イー・アクセス、イー・モバイル)

スは、NTTぷららを中心とするNTTグループ連携 により提供されていますが、お客様から見るとフレ ッツ光のサービスとして、NTT東・西自身が放送 サービス(地上デジタル放送、多チャンネル放送) を提供しているかのような宣伝・広告活動を行っ ています。

本来、アクセスサービスのみ提供する立場にあ るNTT東・西が前面に出てコンテンツサービスを 提供しているように見せる営業手法は、NTTブラ ンドを利用したグループ市場支配力の濫用であ り、このような目的達成業務の範囲を超えたグル ープー体営業は、公正競争上問題です。

特にNTT東・西は本体で放送サービスを提供す ることを禁じられていることに鑑みれば、ブロード バンド放送・VOD等は提供主体である子会社・関 連会社等が自ら宣伝・広告、営業活動を行うべき であり、NTT東・西が前面に出る形でフレッツサー ビスの販売戦略の中で放送サービスを訴求すべ きではありません。

(KDDI)

■ フレッツ・テレビ

・ NTT 東西殿が B フレッツ上で提供する「フレッツ・ テレビ」サービスは、株式会社オプティキャスト

東日本や NTT 西日本の支店、もしくは子会社とし て認知している。

~略~

個別サービスである「フレッツ」や「OCN」、「フレッツ テレビ | の提供会社を正確に認識している人は、そ れぞれ 5 割未満、約 3 割、約 0.1 割となっており、 「NTT」として一体的にイメージされている。

~略~

NTT東・西のフレッツ光を利用した映像サービ I■ 「フレッツ・テレビ」において、当社が提供している のは、電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サー ビス」(472.5円(税込)/月)であり、放送サービス の提供は行っておりません。

> また、当社は「フレッツ・テレビ」等の提供におい て、以下の内容を広告に記載し、指摘のような誤解 が生じないよう努めているところです。

- ・「フレッツ・テレビ」は、NTT東日本が提供する電 気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」 の契約と、㈱オプティキャストが提供する放送サ ービス「スカパー!光(ホームタイプワイド)」の契 約によりご利用いただけます。
- ・ フレッツ・テレビ 682.5円(税込)/月(スカパ 一!光施設利用料210円(税込)/月を含む)
- ・ 別途、「フレッツ・テレビ伝送サービス」の工事 費、「フレッツ光」の契約料・工事費・月額利用料 がかかります。
- 別途、「スカパー!光」の加入料・工事費(テレビ 接続工事費)がかかります。

近年、お客様ニーズはインターネットのみなら ず、映像サービスなどますます多様化してきてお り、当社としては、電気通信サービスである「フレッ ツ・テレビ伝送サービス」等の提供を通じて、これら のニーズに応えていく考えです。また、このような取 り組みは、地デジ対策にお困りのお客様への解決

(以下、「オプティキャスト」という。)殿が提供する 放送サービス「スカパー!光(ホームタイプワイ ド)」とNTT 東西殿が提供する電気通信サービス 「フレッツ・テレビ伝送サービス」の組み合わせで ■ 現在、ブロードバンド市場においては、トリプルプ はあるものの、利用者から見れば NTT 東西殿が 放送サービスを提供しているようにしか見えませ ٨,

- 結果として、NTT 東西殿が地域通信網における 独占的地位を有すること等を踏まえてなされた行 政指導(NTT 東西殿の放送事業への出資を3% 以下に制限等)の趣旨が形骸化されています。
- まして、以前から競争事業者が要望している分岐 端末回線単位での接続が認められない等、NTT 東西殿における光アクセス回線の開放が不十分 な状況下において、このようなサービスの提供を 認めることは、NTT 東西殿が FTTH 市場で 70%以 上のシェアを有しかつシェアを伸長する中、NTT 東西殿の独占の度合いをさらに強めることとな り、公正競争環境確保の観点から望ましくありま せん。

従って、NTT 東西殿の「フレッツ・テレビ」サー ビス提供が、FTTH 市場における競争促進を阻 害しないように何らかの措置を講じる必要がある(NTT西日本) と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

■ ②フレッツ・テレビ、ひかりTVの提供について

「フレッツ・テレビ」あるいは「ひかりTV」は、NTT 東西の提供サービスではないにも関わらず、「フレ ッツ光」や「ひかり電話」と容易に結びつくサービス 名称であり、サービスラインナップとして一体感を 生んでおります。

また、NTT東日本は、自社CMにおいて「フレッ ツ・テレビ」の広告を行う等、さらに一体的なサービ の一助になるものと考えております。

(NTT東日本)

レイを志向するマーケットの状況に対応すべく、 様々な事業者が自らの経営資源を活用しつつ、映 像サービスや IP 電話サービスなどにおける他社と のアライアンス等により激しい競争を展開していま

当社もインターネット以外のフレッツ光の新たな 利用シーン・魅力として、「スカパー!光」「GvaO NEXT」「ひかり TV」などフレッツ光とともに提供され る各種映像サービスをご紹介しているところです が、広告物等においては、映像サービスの提供主 体を明示するなど、当社が放送サービスを提供し ているとの誤認をお客様に与えないよう留意してお ります。

また、ご紹介にあたっては、専門チャンネル、地 デジ、VOD などの利用シーンに対応して各種映像 サービスを記載するなど、特定の事業者を優遇す る等の事実はなく、今後も、多様な事業者と連携 し、フレッツ光の魅力を訴求していく考えです。

ス展開を志向しているように見受けられます。

このような行為は、放送事業への参入を許されるべきでないNTT東西が、放送事業を展開しているかのような誤認を与えるものであり、そもそも問題でありますが、加えて自己の関係事業者と一体となった排他的な業務等にも該当すると考えられますので、早期に是正措置を講じる必要があります。

■ ③NTT東西と放送事業者の連携について

東日本エリアにて提供されている「フレッツ・テレビ」の提供料金:682.5円(月額・税込)は、他の同様のサービスと比較して、あまりに安い料金設定ではないかと考えます。

このため、当該サービス提供に係るコスト構造を明らかにし、NTT東日本から自己の関係する放送事業者等に対し当該料金設定を可能とする不当なコスト補てんがなされていないか、ひいては自己の関係事業者と一体となった排他的な業務等に該当しないかについて検証すべきであると考えます。

また、フレッツ光上で展開されようとしている放送系のサービスは、それぞれの市場で独占的な支配力を持つNTTグループとスカイパーフェクトコミュニケーションズとが、子会社等を介した複雑な資本関係のもと提供されることから、そのなかで排他的な結合や連携が生じていないかについても、公正競争要件等に照らして検証すべきであります。

(ケイ・オプティコム)

■ 東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」)のフレッツサービスを利用した放送サービス(フレッツ TV、ひかり TV)は、実際には NTT東西とは異なる別の事業者が提供主体となっているにもかかわらず、NTT東西が前面に出た広告宣伝活動が行われております。

当該活動はお客様に対して、"NTT 東西が放送サービスを提供している"といった誤解を招く恐れがあり、実質的には NTT 東西が放送事業に参入しているに等しいことから、NTT ブランドを使用した放送サービスの営業活動を厳格に禁止すべきと考えます。

(ジャパンケーブルネット)

■ NTTの実質的放送事業参入に対する懸念について(提供するサービスの表現の件)

ー般ユーザー(テレビ広告やチラシ広告を見る層)に「NTT が提供するサービス」との印象を抱かせ、法律や契約行為とは無関係に、あたかも NTT が提供する放送サービスと誤認させるものと思料します。

このような状況は、制度的には規制している NTTの放送サービス参入を、結果として黙認しているが如き状況です。抜本的改善を求めます。

■ 各種ちらしにおける、不当表示について

サービス提供内容と契約主体の関係が、利用者には誤解を招く表現が散見されています。また、提供するサービスが、あたかもそれ単独で提供できるような、誤った理解を利用者がしてしまう表現が見られます。

過去から同様のことが繰り返されていますので、 抜本的改善を強く求めます。

(イッツ・コミュニケーションズ)

- NTTの実質的放送事業参入に対する懸念について
 - 1. NTT東は本年7月より「地デジ対策」と称して、NTT東が提供する電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」の契約と、㈱オプティキャストが提供する放送サービス「スカパー!光(ホームタイプワイド)」の契約により、682.5円

| /月で地上デジタル放送が視聴できると、大々的に広告宣伝を行っています。利用料につきましては、放送サービス「スカパー光」の利用料も含めてNTT東が直接回収を行なっています。 ・電気通信役務利用放送事業者であるオプティキャストの経営に重大な影響を及ぼすマーケティング会社(オプティキャストマーケティング)の株式を49%保有していることは、実質的にオプティキャストの経営に対し、一定の影響力・支配力を有していると考えられます。 ・以上の様なこと等から、本サービスは適用法で規定されているNTT東の業務範囲を逸脱している可能性・懸念が大であると考えます。 ・オプティキャスト、オプティキャストマーケティングも含めて、当該事業の実態を検証し、公表すべきと考えます。 2. テレビサービスの宣伝広告において、度々"不当表示"が行なわれています。指摘の都度改善はされますが、一定期間が過ぎるとまた同様のことが繰り返されていますので、抜本的改善を強く求めます。 (日本ケーブルテレビ連盟) | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意見64 NTTドコモの放送事業者への出資条件は、「実質的な支配」の有無だけでなく、出資による社会的影響の度合いや弊害が生じる蓋然性等を総合的に判断すべき。 | 再意見64 | 考え方64 |
| ■【当社の放送事業者への出資について】 現在、当社が放送事業者に出資する場合、1社へ の出資であっても「出資対象となる放送会社との間 における業務の関連性を踏まえつつ、実質的な支 配とはならないよう、個々の事例において具体的に 制約」することとされております。 今後、放送と通信の融合が急速に進展することが | ■ 総務省「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(2008 年 7月)は、「制度の在り方/出資規律」の項で、「マルチメディア放送はあくまでも新たな『放送』として制度化するものであり、通信による情報配信サービスとは異なる役割を期待されることから、携帯電話事業者による出資について特段の制限を設ける必要 | ■ 携帯端末向けマルチメディア放送については、現在、制度整備の途上であり、当該放送に係る免許方針は平成21年以降において必要な手続を経て策定することとなっており、NTTドコモの出資については、これまでの整理も踏まえつつ、携帯端末向けマルチメディア放送の健全な発達を図る観点から、総合的に判断することとなる。 |

想定され、携帯電話事業が持つ放送事業との親和 性が期待される中、当社のみが携帯端末向けマル チメディア放送サービスを他の携帯電話事業者と 同等に展開できない場合、競争対抗上多大な支障 が生じる恐れが高くなります。

さらに、新たな放送の普及促進を図ることで産業 の振興、国際競争力の強化等が期待される中で、 国民のニーズに応えつつ、事業の立ち上げの早期 化・安定化を確保するためには、機動的かつ柔軟 な出資が必要となると考えます。

以上により、当社が出資する場合の条件として 「実質的な支配」の有無だけで判断するのではな「(日本民間放送連盟) く、出資による社会的影響度合いや弊害が生じる 蓋然性等を総合的に踏まえたうえで、個別具体的□■【放送に出資する場合の条件】 に判断する必要があると考えます。

(NTTドコモ)

はないと考えられる」と述べている。当連盟として は、マルチメディア放送に対する出資規律につい て、同報告書で示された方向性に異論はない。

なお、意見提出者(株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ) の該当部分の「放送事業者」は「携帯端末向けマ ルチメディア放送」に限定されたものと考える。その 上で、基幹放送たる地上放送や準基幹放送たるB Sデジタル放送に対するNTTグループ各社の出資 に関しては、1999 年 12 月のBSデジタル委託放送 事業者の認定時における行政の判断を踏まえた、 一定の規制の堅持が適切であると考える。

NTT 東西殿は加入電話市場において 90%弱、 NTT ドコモ殿は携帯電話市場においてシェアの過 半を有しているように、市場支配力の存在等、NTT グループ各社の放送進出について一定の制約を 課している前提の条件は変わりがない状況です。

従って、NTT グループ各社の放送進出に関する ルールについて、NTT ドコモ殿が指摘しているよう な見直しを行う必要はなく、むしろフレッツ・テレビに 見られるような、本来の行政指導の趣旨に照らして 問題と考えられる行為を規制するための見直しが 必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

■ NTTドコモ殿から指摘されている放送事業に対す る出資制約の考え方の見直しについては、NTT グ ループを実質的に牽引する NTT ドコモ殿の現状を 十分に勘案する必要があり、例えば、2010 年に予 定されている NTT 組織問題の検討の中で NTT ドコ モ殿の分社を要件とする等、NTT グループの問題 として捉え議論する必要があると考えます。

| | (イー・アクセス、イー・モバイル) | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | ■ NTTグループが、実質的な放送事業への参入を 企図した事業展開を行っている現状では、NTTドコ モによる放送事業者への出資自体を禁止すべきで あると考えます。 (ケイ・オプティコム) | |
| | | |
| 意見65 第二種指定電気通信設備における接続 約款届出における透明性を確保すべき。 | 再意見65 | 考え方65 |
| ■ 第二種指定電気通信設備における接続約款届 出における透明性の向上 【問題点】 ・第二種指定電気通信設備における接続約款は 届出制となっていますが、接続事業者にとっては、 「届出による変更等がいつ行われたか」、「変更等が行われた趣旨と経緯、具体的にどのような内容で変更が行われたか」が、オープンになっていない場合があり、届出制とはいえども本来有するべき手続きの透明性は、確保されていないと考えます。 【必要な措置】 MVNO 接続の促進など第二種指定電気通信設備における接続制度の重要性がより高まっている背景から、この手続きの透明性の確保について、競争セーフガード制度の中で検証をおこない措置を講ずるべきと考えます。 たとえば、接続約款の変更届出時には、接続事業者への通知、及び内容の説明(NTT 東西殿においては実施)がオープンに行われる対応などが必要と考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル) | ■ 第二種指定電気通信設備制度は、移動体設備が不可欠設備に該当しないことを前提に、市場支配力を有すると認定された事業者について「各事業者の円滑なサービス提供を確保するためには、こういった市場からの排除がないようにするための最低限の担保措置として、接続料を含む接続条件に関して透明性をより確保することを基本としたルールの整備が必要」(『接続ルールの見直しについて』第一次答申(平成12年12月21日)P13)とされ導入されたものと認識しております。 当社は第二種指定電気通信設備に関わる法令を遵守するとともに、その趣旨を踏まえ、接続約款変更に伴う更新情報をホームページに公開し、また、相互接続ガイドブックを作成・公開する等、透明性の確保に取り組んでいるところです。 以上により、現状、相互接続に関し当社が課せられている規制をさらに強化する必要性・合理性はないと考えます。 (参考)相互接続情報を記載しているURL http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/interconnection/index.html | ■ 第二種指定電気通信設備における接続約款の変更については、その実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより公表することとされており、現状において接続事業者が必要な情報を入手することが可能である。 接続料の更新等に係る考え方については、考え方28のとおり。 |
| 意見66 NTT東西が116窓口で競争事業者では | 再意見66 | 考え方66 |

実現し得ない顧客獲得機会を有していることを考慮すると、「1XY番号を新規サービスの受付番号として広告を行わない」という措置は、公正競争条件を確保するための措置としては不十分である。

■ 116 でのフレッツ営業

- ・ 弊社調べによると、NTT 東西殿における116窓口において、NTT 東西殿側からのフレッツ勧誘や利用 ADSL 事業者案内(接続に関して知りえた情報の目的外利用を除く)といった行為が依然としてなされている状況にあり、顧客利便性の観点からこうした行為が一定程度認められるべきという考えはあるものの、競争事業者においては実現し得ない顧客獲得機会を NTT 東西殿が有することは、やはり問題があると考えます。
- ・ このような状況を考慮すると、平成 18 年 6 月 16 日に総務省殿より公表された「IP 時代における電気通信番号の在り方に関する研究会第二次報告書」において NTT 東西殿に対して求めた「1XY番号を新規サービス(加入電話及びISDNサービス以外のサービス)の受付番号として広告を行わないとともに、新規サービスの広告において受付番号を示す場合は、着信課金用番号等を用いる」という措置は、公正競争条件を確保するための措置としては不十分である可能性があります。
- ・ 従って、まずは NTT 東西殿が上記措置とともに 求められた「1XY 番号による問い合わせの現状 (1XY 番号による問い合わせの受付件数及び代 表的な新規サービスの申込みの受付件数を含 む。)」の報告及びその検証結果を公表の上、公 正競争条件確保のための追加的措置を早急に 検討・実施すべきです。
- ・ 具体的には、116 窓口において、フレッツに係る 申し込み・問い合わせを受け付けない、116 窓口 と着信課金用番号窓口の物理的な分割等の措

■ 当社は、「接続で知り得た情報の目的外利用の 禁止」については、県域等子会社との業務委託契 約に規定するとともに、当社及び県域等子会社社 員向けの公正競争マニュアルの整備及び研修の 徹底などにより、当該行為を厳格に禁じておりま す。

また、当社は平成18年5月から固定電話サービスは「116」、フレッツサービスは「0120-116116」を受付番号として周知徹底しておりますが、ソフトバンク殿の意見が「116ヘフレッツサービスに関するお問い合わせいただいたお客様は、0120-116116にかけ直すべき」という趣旨だとすれば、利用者利便を無視した意見であると考えます。(NTT東日本)

以外のサービス)の受付番号として広告を行わないとともに、新規サービスの広告において受付番号を示す場合は、着信課金用番号等を用いる」という措置は、公正競争条件を確保するための措置としては不十分である可能性があります。 ■ 当社はフレッツサービス等の営業活動において加入電話及び INS64の契約に関して得た加入者情報であって他事業者が利用できないものを用いないことについて、支店及び県域等子会社の社員 等に周知・徹底を図っています。

「116 窓口において、フレッツに係る申し込み・問い合わせを受け付けない」とのご意見については、固定電話に関する問合せと新規サービスに関する問合せを共に行うケースにおいてワンストップでの対応ができなくなるなど、お客様にご不便を強いることになり、不適当であると考えます。

また、フレッツサービス等の受付センタと116センタを同一とするか否かは当社の業務運営の問題であり、そもそも、競争セーフガード制度での検証対象ではないと考えます。

■ 総務省は、「IP時代に於ける電気通信番号の在り方に関する研究会第二次報告書」において、新規サービス受付への1XY番号の使用に関して公正競争条件を確保するための措置が必要である旨結論付けられたことを踏まえ、平成18年7月20日、NTT東西に対し、Bフレッツを含む新規サービス(加入電話及びISDNサービス以外のサービス)について、116番号を含む1XY番号を受付番号として広告を行わず、新規サービスの広告において受付番号を示す場合は、着信課金番号等を用いる措置の運用を徹底するよう指導を行った。

さらに、このような措置によってもなお競争条件 の同等性が損なわれていると認められるか否かを 検証するため、実態の把握を行う観点から、

- (1)「116センタ」における完了呼の件数
- (2)「116センタ」におけるBフレッツの申込みに 係る受注件数
- (3) (2)のうち、116番号により発信された呼によるもの

について四半期毎に集計した数値を各事業年度終 了後3月以内に報告することを求め、本年6月に平 成19年度分の数値の報告を受けた。

当該報告を通じて、十分な実態の把握が行える 程度のデータが蓄積された段階で、新規サービス 受付への1XY番号の使用に関し、公正競争条件を 確保するために更なる措置が必要かどうか等につ いて検討を行う。

| 置を講ずるべきと考えます。 | (NTT西日本) | |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク | | |
| モバイル) | | |
| | | |
| 意見67 加入電話の移行をてこにしたフレッツ光へ | 再意見67 | 考え方67 |
| の切替えの奨励は、NTT東西の加入電話での独 | | |
| 占的地位を利用した営業行為であり、公正競争 | | |
| 上問題である。 | | |
| ■ 加入電話を梃子にした B フレッツ(ひかり電話)へ | | |
| の切替えの奨励 | 報のフレッツサービス等の営業への活用の禁止」 | NTT西日本のある県の県域等子会社において、 |
| 【検証が必要な事象】 | については、県域等子会社との業務委託契約に規 | 「現行の電話回線サービスに代わる、新しい光回 |
| NTT 東西殿や県域等子会社において、加入電 | 定するとともに、当社及び県域等子会社社員向け | 線サービスを2010年までに国内2000万回線提 |
| 話の切替えを梃子にBフレッツ(ひかり電話)への | の公正競争マニュアルの整備及び研修の徹底など | 供すべく整備工事を進めている」こと、「2011年ま |
| 切替えを奨励する販売施策が行われていないか。 | により、当該行為を厳格に禁じております。 | でに県内全域光回線網をカバーする構想が県知 |
| (たとえば、販促物の作成等営業ツールにおいて) | (NTT東日本) | 事より公表されたこと」を併記した上で、「現在、加 |
| 【問題点】 | | 入者が契約している電話回線・ADSL回線サービスを必要による。 |
| ・加入電話の移行を梃子にしてBフレッツサー | 当社はフレッツサービス等の営業活動において | スを光回線サービスへ移行する」ことを求める「お |
| ビスへの切替えを奨励する販売行為は、NTT 東 | 他事業者の利用することのできない加入電話の顧 | 知らせ」が配付される事案が発生している。 |
| 西殿が圧倒的なシェアを有する加入電話における 独占的な地位を利用した営業形態の1類型であ | 客情報を用いないこと等について、支店及び県域 等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、適切 | 当該事案は、加入電話からNTT西日本のひかり 電話への移行が公的施策であるかのような誤解を |
| 独古的な地位を利用した営業形態の「類型であ り、公正競争上、非常に問題であると考えます。 | 寺士云社の社員寺に同和・徹底を図るなど、週切 な措置を講じるとともに、社外からの指摘・ご意見 | 电話への移行が公的他来であるがのような誤解を 招きかねない広告物が配布されているものであり、 |
| り、公正規事工、非常に问題であると考えます。 ・また、それが、県域等子会社による販売施策 | な相直を構じるとともに、社外からの相間・こ息見 等を踏まえ、お客様の誤解を生むような不適切な | 指さかねない広音物が配布されているものであり、 不適切なものと認められる。 |
| であった場合は、ユーザの立場からすると、NTT | 東を聞また、お各様の誤解を主じよりな不過りな 販売ツールの作成等を行わないよう、支店及び県 | 小道 97なものと認められる。 |
| 東西殿本体と県域等子会社の区別は実質的につ | | ■ NTT東西は08年6月に設置した広告物の審査組 |
| くものではないため、県域等子会社に対して、直 | 域等丁去性の性質等に過量相等を打りておりよ | ■ NTT 保留は00年0万に設置した広日初の番目相 織において、すべての広告物の事前チェックを行う |
| 接的、間接的を問わず公正競争要件が及ばない | っ。 また、本年6月に本社に設置した審査組織にお | など広告物の適正化を推進している等としており、 |
| のであれば、実態と乖離している可能性があると | いて、全ての広告物の事前チェックを行うなど、広 | NTT東西の宣伝・広告手法の適正化の状況につ |
| 考えます。 | 告物の適正化を推進しております。 | いて引き続き注視していく。 |
| 「必要な措置】 | (NTT西日本) | |
| ・加入電話の移行を梃子にした販売実態、及び | | |
| Bフレッツへの移行が必須であるといったユーザ | | |
| に誤認をあたえる販売行為について、競争セーフ | | |
| ガード制度の中で改めて検証をおこない措置を講 | | |
| ずるべきと考えます。 | | |

・また、県域等子会社に対して特定関係事業者 の範囲を拡大する検討とあわせて、公正競争要 件が、直接的に県域等会社に及ぼすことができる 措置の導入が検討されるべきと考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見68 ADSLサービスの未解除状態におけるB フレッツへの屋内配線切替えなど、独占的な地位 を利用した営業実態について、改めて検証をおこ なうべき。

再意見68

考え方68

への屋内配線切替えの奨励について

【検証が必要な事象】

集合住宅の契約者回線型(電話重畳なし)ADSL 利用中のユーザに対して、Bフレッツエ事の際に、 ユーザが ADSL サービスの解約申込をする以前 に、現に ADSL にて使用している屋内配線をBフレ ッツに切替えるような対応の実施を(その結果、 ADSL サービスは利用できず、解約と同等の状態と なる。) 奨励していないか。

【問題点】

・この事象のような他社 ADSL サービスが現用 している屋内配線切替えを伴った B フレッツ回線 工事は、メタル線と光ファイバのアクセス回線を独 占的に有し、両方の開通工事を自らの出資会社 等関連会社が行っている NTT 東西殿でしか実現 できない行為であり、公正競争に及ぼす影響は非 ■ 集合住宅におけるBフレッツエ事時に、お客様宅 常に大きいと考えます。

·また、NTT 東西殿と ADSL 事業者間で確認さ れている解約申込処理フローは、ユーザからまず ISP 事業者(もしくは ADSL 事業者)を通じて行わ れることになっているにもかかわらず、例えユーザ の意思を確認した上であっても NTT 東西殿の都 合を優先して、屋内配線区間部分が B フレッツに

|■ ADSL サービスの未解除状態における B フレッツ |■ 【ADSL 解約前の屋内配線切り替え】

仮にイー・アクセス殿が主張しているような ADSL 解約前の屋内配線切替という事例が NTT 東西殿 により行われているとしたら、これは公正競争上極 めて問題のある行為であると考えます。NTT 東西 殿の営業実態は我々では検証できないことから、 総務省殿においては本件について、詳細な調査を 行ったうえ、NTT 東西殿と接続事業者とで屋内配 線を公平に設置・利用できるよう必要なルール整 備を行うべきと考えます。

このようなルール整備は、お客様及び接続事業 者の選択肢を拡大し、FTTH サービス市場の競争 促進の一助になるものと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

のメタルの屋内配線がADSL等で既に利用されて いることが判明した際には、お客様が強く要望され た場合に限り、その屋内配線を利用したBフレッツ への切替工事を実施することとしており、お客様の ご意向がないにもかかわらず「ADSLにて使用して いる屋内配線をBフレッツに切替えるような対応を 奨励」している事実はありません。なお、お客様の

■ イー・アクセスからは、NTT東西が、集合住宅に おける非重畳型 ADSL に利用している屋内配線に ついて、ユーザが ADSL サービスの解約申込をす る以前に、Bフレッツに切替えるような対応をしてい るおそれが指摘された。

これに対して NTT 東西からは、ユーザから切替 え意向があった場合に、ユーザにて ADSL サービ スの解約申込を実施されることを確認した上でエ 事を実施しているとの回答があった。

屋内配線の切替工事のフローについては、ユー ザ意向を踏まえた事業者間での合意に基づき行う ことが望ましいが、当該合意に反するような形でエ 事が行われているのであれば、事業者間で協議を 行った上で必要な見直しを行うことが適当である。

切替えられた場合、ADSL 事業者は、NTT 東西殿 から ADSL に係る接続料を請求され続けることと なり、この点も大きな問題点と考えます。

【必要な措置】

アクセス回線における独占的な地位を利用した 営業実態について、競争セーフガード制度の中で 改めて検証をおこない、措置を講ずるべきと考えま す。

■ 各項目の蓋然性が認められる具体的な状況につ いては、必要に応じて、別途提示します。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

ご要望に基づき切替工事を実施する場合において も、お客様においてADSLサービスの解約申込を 実施いただける旨を確認することとしております。 (NTT東日本)

■ 集合住宅において B フレッツの工事を行う際に、 お客様宅の屋内配線が ADSL サービス等で既に利 用されていることが判明した場合は、原則として、 お客様に確認の上、新たにBフレッツに用いる屋内 配線を敷設するか、B フレッツの工事を延期するこ ととしています。

ただし、お客様から要望された場合には、ADSL サービス等の解約申込みをお客様にて実施頂ける 旨を確認した上で、お客様の要望に沿って屋内配 線の切替を実施することがあります。

こうした集合住宅における屋内配線の切替につ いては、VDSL サービスを提供されている他事業者 からも、他サービスで既に利用されている屋内配 線をお客様の要望に沿って円滑に切り替えて利用 できるようにすべきとの意見を頂いているところで す。

(NTT西日本)

意見69 NTT西日本では「光ぐっと割引」が恒常的 に提供されているが、恒常的な地域ごとの料金設 定に問題はないのか、適正コストを下回る料金設 定になっていないか等検証が必要。

■ (2)-2:不当な内部相互補助の防止(会計の分 ■ 【B フレッツへの内部補助】 離等)

NTT西日本がキャンペーンと称して平成17年か ら開始した「光ぐっと割引(※)」が、実質的に3年以 上継続して実施されており、恒常的な料金メニュー となっております。

これは、恒常的な料金メニューにおいて、地域毎

再意見69

ケイ・オプティコム殿がご指摘のような恒常的な 割引料金設定の問題に加え、競争事業者より従前 から指摘の多額の販売奨励金の問題等、NTT 東 西殿における FTTH サービスの積極的な販売促進 の背景には、固定電話を中心とした独占市場から の不当な内部相互補助が存在するのではないかと

■ 共同ガイドラインにおいては、電気通信事業法上 問題となる行為として、独占的分野から競争分野 への内部相互補助により不当な競争を引き起こす 料金を設定することや、競争事業者を排除又は弱 体化させるために適正なコストを著しく下回る料金

を設定することが掲げられているところである。

累次の活用業務認可に係る運用においても、活

考え方69

に料金格差を設けていることに他ならず、電気通 信事業法第6条に定める利用の公平の観点から問 題であると考えます。

また、「光ぐっと割引」適用後のNTT西日本のFTT H利用者料金は、NTT東日本のFTTH利用者料金 より安い料金設定となる一方、本年実施された加 入光ファイバの接続料改定におけるNTT西日本の 接続料は、NTT東日本の接続料より高い接続料が 設定されており、利用者料金とそのコストたる接続「モバイル) 料について東西間で逆転現象が生じております。

以上のような状況を踏まえ、そもそも地域毎の料 金設定が恒常的に行われていることに問題ないの か、活用業務制度を利用して提供されているフレッ ツ光やひかり電話の利用者料金が、適正コストを 下回る競争阻害的な料金設定になっていないか等 を改めて検証する必要があります。

※ フレッツ光プレミアムが最初の1年間:3.000 円/月、大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・静 岡県・広島県・福岡県を対象に地域限定で実

(ケイ・オプティコム)

意見70 FTTHアクセスサービス区分における営業 費のうち、「顧客営業」「販売サポートのうち特約 店に支払う取次手数料」「宣伝」「企画」に該当す る費用の明確化を行うことが必要。

■ Bフレッツへの内部補助

昨年の本制度の検証において、競争事業者か ら、NTT 東西殿における B フレッツに関する内部 相互補助検証の必要性が指摘されていたところ ですが、これに対してその後、電気通信事業会計 規則に定める指定電気通信役務損益明細表に おける役務区分の追加等の措置がなされまし た。

いう疑いが拭いきれません。

従って、総務省殿におかれては、FTTH サービス に係る公正競争環境の確保を目的とし、ケイ・オプ ティコム殿指摘の内容に関する詳細な検証の上、 弊社意見書(平成 20 年 8 月 25 日)にて要望した FTTH サービスに係る費用の詳細化を行っていた だきたいと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク

用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び 小売コストの合計額を下回る等、競争阻害的な料 金で提供されていないことを検証するため認可申 請に当たって収支の見込み等の提出を求めてきた ところである。

競争事業者を排除又は弱体化させるために適 正なコストを著しく下回る料金を設定すること等、競 争阻害的な行為がなされていないかどうか引き続 き注視していく。

再意見70

■ 第一種指定電気通信設備制度に係る接続料は、 ■ 指定電気通信役務明細表は、独占的なサービス 「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテ スト)の運用に関するガイドライン」(08年2月改定。 以下「スタックテストガイドライン」という。)におい て、具体的な実施方法について規定されているとこ ろであり、事業法及スタックテストガイドラインに照 らし、当該接続料金規制の運用状況について検証 を行うことが必要と考えます。

考え方70

である指定電気通信役務について、市場ごとの収 支を明らかにさせることにより、指定電気通信役務 相互間、また、指定電気通信役務から競争的なサ 一ビスへの不当な内部相互補助を牽制・抑止し、も って利用者料金算定を適正化することを目的として いる。

したがって、一義的には、市場ごとに利益又は損

しかしながら、これらの措置のみでは内部相 互補助の検証が難しいことについて弊社共は以 前より指摘しているところであり、検証可能性を 高めるためにもより踏み込んだ措置が必要と考 えます。具体的には、FTTH アクセスサービス区 分における営業費のうち、「顧客営業」「販売サポ」(イー・アクセス、イー・モバイル) 一トのうち特約店に支払う取次手数料「「官伝」 「企画」に該当する費用の明確化を行うことが必 ■ 当社はFTTHアクセスサービスについて、平成 21 要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

さらに、キャンペーン費用については、スタックテ ストの「営業費」に含まれないため、独占分野から の内部相互補助がないかどうかなどの検証が非常 に難しく、接続会計でのサービスごとの事業収支に よるチェックもあわせて行うべきと考えます。

年度から電気通信事業会計規則に基づく適切な収 支算定を行い、これを開示することとしております。 (NTT東日本及び NTT 西日本)

失のいずれが生じているかを検証することが適当 であり、指定電気通信役務損益明細表において、 必ずしもその費用の内訳の一部を示す必要はない ものと考えられる。

意見71 不当な内部相互補助抑止のため、NTT東 西と子会社の取引状況の公表の継続や、受託業 務の効率化効果について行政による適切な検証 が必要。

■ 不当な内部相互補助の抑止

不当な内部相互補助の抑止について、会計制 度の在り方に関する研究会報告書に基づき、NT T東·西本体と県域等子会社の取引状況が公表さ れるようになったことは適切と考えます。年度毎の 実績が比較できるよう、今後も継続して公表され るべきです。

また、非公表の「(NTT東·西子会社等におけ る)受託業務の効率化効果」については、行政で 適切に検証される必要があります。

(KDDI)

再意見71

|■ 「不当な内部相互補助の抑止について、NTT 東・|■ 子会社との取引については、接続料原価算定の 西本体と県域等子会社の取引状況を今後も継続し て公表されるべき」との意見について賛成します。 また、「非公表の(NTT 東・西子会社等における)受 託業務の効率化効果について行政で適切に検証 される必要があります」との意見については、検証 を実施したことについて公表していただけるようあ わせて要望します。参考資料のように、NTTグルー プ内における会計処理については会計検査院から 過去に処理の不備を指摘されているところもあり、 適切な会計処理を行っているかどうかについても 詳細に検証してい頂く必要があると考えます。

■ 県域等子会社との取引については、会社法・税 法等の一般ルールのもとで、独立の第三者間の取 引と同様、適法・適正な委託費等により実施してお り、今年度より主要な県域等子会社との委託費取

(イー・アクセス、イー・モバイル)

考え方71

適正化を図る観点から、接続会計報告書において その取引額の記載を求めており、今後も継続して 公表されるもの。

また、子会社等の業務効率化による費用削減効 果を NTT 東西の会計に反映させるため、子会社等 への業務委託費と子会社等における当該業務に 要した費用等について報告を求めているところであ り、総務省において両者を比較・検証することとし ている。

| | 引額を開示しております。 | |
|----------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | (NTT東日本及び NTT 西日本) | |
| | | |
| 意見72 NTT東西の作業単金は、一般的な水準に | 再意見72 | 考え方72 |
| 比して高くなっており、その適正性についても、本 | | |
| 制度を通じて検証すべき。 | | |
| ■ 作業単金の妥当性 | ■ 当社の作業単金と、「建設物価」上の通信工事技 | ■ NTT東西における作業単金については、アウト |
| ・ 「平成 20 年度以降の加入光ファイバに係る接続 | 術者賃金の水準については、通信工事技術者賃 | ソーシング等による労務費・管理共通費等の削減 |
| 料の改定」に係る弊社共意見書(平成 20 年 2 月 | 金の対象は給与・賞与等の直接人件費のみであ | 効果が反映されているところであり、当該単金が、 |
| 14 日)でも述べたとおり、NTT 東西殿の接続料と | り、当社の作業単金に含まれる物件費、管理費等 | 著しく妥当性を損なっているとは認められない。 |
| して定められている作業単金は、一般的な水準 | が含まれていないことから、内容が異なるものを比 | なお、NTT 東西においては、引き続きの業務の一 |
| に比して高くなっています。例えば、平成 20 年 3 | 較することは不適切であると考えます。 | 層の効率化に努めることが適当である。 |
| 月 27 日に情報通信審議会より答申された「実際 | 当社の作業単金については、当社決算値を基に | |
| 費用方式に基づく平成 19 年度及び平成 20 年度 | アウトソーシング等による労務費等の削減効果を | |
| の接続料等の改定」における作業単金は、NTT | 既に織り込んで算定しており、当社の業務実態と | |
| 東日本:6,280 円/時間、NTT 西日本:6,214 円/時 | 効率化効果を反映した適切な料金であると考えて | |
| 間とされていますが、一方で、一般的な通信工事 | おります。 | |
| 技術者の作業単金は約 3,600 円/時間※となって | なお、当社としては、今後とも、一層の経営の効 | |
| おり、1 時間単位で比較すると約 2,600 円もの差 | 率化に取り組む所存です。 | |
| があります。この意見に対し、NTT 東西殿は再意 | (NTT東日本) | |
| 見において、「作業単金については、労務費単金 | | |
| のほかに物件費、管理共通費、退職給与費等を | ■ 労務費のほかに物件費、管理共通費、退職給与 | |
| 含んでいるものであり、現場管理費及び一般管 | 費等を含む当社の作業単金と、現場管理費及び一 | |
| 理費の諸経費(法定福利費、福利厚生費、退職 | 般管理費の諸経費(法定福利費、福利厚生費、退 | |
| 金等)を含まない「建設物価」上の通信工事技術 | 職金等)が含まれていない、「建設物価」上の通信 | |
| 者賃金と当社の作業単金の水準を比較されてい | 工事技術者賃金の水準を比較することは、内容が | |
| る点については、内容が異なる」との意見をされ | 異なるものの比較となるため、適当でないと考えま | |
| ていますが、弊社共はこの一般的な通信工事技 | す。 | |
| 術者の作業単金は作業者の待機時間や管理費・ | 作業単金については、当社決算値を基にアウトソ | |
| 共通費等を加味したものとなっていることから、 | ーシング等による労務費等の削減効果を既に織り | |
| NTT 東西殿の作業単金と原価範囲はほぼ同等 | 込んで算定しており、当社の業務実態と効率化効 | |
| であり比較は妥当であるものと考えます。 | 果を反映した適切な料金であると考えます。 | |
| ※「建設物価」2008・1 月号 通信工事技術 | なお、当社としては、今後とも、一層の経営の効率 | |
| 者賃金実態調査より、関東地区の監督 | 化に取り組んでいく考えです。 | |

又は主任の賃金平均額によると、一般的 (NTT西日本) な通信工事技術者の作業単金は 28,500 円/日(8 時間)

・ こうした通常より高水準と考えられる作業単金を 元に NTT 東西殿から各県域子会社等への業務 委託が行われることにより、NTT として本来達成 すべき効率化が実現されず、資金のグループ内 留保等が可能になるものと考えます。

このような状況は、第一種指定電気通信設備 との接続を行う事業者との競争環境に影響を及 ぼしうるものであり、総務省殿においては、NTT 東西殿が子会社へ業務を委託する際の作業単 金の適正性についても、接続料認可プロセスに 加え、本制度を通じて検証すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク

再意見73

考え方73

意見73 公正競争環境確保のため、NTTグループ 各社のブランド使用に関して早急にルール整備が 必要であり、ブランド効果の分析・検証に着手す べき。

■ NTT ブランドの優位性

モバイル)

- ・ 総務省殿より公表された「電気通信事業分野に おける競争状況の評価 2006」において、「NTT 東 西を使い続ける利用者には、料金面以外に、 NTT 東西のいわゆる「ブランドカ」その他の効果 が影響していると考えられ、何らかの「ロックイン」 が存在している可能性がある」と記載されている とおり、NTT グループ各社におけるブランドカは、 事業者間の競争環境に影響を及ぼしています。
- ・ また、昨年度の「競争セーフガード制度の運用に 関する意見及びその考え方」における総務省殿 の考え方35において、「NTT東西及びNTTドコモ が共同営業を行う場合、両者のブランド力が相乗

■【NTT ブランドの優位性】

NTT グループ各社におけるブランドカは、事業者間の競争環境に影響を及ぼしているものと考えます。さらに、今後、FMC 等の展開により NTT グループ各社間の連携が強化されるに伴い、ブランドカが相乗的に機能し、競争環境に影響を及ぼす度合いが増すものと考えられるため、公正競争環境確保を目的として、NTT グループ各社におけるブランド使用に関してルール整備を実施することが早急に必要と考えます。

なお、「電気通信事業におけるグループ・企業ブランドカ調査」(株式会社シード・プランニング2008 年 9 月 17 日 公 表

■「電気通信事業分野における競争状況の評価20 06」(07年7月総務省公表)においては、戦略的 評価として「隣接市場間の相互関係に関する分析」 を行ったところであるが、この中において、以下の ように分析を行っているところであり、総務省として は、NTTのブランドカと公正競争の関係について 引き続き注視していく考えである。

「隣接市場間における事業者選択の一定の相関 関係は、企業ブランドや料金設定、営業戦略等も 反映した結果と考えられ、競争政策上直ちに問題 となる事象とは必ずしも言えない。

ただし、事業者選択理由について分析を行った

的に機能すること等により、公正競争が阻害され る可能性がある」と記載されているとおり、今後、 NTT グループ各社間の連携が強化されるに伴 い、ブランドカが相乗的に機能し、競争環境に影 響を及ぼす度合いが増すものと考えられます。

従って、公正競争環境確保を目的とし、NTTグル 一プ各社におけるブランド使用に関して何らかのル 一ル整備が早急に必要と考えられ、まずは具体的 なルール策定にあたり、現状における NTT ブランド の効果の詳細な分析・具体的検証に直ちに着手す べきであると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

(http://www.seedplanning.co.jp/press/2008/0917. html))の結果においては、消費者にとっての 「NTT」ブランドの優位性や NTT グループの一体性 が見受けられる結果が導き出されており、今後本 件について詳細検討を進める上での参考として下 記に概要を記載させて頂きます。

く「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド 力調査 |概要等>

- ①「NTT」ブランドの認知度及び影響力
 - 1)「NTT」ブランドの認知度は圧倒的
 - 「『NTT』のみを知っている」(38.7%)、「『日本 電信電話株式会社』と『NTT』のどちらとも知 っている」(61.3%)との結果から、消費者のほ ぼ全て(99.9%)が「NTT」を認知している。
 - 2)「NTT」ブランドは消費者のサービス購入時 に影響
 - を冠することで、56.2%の消費者が利用意向 が増すと回答。
 - 3) 消費者はサービスブランドでなく、NTT ブラン ドでサービスを選択
 - 「『NTT』という企業ブランドの方が印象、及 び記憶が強い」(70.9%)が 7 割超を占めてい る。
- ② NTT グループの一体性について
 - 1) NTT グループ各社が個別の事業運営を行っ ているとの認識は少数に留まる。
 - NTT 東西殿とNTTコミュニケーションズとが 「一体的に事業運営しているとみている」 ■ 「NTT東日本-〇〇」等の県域等子会社の社名 (30.1%)及び「よくわからない」(34.9%)の合計 が6割超。
 - NTT 東西殿と NTT ドコモ殿とが「一体的に 事業運営しているとみている」(22.0%)及び 「よくわからない」(32.5%)の合計が5割超。
 - 2) NTT 東西殿と県域等子会社を別会社と認識

結果、NTTグループのサービスの選択者はブラン ドカを重視し、その他の事業者のサービスの選択 者は料金の安さを重視する傾向にあることが示唆 されている。

このような傾向については、単にボトルネック設 備の有無にとどまらず、NTTグループとしての歴史 や総合的事業能力をどう考えるべきかという点にも つながりうるものであるが、この点については、豊 富なデータに基づく緻密な分析を行った上で十分 な議論を行うことが必要となろう。競争評価として は、引き続き利用者の需要動向の変化をフォロー した上で、異なる市場間における事業者選択に相 関が生じる理由について、競争政策的観点から問 題となるものとならないものを峻別した上で、より詳 細に分析を行っていく必要がある。」

- サービスや商品購入の際に社名に「NTT」 07年7月に改正した「東·西NTTの業務範囲拡 大に係る公正競争ガイドライン」において、NTT東 西がNTTドコモと連携して活用業務に該当するFM Cサービスを提供する場合において、NTTドコモと 共同営業を行うとすれば、NTT東西とNTTドコモの ブランドカが相乗的に機能する等により、公正競争 が阻害されることが懸念されることから、NTT東西 は上記連携によるFMCサービスの提供に当たって NTTドコモの提供するサービスと同一の名称によ るサービスの提供を行わないことを条件として掲げ たところである。
 - については法制上特段の制約はないものの、NTT 東西と誤認される可能性は否定できないことから、 公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が 生じていないかどうか引き続き注視する。

している消費者は少数。

- 「NTT 東日本-○○」や「NTT 西日本-○○」 という社名を、「NTT 東日本や NTT 西日本の 子会社」と捉えている消費者が 26.8%に対し、 「NTT 東日本や NTT 西日本の支店」と捉えて いる消費者は 36.3%と多数を占める。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

■ 「今後、NTT グループ各社間の連携が強化される に伴い、ブランドカが相乗的に機能し、競争環境に 影響を及ぼす度合いが増すもの」との意見につい て替成致します。

NTTドコモや県域子会社などの社名におけるNT Tブランドの利用に留まらず、フレッツテレビやひかり TV にみられるようにアクセス以外のサービスにおけるブランドカの利用についても、利用者側から見ればNTTから提供されていると誤認を与えることとともなり、そのNTTブランド利用について今後新たな公正競争要件の検討が必要であると考えます。

現に、以下に公表されているアンケートにおいて は

- ➤ 一般消費者は「NTT 東日本一〇〇」という社名が、NTT 東日本や NTT 西日本の支店、もしくは 子会社として認知している。
- ➤ 一般消費者は「NTT○○」というように、「NTT」 が加わることにより利用意向が高まる
- > フレッツテレビが実際の提供事業者であるオプ ティキャストではなく、NTTによって提供されてい ると認識している一般消費者が多数を占めてい る

と指摘されており、NTT ブランドカの影響力を定量的に示しているものとなっています

×参照

| | 株式会社シードプランニング殿 平成 20 年 9 月 17 日プレスリリース「企業ブランド調査を実施」(http://www.seedplanning.co.jp/press/2008/0917.html) | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 意見74 ソフトバンク社やKDDI社は、最近、自社 固定電話を含め「自社ユーザ間は無料」とする一 方、「他社ユーザへは割高」或いは「他社ユーザ からは割高」という、極端な通話料金を導入してい る。これらの料金は、高い(独占的な)接続料を使 って、「本来自社ユーザが負担すべきコストまで接 | 再意見74 | 考え方74 |

| 続料に上乗せして他社の携帯・固定ユーザに負 | | |
|-----------------------------|-----------------------------|-------------|
| 担させ、そうして得た利益で自社ユーザを優遇す | | |
| る」反競争的な行為である疑いが強い。接続料の | | |
| 適正性及び公平性について調査すべき。 | | |
| ■ ソフトバンク社やKDDI社は、最近、自社固定電 | ■ 現在、小売市場において資本関係のある事業者 | (考え方28に同じ。) |
| 話を含め「自社ユーザ間は無料」とする一方、「他 | 間もしくは複数の小売市場を持つ事業者内におい | |
| 社ユーザへは割高」或いは「他社ユーザからは | て、携帯電話と固定電話の通話料を無料とする小 | |
| 割高」という、極端な通話料金を導入している。こ | 売料金を設定しております。また、一部の携帯電話 | |
| れは違法に利用者を差別する料金にあたるので | 事業者からは「自社内通話や自社グループ間通話 | |
| はないか。例えば米国には、「市内かけ放題」、 | の利用料金を無料にする一方で自社以外の携帯 | |
| 「州内かけ放題」、「国内かけ放題」といった定額 | 電話などから着信した場合に接続料を頂けるので | |
| 料金制があるが、通話先が自社ユーザか否か | 利益を出すことが出来る」(2008年3月期ソフトバ | |
| で、差別する料金は存在しないと思う。 | ンク社中間決算説明会)とのコメントが出されてお | |
| また、これらの料金は、高い(独占的な)接続料 | り、通話料無料のコストを接続料に転嫁し、回収し | |
| を使って、「本来自社ユーザが負担すべきコストま | ているという可能性が考えられます。 | |
| で接続料に上乗せして他社の携帯・固定ユーザ | 以上のように、携帯電話市場の市場支配力を固 | |
| に負担させ、そうして得た利益で自社ユーザを優 | 定電話市場で行使していると懸念があることから、 | |
| 遇する」反競争的な行為である疑いが強い。 | 携帯電話と固定電話間に係る卸売市場における分 | |
| 総務省殿におかれては、接続料の適正性及び | 析が必要と考えます。 | |
| 公平性について調査を実施され、こうした差別的 | (NTTコミュニケーションズ) | |
| な料金の改善を求めていただきたいと考える。 | | |
| (個人) | ■NTT 東日本・再意見28に同じ | |
| | | |
| 意見75 固定電話と携帯電話の無料通話を提供し | 再意見75 | 考え方75 |
| ている事業者については、自社内通話や自社グ | | |
| ループ間の通話の赤字を接続事業者が支払う接 | | |
| 続料で補填している懸念があることから、当該事 | | |
| 業者のグループ内等における接続料の検証が必 | | |
| 要。 | | |
| ■ 固定電話市場においては、自社の携帯電話との | ■【携帯-固定の通話料無料化、他事業者の営業 | (考え方28に同じ。) |
| 無料通話を梃子に、固定電話ユーザの獲得をめざ | 活動の検証等】 | |
| し、自社内や自社グループ内の固定電話ー携帯電 | そもそも本制度は、事業法に基づく指定電気通 | |
| 話相互間の通話を無料にするといったバンドルサ | 信設備制度及び NTT 法に関連した NTT グループ | |
| ービスが登場してきています(KDDI殿:au まとめト | に係る累次の公正競争要件の有効性・適正性を確 | |
| , | | |

ーク、ソフトバンク殿:ホワイトコール24)。

一般的に固定電話より高い水準の接続料(固定電話の接続料の約5倍の接続料)を携帯事業者が設定していることに鑑みれば、固定発携帯着の通話無料サービスを提供することは困難であり、

- ・ 自グループ内への通話だけを無料としている が、自グループと他社に適用する接続料の差に 合理的な理由があるか、
- ・ 仮に無料とした通話料に接続料の負担がないと すれば、当該通話の接続料を他社の接続料に 転嫁している可能性があるのではないか、

といった懸念があることから、電気通信市場における公正な競争確保を図るという競争セーフガード制度の趣旨に鑑み、当該事業者グループ内における接続料の検証が必要であると考えます。

(NTT東日本)

■ 【固定電話と携帯電話の無料通話について】

- ・現在、固定電話市場においては、自社又は自社グループの携帯電話との無料通話を梃子に固定電話ユーザの獲得を目指し、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とするサービスが登場していますが、当社の場合は、携帯電話事業者殿が当社に対して設定される接続料が高止まりしているため、当社が当該携帯電話事業者殿との間の利用者料金を同様に無料とするサービスを提供することは困難な状況にあります。
- ・当社が携帯電話事業者殿との間の利用者料金を 無料とするサービスを提供するにあたっては、当該 携帯電話事業者殿が当社に対して設定されている 接続料の低廉化を図って頂く必要があると考えま す。その点、ある携帯電話事業者殿の公式ホーム ページにおいて、「自社内通話や自社グループ間 通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外 の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂け

保することが目的であり、NTT 東西殿より指摘された各案件については、検証対象ではありません。

このような意見が NTT 東西殿より出されること自体、NTT 東西殿が自身の行為から目を逸らさせるべく、いたずらに議論を拡散させるものであり、極めて問題であると考えます。従って、総務省殿はこのような意見をまともに取り扱うべきではないと考えます。

なお、NTT 東西殿より意見提出されている「携帯ー固定の通話料無料化」及び「ひかり電話接続料」に係る弊社共意見については、「電気通信事業法施行規則等の一部改正に関する再意見募集に関する再意見書(平成20年6月10日)」を参照願います。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)

■ モバイル市場は、契約者数が 1 億を超え、利用者の需要も固定サービスからシフトしており、それに対応して利用者の利便性に与える影響、それに伴って競争施策が有する意義は、固定サービスと比較しても相対的に大きくなっていると考えられるため、更に競争を促進し利用者利便性の向上を図る取組みとして、今後、第二種指定電気通信設備制度の接続料のあり方を含む見直しの検討が行われる時期にきていると考えます。

×参照

弊社平成 20 年 8 月 25 日提出意見書 1、(2)、ア ■第二種指定電気通信設備の指定要件の見直し ~略~

【必要な措置】

・ モバイル市場の状況に応じて、適宜、制度の運用の見直しを行う必要があると考えますので、競争セーフガード制度の中で検証をおこない、届出

| るので利益を出すことができる。」と記載されていることに鑑みれば、自社内通話や自社グループ間通話の赤字を接続事業者が支払う接続料で補填されている懸念があることから、当該携帯電話事業者殿グループ内等における接続料の取引実態等を検証して頂きたいと考えます。 →別添5(省略)【他社 0AB~J/050 電話サービスに係る接続料について】・従来は、ひかり電話の接続料を交渉する過程において、他社接続料の低廉化に向けた働きかけを行うことが可能であったため、他社 0AB~J/050 電話サービスに係る接続料は、ひかり電話の接続料と同水準となるよう設定されてきたところですが、今後、ひかり電話の接続料が接続約款に規定されるようになれば、こうした働きかけを行うことが困難になると想定されます。他社接続料の高止まりによって、事業者間の公平性が損なわれる事態が生じないよう、その低廉化に向けた対処策を検討しておく必要があると考えます。(NTT西日本) | 制の場合であっても接続条件の適正性を確保するために意見書の招集などでステークホルダーからの検証が事前に可能なフロー等を導入すべきと考えます。 ・また、今後の第二種指定電気通信設備に対するドミナント規制の在り方についても、引き続き検討される必要があると考えており、現在の指定基準(25%)の在り方、第一種指定電気通信設備と同等の接続条件の適正性を確保する方策としての接続約款の認可制への移行、並びに接続会計の適用等の検討が行われるべき対象になると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル) | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意見76 公正競争確保に加え、消費者保護の観点からも、NTTグループだけでなく、他事業者の営業活動の適正化について検証の対象とすべき。 | 再意見76 | 考え方76 |
| ■ 他事業者が、「NTTのOOです。基本料がお安くなります」、「NTTから委託を受けてお電話しております」、「今月中にNTTからOOOへ変更しないと電話が使えなくなります」、「NTTと提携したため、電話料金がお安くなります」のように当社または当社関係者を装う、当社から業務の委託を受けていると虚偽の説明を行うなど、他事業者の不公正な営業活動に関する苦情が当社のお客様から寄せられており、個別にお客様及び事業者対応を行っております。 | ■ソフトバンク・再意見75に同じ | ■ 競争セーフガード制度は、電気通信事業法に基づく指定電気通信設備制度及びNTT法に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性を定期的に検証することが目的である。なお、電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者等の業務の方法に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に意見の申出(電気通信事業法第172条)をすることが可能である。 |